

自己点検・評価報告書

2017年度～2018年度

2019年6月

学校法人物療学園

 大阪物療大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	6
基準 1 使命・目的等	6
基準 2 学生	14
基準 3 教育課程	41
基準 4 教員・職員	53
基準 5 経営・管理と財務	65
基準 6 内部質保証	77
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	81
基準 A 医療人育成	81
基準 B 社会連携・社会貢献	88
基準 C 研究活動・学界活動	91
V. 特記事項	93
VI. 法令等の遵守状況一覧	94
VII. エビデンス集一覧	100

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 大阪物療大学の建学の精神と教育目標

(1) 建学の精神

大阪物療大学を設置する学校法人物療学園の創立は、1933年に「物療学院」としての創設に始まる。80余年前の「物療学院」の創設者は、田中金造博士である。田中は、戦前での学院創設にあたり、「之科学為報國修（これ科学を国に報いる為に修む）」の言葉を記し、科学（物理療法）を学ぶ上で、そのあるべき精神を漢文として表した。2011年に開学した大阪物療大学においても、この言葉を建学の精神として受け継いでいくことと定め、この言葉の意味を「科学というものは（それを学ぶことが自己目的でもなければ、自分の利益・利得のために学ぶものでもなく）自分を育ててくれた国や社会や人々の恩に報いる為に修めるものである」と理解し、入学式での学長式辞及び学内掲示等により周知を徹底している。この建学の精神は、本学保健医療学部で医療人教育の考え方の根幹として受け継がれており、学生、教職員全員を対象として全学に浸透している。

(2) 大学の基本理念

本学は、「之科学為報國修」という建学の精神に則り、「人の心と温かさがわかり、ひとりの社会人・医療人としての自覚と誇りを持って、新しい社会の要請に応える医療職の人材を育成すること。」を教育理念としている。

本学は、学園の伝統的な教育理念を踏まえ、放射線医学分野が人間を対象とする学問であることから、「人間教育」の考え方を基本として、専門分野に関する知識と技術の習得に加えて、幅広い視野と豊かな人間性を兼ね備えた人材の育成を目指し、地域社会における人材需要の要請に応えることを目的として設置している。

2. 大阪物療大学が目指す大学像

(1) 本学の「使命・目的」について

勅令「私立学校令」に則り、1933年、初代校長田中金造博士により設立された「物療学院」は、1951年に「大阪物療専門学校」に校名を改称した。以来、医療現場に数多くの優秀な人材を輩出している。その後、放射線医療現場における、より専門的な知識や技術を持つ診療放射線技師の専門教育の必要性、診療放射線技師の高学歴志向、地方自治体や職能団体からの要望等、社会の要請に応えるため、2011年4月、「大阪物療大学」を開学したものである。

大阪物療大学学則（以下「学則」という。）第1条において規定しているとおり、政令指定都市界における医療人育成の場として、保健・医療・福祉の分野へ貢献すべく、柔軟で幅広い視野に立った高度な専門知識・技術を教授研究するとともに、豊かな人間性と知性を兼ね備えた実践力に富む有為な人材の育成を図り、もって地域社会における医療の発展並びに人々の健康の保持・増進に貢献することを本学の目的と定めている。具体的には、人間教育の考え方を基本として、放射線医療の高度化や専門特化に対応するための基礎的な知識と技術の習得に加えて、幅広い視野と豊かな人間性、高い倫理観、的確な対人関係形成力、他者との協調・協働力、継続的な自己研鑽力、研究能力を身に着けた職業人を育成することで、地域医療の向上に寄与することを目指している。

(2) 本学の個性・特色について

近畿圏に存在する診療放射線技師を養成する大学はわずか3大学、大阪府下で2大学と少ない。本学はそのうちの、大阪府下唯一の単科大学である。保健医療学部の目的は「大阪物療大学保健医療学部規程」（以下「学部規程」という。）第2条に定めた「専門性を活かした人材育成により地域医療の向上に寄与するとともに、地域貢献のための教育・研究拠点として知的資源を還元すること」である。また、同第3条では診療放射線技術学科の目的を「放射線医学分野に関する教育と研究を通じて、診療放射線技師を育成することにより、地域社会の医療、保健、福祉の発展と向上に寄与すること」と定め、開学前の大阪物療専門学校の伝統である社会の要請に積極的に対応できる人材育成による社会貢献の精神を現在も受け継いでいる。

その上で、教育課程を「基礎教育」と「専門教育」に区分し、うち「基礎教育」は、中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」における「各専攻分野を通じて培う「学士力」～学士課程共通の「学習成果」に関する参考指針～（2008年12月24日付け）」と、本学における人材養成の目的を達成するための具体的な資質と能力を踏まえたうえで、人類の文化や社会、自然科学に関する知識の理解と、知的活動でも職業生活や社会性でも必要となる汎用的な技能を習得し、生命尊重を基盤とした豊かな人間性と高い倫理観を備え、的確な意思疎通により対人関係を形成できる能力を養うこと、つまり本学が目指す「人間力を育てる教育」を目的とした科目群で編成されている。

これらのように、学部、学科が担う機能としては、中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」の提言する「高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化」を踏まえ、放射線医学分野における教育研究と診療放射線技師の養成による「幅広い職業人養成機能」と「特定の専門的分野の教育・研究」、「社会貢献機能」に重点を置いて教育研究に取り組むことを特色としている。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

- | | | |
|--------|------|--|
| 1933 年 | 8 月 | 初代校長田中金造を設立者として勅令私立学校令により私立物療学院設立許可を得る |
| | 9 月 | 私立物療学院開校 |
| 1934 年 | 3 月 | 大阪府大阪市住吉区に校舎完成 |
| | 3 月 | 校名を大阪物療学校に改称 |
| 1935 年 | 4 月 | エックス線と物理療法全般並びに関連医学の学術技能を教授する許可を得る |
| 1951 年 | 6 月 | 校名を大阪物療専門学校に改称 |
| 1953 年 | 2 月 | 診療エックス線技師養成所として厚生大臣より指定を受ける |
| 1954 年 | 4 月 | 第一本科設置 |
| 1955 年 | 4 月 | 第二本科設置 |
| 1958 年 | 8 月 | 第二代校長に田中崇宣就任 |
| 1969 年 | 4 月 | 大阪府大阪市阿倍野区に阿倍野校舎完成 |
| 1971 年 | 3 月 | 診療放射線技師養成所として厚生大臣より指定を受ける |
| | 4 月 | 第一専攻科設置 |
| 1973 年 | 10 月 | 学校創立 40 周年記念式典挙行 |
| 1975 年 | 4 月 | 第二専攻科設置 |
| 1977 年 | 4 月 | 専修学校設置基準の制定に伴い、専修学校としての許可を受け、医療専門課程設置認可を得る |
| 1978 年 | 4 月 | 第一・第二放射線科設置 |
| 1980 年 | 3 月 | 第一・第二本科廃止 |
| 1981 年 | 3 月 | 第一・第二専攻科廃止 |
| 1985 年 | 10 月 | 学校法人物療学園設立
初代理事長に田中崇宣就任 |
| 1988 年 | 9 月 | 大阪府堺市鳳に新校舎（現：大学 1 号館）完成移転 |
| 1993 年 | 8 月 | 学校創立 60 周年記念式典挙行 |
| 1995 年 | 3 月 | 1994 年度卒業生より専門士（医療専門課程）の称号授与開始 |
| 1999 年 | 5 月 | 大阪物療専門学校第三代校長に田中博司就任 |
| | 6 月 | 第二代理事長に田中信行就任 |
| 2001 年 | 4 月 | 第一・第二放射線科を第一・第二放射線学科に改称 |
| 2002 年 | 4 月 | 大阪府堺市下田町に第二校舎（現：大学 4 号館）完成 |
| | 4 月 | 理学療法士・作業療法士養成施設として厚生労働大臣より指定を受ける |
| | 4 月 | 第一・第二理学療法学科設置 |
| | 4 月 | 第一・第二作業療法学科設置 |
| 2004 年 | 4 月 | 学園本部校舎開設（情報処理室併設） |
| | 12 月 | イングリッシュガーデン完成（現：大学 1 号館） |

- 2006年 4月 第三代理事長に田中博司就任
 2008年 6月 鳳東町運動場完成
 2010年 10月 大阪物療大学保健医療学部診療放射線技術学科設置認可を得る
 2011年 3月 大阪物療専門学校第二放射線学科、第二作業療法学科 廃止
 4月 大阪物療大学 開学
 大阪物療大学初代学長に田中博司就任
 大阪物療大学保健医療学部診療放射線技術学科設置
 2012年 3月 大阪物療専門学校第二理学療法学科、第一作業療法学科 廃止
 4月 大阪物療専門学校第四代校長に遠藤忠保就任
 2013年 3月 大阪物療専門学校の廃止の認可を得る
 3月 大阪物療専門学校第一放射線学科、第一理学療法学科 廃止
 3月 大阪物療専門学校 閉校
 2015年 3月 大阪物療大学 第1期生 卒業

2. 本学の現況

(1) 大学名 大阪物療大学

(2) 所在地

1号館	大阪府堺市西区鳳北町3丁33
2号館	大阪府堺市西区鳳北町3丁13-1
3号館	大阪府堺市西区鳳東町4丁410-5 (法人本部)
4号館	大阪府堺市西区下田町23-1
鳳東町運動場	大阪府堺市西区鳳東町5丁478番ほか

(3) 学部構成

学部名	学科名
保健医療学部	診療放射線技術学科

(4) 学生数 (2019年5月1日現在)

【大学】

(単位：人)

保健医療学部	収容定員	在学生数	1年次	2年次	3年次	4年次
診療放射線技術学科	320	332	94	85	71	82
合計	320	332	94	85	71	82

(5) 教員数 (2019年5月1日現在)

【保健医療学部】

(単位：人)

教授	准教授	講師	助教	助手	合計
12	1	5	3	0	21

(6) 職員数 (2019年5月1日現在)

(単位：人)

種別	専任	嘱託	臨時	合計
大学	17	6	1	24
法人	2	0	0	2

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

物療学園（以下「本学園」という。）の目的は、学校法人物療学園寄附行為（以下「寄附行為」という。）第 3 条に「この法人は、教育基本法および学校教育法に従い、学校教育を行い、社会に貢献できる豊かな心と健やかな体を携えた医療人を育成することを目的とする。」と明確に定めている。【資料 1-1-1】

また、大阪物療大学学則（以下「学則」という。）第 1 条に、大阪物療大学（以下「本学」という。）の目的を「大阪物療大学は、「之科学為報國修（これ科学を国に報いる為に修む）」という建学の精神に則り、「人の心と温かさがわかり、ひとりの社会人・医療人としての自覚と誇りを持って、新しい社会の要請に応える医療職の人材を育成することを教育理念とする。」と定め、政令指定都市堺における医療人育成の場として、保健・医療・福祉の分野へ貢献すべく、柔軟で幅広い視野に立った高度な専門知識・技術を教授研究するとともに、豊かな人間性と知性を兼ね備えた実践力に富む有為な人材の育成を図り、もって地域社会における医療の発展並びに人々の健康の保持・増進に貢献することを目的とする。」と具体的にかつ明確に定めている。【資料 1-1-2】

さらに、「学則」第 4 条に、学部及び学科の教育研究上の目的を、「保健医療学部診療放射線技術学科は、放射線医学分野に関する教育と研究を通じて、診療放射線技師を育成することにより、地域社会の医療、保健、福祉の発展と向上に資する有為な人材の育成を目的とする。」と明確に定めている。【資料 1-1-2】

1-1-② 簡潔な文章化

建学の精神や目的については、本学ホームページ等に公表しているほか、「学生便覧・履修要項」や「大学案内」、「学生募集要項」等にて学生や保護者に向け、その意味や内容が具体的且つ明確に簡潔な文章で説明する工夫をしている。また、大学ポートレートに参加し、「大学の目的」「学部の目的」「学科の目的」にもその内容を記載しており、本学の使命・目的及び教育目的は具体的且つ明確で、簡潔な文章化により広く周知されているといえる。【資料 1-1-3】【資料 1-1-4】【資料 1-1-5】【資料 1-1-6】【資料 1-1-7】

1-1-③ 個性・特色の明示

本学の最大の特徴は、保健医療学部診療放射線技術学科のみの単一学部単一学科から構成される点であり、組織としての研究対象とする中心的な学問分野を保健衛生学分野における放射線医学分野としている点である。診療放射線学に関する教育と研究を通じて、卒業を認定された者に「学士（診療放射線学）」の学位を授与し、最終的には診療放射線技師を養成することを目的としている。【資料 1-1-2】【資料 1-1-8】

特に、中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」の提言する「高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化」を踏まえ、放射線医学分野における教育研究と診療放射線技師の養成による「幅広い職業人養成機能」と「特定の専門的分野の教育・研究」、「社会貢献機能」に重点を置いて教育研究に取り組んでいることも、特色として挙げられる。

具体的には、「大阪物療大学保健医療学部規程」（以下「学部規程」という。）第2条に定められているように、「専門性を活かした人材育成により地域医療の向上に寄与する」こと、「地域貢献のための教育・研究拠点として知的資源を還元する」ことを学部の特色とし、また学科としては「放射線医学分野に関する教育と研究を通じて、診療放射線技師を育成することにより、地域社会の医療、保健、福祉の発展と向上に寄与する」ことを特色としている。【資料 1-1-9】

「学部規程」に定められ明確化された教育研究上の目的・特色は、本学ホームページに掲載するだけでなく、大学ポータルサイトの活用及び「大学案内」や「学生便覧・履修要項」に明示する等、情報公開に努めている。これにより、在学生・教職員はもとより受験生や保護者ほか一般の方々に明示しているといえる。【資料 1-1-3】【資料 1-1-4】【資料 1-1-5】【資料 1-1-10】

数万人の学生が在籍するマンモス大学と比べ、1学年定員80人と小規模大学だからこそできる少人数教育にも取り組んでいる。低学年次には学生約10人前後に対し1人の割合で担任教員を配置する少人数担任制を図ることで、学生一人ひとりに専門知識・技術に限らず、「人間教育を根幹とした人材の育成」を目指した、きめ細かい指導・サポートを実践している。さらに、入学前からの基礎教育により、学生が円滑に専門分野のカリキュラムに取り組めるよう、入学時点での学力の向上をはかるための入学前教育を行っている。また、入学後に、理数系の成績に不安のある学生でも自信を持って講義を受けられるよう、重要な基礎科目の専任教員を複数人配置するなど、必要に応じて基礎学力レベルを高めるための工夫を手厚く行っている点も本学の特色といえる。【資料 1-1-11】【資料 1-1-12】

1-1-④ 変化への対応

2016年9月、理事会により決議された「中・長期計画」に示されているように、少子高齢化など社会構造が大きく変化する中で、本学がその役割を改めて検討し、変化に対応していく重要性を認識している。今日の高等教育機関は、その教育・研究機能を通じて、これまで以上に地域社会への貢献を果たすことが社会的使命となっている。また近年、医療技術者としての役割や責任の拡大により、豊かな人間性や高い倫理観、対人関係能力が求められていることから、本学の教育理念「新しい社会の要請に応える医療職の人材を育成すること」はまさしく現代の社会環境の変化に順応した理念といえる。【資料 1-1-13】

また、2015年度及び2019年度入学生よりカリキュラムの再編を行い、「学部規程」や「大

阪物療大学保健医療学部履修規程」に定めている。社会が求める教育の質を確保するための改善を適時適切に行い、組織的に教育効果を高めることにより、時代の変化に対応している。【資料 1-1-9】【資料 1-1-14】

◆エビデンス集 資料編

- 【資料 1-1-1】 学校法人物療学園寄附行為
- 【資料 1-1-2】 大阪物療大学学則
- 【資料 1-1-3】 本学ホームページ「建学の精神」「教育研究上の目的」
<http://www.butstryo.ac.jp/gakuen/spirit.html>
<http://www.butstryo.ac.jp/gakuen/purpose.html>
- 【資料 1-1-4】 学生便覧・履修要項 2018 p.4
学生便覧・履修要項 2019 p.4
- 【資料 1-1-5】 大学案内 2019 p.12
大学案内 2020 p.14
- 【資料 1-1-6】 2019年度 学生募集要項 p.1
2020年度 学生募集要項 p.1
- 【資料 1-1-7】 大学ポートレート
<http://up-j.shigaku.go.jp/school/category01/00000000524001000.html>
<http://up-j.shigaku.go.jp/department/category01/00000000524001001.html>
- 【資料 1-1-8】 大阪物療大学学位規則
- 【資料 1-1-9】 大阪物療大学保健医療学部規程
- 【資料 1-1-10】 大学ポートレート
<http://up-j.shigaku.go.jp/school/category02/00000000524001000.html#02>
- 【資料 1-1-11】 本学ホームページ「カリキュラム・ポリシー」
http://www.butstryo.ac.jp/concept/curri_policy.html
- 【資料 1-1-12】 本学ホームページ
<http://www.butstryo.ac.jp/feature/>
- 【資料 1-1-13】 中・長期計画（2016年9月）
- 【資料 1-1-14】 大阪物療大学保健医療学部履修規程

(3) 1-1の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的を、今後も引き続き、教職員や本学学生はもちろんのこと受験生やその保護者を中心に広く周知していく。

特に、社会的にさらなる理解を得られるよう、本学の使命や目的を簡潔な文章で示す工夫を行っていく。

設置の趣旨及び目的等が活かされるよう、引き続き、事業計画に基づき確実に実行していくとともに、本学園が大学本来の使命を果たし、社会の発展に貢献していくために、教育の質を確保し、時代を切り拓く取組みに挑んでいく。

個性・特色については本学ホームページや大学ポートレートの活用及び「大学案内」等の各種資料に明示し、法令に適合している本学の使命・目的及び教育目的に沿って組織を

運営し、大学教育の質の向上に向けた教育課程の変更や事務組織の改革を行うことにより、社会環境の変化に対応できる改善を検討し実施していく。

1-2 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員・教職員の理解と支持

本学の使命・目的及び教育目的については、本学園の役員・教職員が共有してその意識を保ち、継続して浸透が図れるよう取り組んでおり、理解と支持を得ている。

具体的な取組みとして、教職員に対して、入職前の大学教職員説明会において建学の精神と教育の理念に基づく本学の教育目的について説明を行い、理解を得ている。更に事務職員については、入職時のイニシャルトレーニングにおいて「学校法人物療学園規程集（以下「規程集」という。）」を配付し、学園の「寄附行為」をはじめ「学則」等重要な規程について研修を行い、実務に活かすべく理解を深めている。特に、「建学の精神」を具体的に理解し実践するため、教職員だけでなく学生も対象として、本学校舎内や学園本部前、本学ホームページ、大学ポートレート等に明示し、その理解を促すために広く周知を行っている。また、教職員として業務に携わる上で重要な認識においては、定期的に教職員に実施されるFD(Faculty Development)研修及びSD(Staff Development)研修で確認している。また、日常的に継続性を保つため、教員会議、事務連絡会、朝礼等を効果的に利用し周知し、意識の持続及び継続を図っている。【資料 1-2-1】【資料 1-2-2】【資料 1-2-3】【資料 1-2-4】【資料 1-2-5】【資料 1-2-6】

役員は、理事会において自己点検評価・報告書、募集要項、事業計画書、事業報告書、大学案内、中・長期計画、ホームページ等により、建学の精神に基づいた本学の教育目的の理解が適切に行われていること、その教育目的が継続的に且つ有効的に教育内容に反映されていることを理解し支持している。各役員は、当学園の規程集を携帯して理事会に臨み、内部規程についてその内容を十分に理解し、教育目的が規則等に合致し、有効に働いていることを確認して判断を下している。【資料 1-2-4】【資料 1-2-5】【資料 1-2-7】【資料 1-2-8】【資料 1-2-9】【資料 1-2-10】【資料 1-2-11】【資料 1-2-12】

1-2-② 学内外への周知

本学ホームページや大学ポートレート等ウェブ上での周知、「学生便覧・履修要項」、「大学案内」等の刊行物を通して、また、「オープンキャンパス」や地域貢献としての「市民公開講座」等の機会を通して学外への周知に努めている。【資料 1-2-4】【資料 1-2-5】

【資料 1-2-11】 【資料 1-2-13】 【資料 1-2-14】 【資料 1-2-15】

本学新入生に対して、入学式での学長式辞や新入生オリエンテーション等において本学における建学の精神の周知を図っている。在学生に対しては、学内への掲示を通して、継続的に周知を図っている。

1-2-③ 中長期的な計画の反映

本学の「中・長期計画（2017年度～2022年度）」（以下「中・長期計画」という。）に関しては、理事会で審議されており、2016年9月に基本方針が決議されている。この中・長期計画は、理事長のリーダーシップに基づき、使命・目的に基づく将来構想を踏まえ策定している。「中・長期計画」7ページには、「「之科学為報国修」（これ科学を国に報いるために修む）という建学の精神に則り、新しい社会の要請に応える医療職の人材を育成します。」と明記している。教育の理念についても、「本学の教育の理念「人の心と温かさがわかり、ひとりの社会人・医療人としての自覚と誇りを持って、新しい社会の要請に応える医療職の人材を育成すること」に基づき、高度な知性・技術と豊かな人間性とを兼ね備えた人材を育成します。」と明記している。さらに、具体的計画内容についても、これらの建学の精神と教育の理念を踏まえて策定され、記載されている。以上のことから、使命・目的及び教育目的は、「中・長期計画」へ明確に反映されているといえる。【資料 1-2-12】

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

3つの方針については、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを次のとおり定めている。【表 1-3-1】

【表 1-3-1】 3つの方針

ディプロマ・ポリシー

- 1 医療の高度化や専門特化に対応するための基礎的な知識と技術の習得により、技術革新に対応する能力を持っている。
- 2 広い視野と豊かな人間性、高い倫理観、的確な対人関係形成力によるリーダーシップとコミュニケーション能力を持っている。
- 3 チームの一員として協調・協働し、継続的な研究・研鑽力、探求心を身に付け、医療の向上に寄与できる能力を持っている。

カリキュラム・ポリシー

- 1 革新進歩し高度化する保健医療に柔軟に対応できる幅広い基礎的・専門的な知識と技術を身につける。
- 2 高い医療倫理観を養い、対人関係における意思疎通力と指導力を身につけ、医療環境への適正維持・安全管理技術を修得する。
- 3 チーム医療体制における医療スタッフとの協調・協働姿勢を涵養し、医療向上に貢献できる研究・研鑽力を身につける。

アドミッション・ポリシー

- 1 保健医療技術分野への進学に関して確かな目的意識を持っている人
- 2 目標へ向かって意欲的・継続的に自ら学ぶ姿勢を持ち続ける人
- 3 信頼される医療人を志す者として責任ある行動をとりつつ、素直な人間関係を築ける人

これら3つのポリシーは、「中・長期計画」に明記されているほか、学生募集要項、本学ホームページ、大学ポートレートに示され、広く社会に周知されている。【資料 1-2-12】
【資料 1-2-16】 【資料 1-2-17】 【資料 1-2-18】 【資料 1-2-19】

各ポリシーの項目は、「柔軟で幅広い視野に立った高度な専門知識・技術を教授研究すること」、「豊かな人間性と知性を兼ね備えた実践力に富む有為な人材の育成を図ること」、「地域社会における医療の発展並びに人々の健康の維持・増進に貢献すること」という本学の教育研究上の目的を達成すべく設定されている。このことから、使命・目的及び教育目的は、3つの方針にも明確に反映されているといえる。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

学部・学科の教育研究組織は、使命・目的及び教育目的を達成するために、専任教員のうち8人が診療放射線技師である。(2019年5月1日時点)基礎科目の教授においては、約80人の新生生に対して3人の数学・物理系専任教員が教授し、基礎教育の充実を図っている。さらに、幅広い職業人の育成を目的に他の教養科目においても、専任教員と兼任講師の採用により、広い視野を持つ人間教育に欠かせない科目を担う人材を配置している。また、医療分野における研究機関・メーカー出身者等の教育職員を積極的に採用することにより、機器学・工学分野における専門的知識に関する基礎教育が充実し、臨床での実践力に富む有為な医療職人材の育成が可能となっている。【資料 1-2-20】

◆エビデンス集 資料編

- 【資料 1-2-1】 学校法人物療学園規程一覧
- 【資料 1-2-2】 学校法人物療学園寄附行為
- 【資料 1-2-3】 大阪物療大学学則
- 【資料 1-2-4】 本学ホームページ「建学の精神」「教育研究上の目的」
<http://www.butstryo.ac.jp/gakuen/spirit.html>
<http://www.butstryo.ac.jp/gakuen/purpose.html>
- 【資料 1-2-5】 大学ポートレート
<http://up-j.shigaku.go.jp/school/category01/00000000524001000.html>
- 【資料 1-2-6】 FD研修会一覧
SD 研修一覧
- 【資料 1-2-7】 自己点検評価・報告書 2015年度～2016年度
- 【資料 1-2-8】 2018年度 学生募集要項 p. 3
2019年度 学生募集要項 p. 3
- 【資料 1-2-9】 学校法人物療学園 2018年度事業計画書

- 学校法人物療学園 2019年度事業計画書
- 【資料 1-2-10】 学校法人物療学園 2017年度事業報告書
学校法人物療学園 2018年度事業報告書
- 【資料 1-2-11】 大学案内2018
大学案内2019
- 【資料 1-2-12】 中・長期計画（2016年9月）
- 【資料 1-2-13】 学生便覧・履修要項 2018 p. 4
- 【資料 1-2-14】 オープンキャンパス開催一覧
- 【資料 1-2-15】 2017年度事業報告書 p. 12（市民公開講座開催一覧）
- 【資料 1-2-16】 本学ホームページ「ディプロマ・ポリシー」
http://www.butsuryo.ac.jp/concept/dip_policy.html
- 【資料 1-2-17】 本学ホームページ「カリキュラム・ポリシー」
http://www.butsuryo.ac.jp/concept/curri_policy.html
- 【資料 1-2-18】 本学ホームページ「アドミッション・ポリシー」
http://www.butsuryo.ac.jp/concept/adm_policy.html
- 【資料 1-2-19】 大学ポータルサイト
<http://up-j.shigaku.go.jp/school/category01/00000000524001000.html>
<http://up-j.shigaku.go.jp/department/category01/00000000524001001.html>
- 【資料 1-2-20】 本学ホームページ「学園情報」
http://www.butsuryo.ac.jp/gakuen/gakuen_info/

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

使命・目的及び教育目的を有効に実践するために必要なことは、建学の精神に基づいて明確に定めている教育理念のもとで、事業計画を踏まえてその目標を達成するために着実に履行していくことである。今後も継続的に努力を重ねて、その使命・目的に沿って実践し、更なる改善を加えていく。

【基準1の自己評価】

建学の精神、使命・目的及び教育目的等は、「学則」、「学部規程」、本学ホームページなどに具体的で簡潔な文章で明確に表現されている。

保健医療学部診療放射線技術学科のみの単一学部単一学科から構成され、診療放射線学の学位を授与し、診療放射線技師を養成するという本学の個性と特色は、規程に明確に記載され、かつ本学ホームページによって周知されており、それらは学校教育法に定める大学の目的に適合している。また、中・長期計画の策定に基づくカリキュラム再編などを積極的に行っており、社会環境の変化に順応すべく対応を行っているといえる。

本学の使命・目的及び教育目的について、本学学生へはオリエンテーションで、また受験生やその保護者をはじめとする学外に対しては、本学ホームページや各種資料に明示することで周知しており、理解を得ている。今後、さらなる理解を得られるよう、本学の使命や目的を簡潔な文章で示す工夫をし、周知を行っていく。また、本学の使命・目的及び教育目的を反映して、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・

ポリシーを策定し、これらのポリシーに従って新しい社会の要請に応える医療人育成を行っており、中・長期計画及び3つの方針へ使命・目的および教育目的が反映されている。さらに、教育研究組織の構成についても刷新が図られ、使命・目的及び教育目的との整合性があるといえる。

基準 2. 学生

2-1 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学は「人間教育」の考え方を基本として、放射線医療の高度化や専門性の特化に対応するための知識と技術の習得を目的としている。それを踏まえて医療現場に携わる職業人として求められている幅広い視野と豊かな人間性、高い倫理観、的確な対人関係形成力、他者との協調・協働力、継続的な自己研鑽力、研究能力を身につけた職業人を育成することで、地域医療の向上に寄与することを目指している。このような教育目的及び育成する人材像に照らしてディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを定め、これらの両方針を踏まえて入学者受入れのために表 2-1-1 に示すようなアドミッション・ポリシーを策定して、「学生募集要項」並びに本学ホームページに明記している。【資料 2-1-1】【資料 2-1-2】【表 2-1-1】

【表 2-1-1】大阪物療大学アドミッション・ポリシー

【大阪物療大学アドミッション・ポリシー】

- 1 保健医療技術分野への進学に関して確かな目的意識を持っている人
- 2 目標へ向かって意欲的・継続的に自ら学ぶ姿勢を持ち続ける人
- 3 信頼される医療人を志す者として責任ある行動をとりつつ、素直な人間関係を築ける人

これらのアドミッション・ポリシーは、志願者・保護者に対しては、「学生募集要項」や本学ホームページ等を通して周知に努めるとともに、オープンキャンパスを通じて周知している。【資料 2-1-1】【資料 2-1-2】【資料 2-1-3】

また、高等学校の教員に対しては、本学の教育職員及び総務課の担当者が主に近畿地区の高等学校を訪問して情報提供を図っている。【資料 2-1-4】

以上のように、アドミッション・ポリシーは明確に定められており、それらの周知についても適切に行われている。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学では、入学者選抜区分として「推薦入試」「一般入試」「社会人入試」を導入している。アドミッション・ポリシーに沿った学生受入れを行うために、入学試験ではすべての選抜区分に基礎学力検査又は筆記試験を課すとともに、受験者全員に面接試験を課すことで受入れる学生を確認し、総合的な選抜を行っている。

また、より多くの志願者に対して門戸を広げるために、2018年度入学試験より一部選抜区分の受験科目に小論文を導入した。2019年度入学試験より、一般中期入試を導入することで一般入試の実施回数を2回から3回に増やし、推薦後期入試及び一般中期入試の受験選択科目に従来の数学Ⅰと英語に加えて生物基礎を導入するなどの拡大を行った。【資料 2-1-5】

このように、入学試験において受験者全員に基礎学力検査又は筆記試験、及び面接試験を課すことにより、アドミッション・ポリシーに沿って公正且つ適切に学生が受入れられている。また入試実施回数や受験選択科目を増やすなど、学生受入れ方法の工夫も行われている。

なお入試問題は、「大阪物療大学保健医療学部入試委員会規程」第5条に基づいて、入試委員長によって指名された教育職員が作成及び相互チェック、入学試験後の答案の採点を行っている。また、入試委員会主導のもと、入試業務に関する各種マニュアルを作成し、業務遂行上のミスを防止して公正且つ適切な学生受入れを堅持する体制づくりを行っている。【資料 2-1-6】【資料 2-1-7】

各年度の入試終了後には、実施した試験の妥当性、有効性に関する総括的な検証が入試委員会において行われ、次年度入試の改善に活かされている。【資料 2-1-8】【資料 2-1-9】

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

過去2年間における入学定員に対する入学者の比率は【表 2-1-2】のように推移している。

【表 2-1-2】 各入試実施年度における入学定員に対する入学者の比率

入試実施年度	入学定員に対する入学者の比率
2018年度入試 (2017年度実施)	1.05倍
2019年度入試 (2018年度実施)	1.08倍 (小数点第3位四捨五入)

2018年度入試、2019年度入試ともに適切な入学者数を維持できていると判断している。
【データ編：共通基礎様式2】

◆エビデンス集 資料編

【資料 2-1-1】 2018年度 学生募集要項 p.3-4

2019年度 学生募集要項 p.3-4

【資料 2-1-2】 本学ホームページ「アドミッション・ポリシー」

http://www.butsuryo.ac.jp/concept/adm_policy.html

【資料 2-1-3】 オープンキャンパス開催一覧

【資料 2-1-4】 2017年度 高校訪問件数実績

平年度 高校訪問件数実績

【資料 2-1-5】 受験科目の変遷

- 【資料 2-1-6】 大阪物療大学保健医療学部入試委員会規程
- 【資料 2-1-7】 入試におけるミスを防止するための入試マニュアル・チェックリスト
- 【資料 2-1-8】 入試委員会関連資料
- 【資料 2-1-9】 本学ホームページ「アセスメントポリシー」
http://www.butstryo.ac.jp/concept/ass_policy.html

◆エビデンス集 データ編

- 【共通基礎様式2】 学部・学科の学生定員及び在籍学生数

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

アドミッション・ポリシーに沿った入学試験方法が実施されているが、志願者の動向や社会背景を参考に、入学者選抜方法を変更していくことで、より適切な入学者受入れが行えるよう、今後も検証と改善を続けていく。

また、開学以降行っている、新聞広告、駅看板及びポスター掲示等の広告活動を引き続き推進し、教職協働による高校訪問を通じて本学の認知度を向上させるとともに、本学のアドミッション・ポリシーの周知を図り、さらなる志願者数の増加に繋げていく。

2-2 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

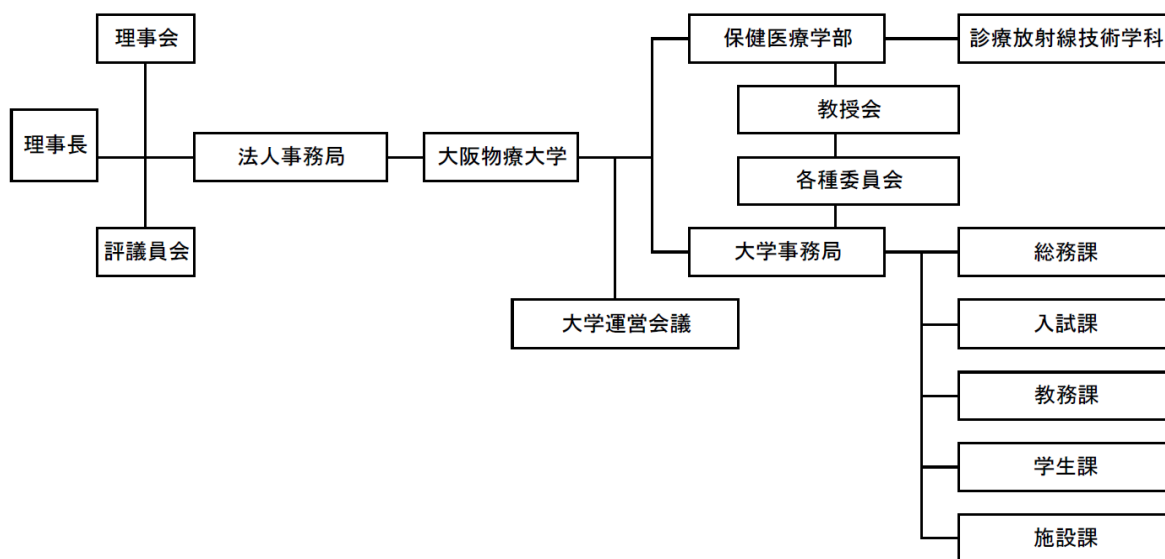
(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学では、各委員会の構成員を教育職員と事務職員にすることによって、カリキュラム編成作業、科目間連携体制の構築、およびシラバスの改訂作業など教育・研究に関する様々な事項において教職員が密に連携をとりつつ協働し、取り組んでいる。【図 2-2-1】



【図 2-2-1】学校法人物療学園組織概要図

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

本学では入学予定者を対象に「入学前学習」を実施しており、入学前から学修支援を始めている。入学前学習を実施することで、特に高等学校等で数学Ⅱや物理、化学、生物を履修していない入学予定者が、入学後スムーズに本学の教育課程に取り組めるよう学修の基盤づくりを支援している。具体的には、「数学」「物理」「化学」「生物」の4科目の課題を計2回送付し、入学予定者から提出のあった解答に対して担当教員が添削したものを返送しフィードバックしている。さらに、3月に本学で開催される学習会では確認テストと解説を行い、一人一人の理解度を把握することで、入学後の基礎科目教育及び学修支援に活かしている。【資料 2-2-1】【資料 2-2-2】

また、大学側と保護者側の両側面から学生を支援することを目的に、入学時に担任教員と保護者の懇談の場を設けるなど、大学と家庭の両面から学生をサポートする環境づくりを行っている。特に1年次生および国家試験を控えている4年次生へ対しては少人数制を採用しており、教育職員1人あたり10人前後の学生を受け持つことで、入学直後に学生が直面する学習面の問題だけでなく、生活環境やメンタル面も含む問題についても迅速に支援を行える体制を整えている。【資料 2-2-3】【表 2-2-1】

【表 2-2-1】学年と担任数（2018年度後期）

	1年	2年	3年	4年
担任数	8人	4人	4人	18人
1クラスあたりの学生数	10～12人	10～30人	10～23人	1～8人

担任は受け持ち学生の時間割と出席状況を学内システムで確認し、出席状況が良好でない学生には直接の声かけやメールでの迅速な対応を行っている。学期ごとの成績発表やオ

リエンテーション後に、学生の単位修得状況の確認や履修指導を行うとともに、GPA(Grade Point Average)が2.0未満の学生には個別面談を実施するなど、きめの細かい学修支援を実施している。

更に、学期の期初と期末にポートフォリオ面談を実施し、担任が学生の生活状況・学修状況等の把握とアドバイスをを行い、学生と密にコミュニケーションをとりながら信頼関係の中で必要に応じた支援を行う体制づくりをしている。

4年次生においては、診療放射線技師国家試験に向けた模擬試験を複数回実施し、模擬試験実施後には科目ごとの解説講義を実施している。また、科目ごとの点数や成績の推移に関するデータシートを個々の学生に配布し、担任との面談を通じて学修計画や学修方法の改善に役立てている。模擬試験の成績推移は保護者に送付し、成績が伸び悩む学生については、保護者を含めた三者面談を実施することで、生活環境を含めた学修環境の改善に取り組んでいる。このような取り組みが、成績不良による留年や退学を未然に防ぐ体制づくりにつながると考えている。【資料 2-2-4】【資料 2-2-5】【資料 2-2-6】【資料 2-2-7】

その他に学生の日々の学修をサポートする制度として、オフィスアワーを設けている。オフィスアワー以外にも学生が教育職員へ連絡をとり、質問ができるよう、学舎と教育職員の研究棟をつなぐ専用電話を設置し、学生が自由にアポイントをとり相談や質問に行くことができる環境を整えている。さらに、学生の自主的な学修を支援するため、各学舎には自習室及びラーニングコモンズルームを設置している。自習室及びラーニングコモンズルームにはホワイトボードを設置し、教務課でマーカー等の貸し出しを行いグループ学習の積極的な支援を行っている。【資料 2-2-8】

本学では、学修支援体制の充実を図り、教育職員の資質向上を目的としたFD研修会を年に2回行っている。特に、2018年度実施されたFD研修会のテーマとして「アクティブラーニング」があったが、これを機に同手法を講義に取り入れる教育職員の割合も増えている。

臨床実習においては、全ての学生に担当教員が配置され、臨床実習施設へ提出する書類の指導、臨床実習中の学生の指導・支援、実習終了後の発表会や報告書の指導等を担当し、一人一人に合わせた支援を行っている。一方、学内実習には多くの時間数と豊富な内容を提供しているが、本学は大学院のない単一学部・単一学科編成の大学であるためTA制度を運用することはできない。しかしその代わり、助手および教育職員を通常より多めに配置するなど工夫した対応をしている。【資料 2-2-9】【資料 2-2-10】

学修支援に対する学生の意見をくみ上げるために「授業アンケート」や「学生生活アンケート」の実施と「学生意見箱」の設置を行っている。学生からの意見は、各委員会で分析・検討され、教育職員・学生それぞれへフィードバックすることで学修支援体制の改善に反映させている。【資料 2-2-11】【資料 2-2-12】【資料 2-2-13】

2018年度には教育課程編成ワーキンググループを中心に開学から8年間の本学の教育活動の成果を検証して再度教育課程の編成を行った。2019年度からの導入を計画し、文部科学省への教育課程の変更を申請した。今回の編成にあたっては、本学のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに則り、本学の授与学位である「診療放射線学」に見合う知識レベルの習得をめざし、教育課程全体を通じた科目間の連携を充実させている。【資料 2-2-14】【資料 2-2-15】【資料 2-2-16】

◆エビデンス集 資料編

- 【資料 2-2-1】 2017 年度「入学前学習」演習問題
2018 年度「入学前学習」演習問題
- 【資料 2-2-2】 2017 年度新入生 「入学前学習 学習会」について
2018 年度新入生 「入学前学習 学習会」について
- 【資料 2-2-3】 育友会親睦会のご案内
- 【資料 2-2-4】 ポートフォリオ（学生基本情報）
ポートフォリオ（目標設定）
ポートフォリオ（振り返り）
ポートフォリオ（ディプロマ・ポリシー達成度評価）
- 【資料 2-2-5】 2018 年度後期「総合演習」「特論」日程
- 【資料 2-2-6】 模試成績データシート例
- 【資料 2-2-7】 4 年生三者面談実施資料（面談案内）
- 【資料 2-2-8】 オフィスアワーについて（2017 年度前期・後期、2018 年度前期・後期）
- 【資料 2-2-9】 2017 年度「臨床実習」学生配置
2018 年度「臨床実習」学生配置
- 【資料 2-2-10】 臨床実習巡回訪問記録表
- 【資料 2-2-11】 2017 年度前期中間授業アンケート集計結果について
2017 年度後期中間授業アンケート集計結果について
2018 年度前期中間授業アンケート集計結果について
2018 年度後期中間授業アンケート集計結果について
- 【資料 2-2-12】 2017 年度学生生活等に関するアンケート調査について
2018 年度学生生活等に関するアンケート調査について
- 【資料 2-2-13】 学生意見箱（学生掲示例）
- 【資料 2-2-14】 2019 年度以降教育課程
- 【資料 2-2-15】 2019 年度以降教育課程カリキュラムマップ
- 【資料 2-2-16】 2019 年度以降教育課程科目関連図

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

1 年次における少人数担任制、オフィスアワーや、ポートフォリオ面談、個別面談を状況に応じて活用し、保護者と連携しながら全教職員による学修支援を継続して行う。助手やTAの採用による実習・実験科目や演習科目等への授業支援並びに学修支援についても継続して検討を行う。また、2019 年度からは新カリキュラムを施行し、学生の主体的な自学時間を確保しながらより効果的に診療放射線技術学に関する知識と技術を教授するとともに、新設科目の展開及び各科目におけるアクティブラーニングの積極的な採用を通し、思考力・表現力・主体性を育む教育を実施し、学修支援体制の一層の充実を図っていく。

2-3 キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

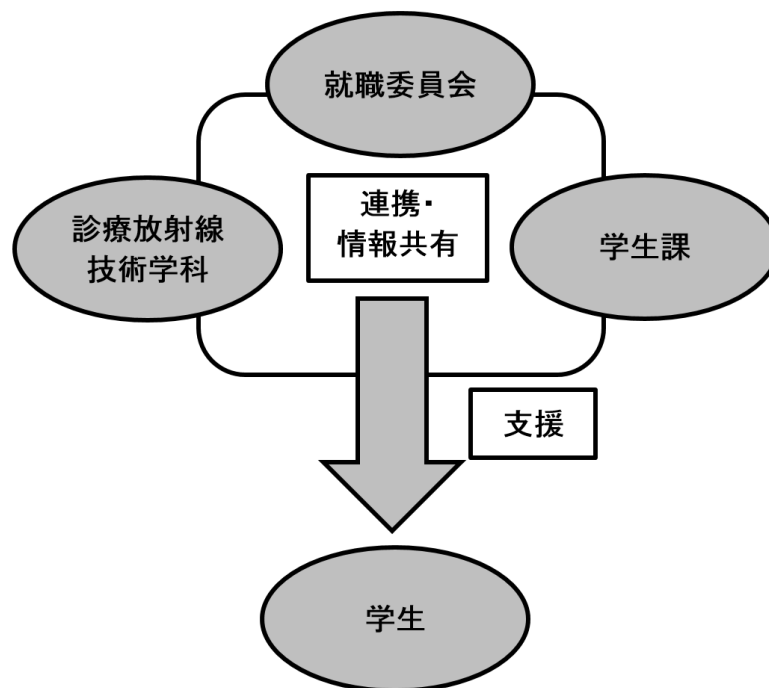
「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

1) 教育課程内外で行われた社会的・職業的自立及び職業意識の涵養に関する取組み

本学においては就職委員会・診療放射線技術学科・学生課の三者が連携して学生の就職・進路活動に関する支援を行っている。【図 2-3-1】



【図 2-3-1】 本学における就職支援体制

本学では 2015 年度入学生よりカリキュラムが新課程に移行したが、診療放射線技術学分野に関する基礎的な理論と技術を習得した上で、学んだ理論と技術を現場で活用することができる実践的な能力を備えるための教育を引き続き行っている。

基礎教育においては、「基礎ゼミナール」をはじめとする科目を通して、社会的・職業的自立に必要な知識や能力の育成及び豊かな人間性とコミュニケーション能力を養う講義を展開している。

「基礎ゼミナール」では、医療人・社会人としての自覚を促すことを目的として入学直後に一泊研修を行っている。また、病院や介護老人施設の見学を通じて将来医療人として働くことについての意識付けや診療放射線技師を目指す者として高齢者との関わり方を学び医療従事者の役割を認識するように講義内容を構成し、実施している。【資料 2-3-1】【表 2-3-1】

【表 2-3-1】 2018 年度「基礎ゼミナール」における病院・施設見学訪問先

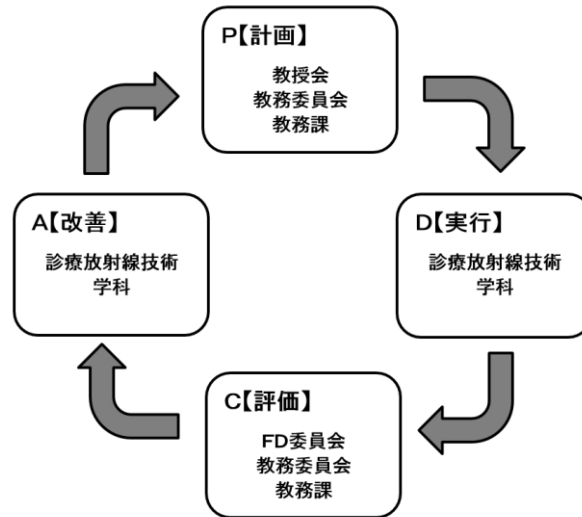
訪問日	訪問施設	種別
2018 年 5 月 22 日 2018 年 5 月 29 日	大阪市立大学医学部附属病院	病院
	地方独立行政法人堺市立病院機構 堺市立総合医療センター	
	和泉市立総合医療センター	
	医療法人 警和会 大阪警察病院	
	西日本旅客鉄道株式会社 大阪鉄道病院	
	独立行政法人労働者健康安全機構 大阪労災病院	
	社会医療法人生長会 ベルランド病院	
	社会医療法人同仁会 耳原総合病院	
2018 年 6 月 19 日	社会福祉法人風の馬 特別養護老人ホーム アリオン	介護老人 施設
	社会福祉法人 宏和会 特別養護老人ホーム グレース堺	
	社会福祉法人みささぎ会 高齢者ケアセンター 大仙もずの音	
	社会福祉法人そうび会 特別養護老人ホーム つるぎ荘	
	社会医療法人ペガサス 介護療養型老人保健施設ペルセウス	
	社会福祉法人悠人会 特別養護老人ホーム ベルライブ	
	社会福祉法人マーヤ 特別養護老人ホーム マーヤの里	
	社会医療法人同仁会 介護老人保健施設 みみはら	

また、文章読解力を養うための文章要約や文献調査についても講義内で指導を行い、将来の研究に対する意識付けを早期より行っている。【資料 2-3-1】

一方で「人間社会の基本」区分のもと、「医療倫理学」をはじめ「基礎医療時事学」「心理学」「社会学」など医療人として必要な知識・感性を身に付けるための一般教養科目についても豊富に設置し、教授している。【資料 2-3-2】

専門教育においては診療放射線技師の資格を持つ教育職員が中心となり、「放射線技術学実習」「臨床実習」を通して、臨床現場の医療に対応できる能力と専門性及びチーム医療の

一員として協調・協働できる高い人間性を身に付けた医療人の育成を全教員で行っている。また、講義内容や講義方法の検討及び実施・評価についてはFD委員会、教務委員会、教務課、診療放射線技術学科が連携し、PDCA サイクルの中で実施する体制を整えている。【資料 2-3-3】【図 2-3-2】



【図 2-3-2】 教育内容・方法の検討及び実施・評価の流れ

2) 社会的・職業的自立のためのキャリアガイダンスに関する取組み

キャリア・就職ガイダンスは就職委員会が企画、立案し、1年次生から4年次生までを対象に計画的に実施している。低学年次では、社会人や医療業界についての講座を実施して医療人としての意識の醸成をはかり、学年が進むにつれ進路選択や就職活動に関連する具体的な内容に関する講座を実施することにより、学生が希望する進路へ円滑に進めるよう支援している。【表 2-3-2】

【表 2-3-2】 2018 年度 キャリア・就職ガイダンス実施実績

実施時期	対象 学年	テーマ・内容
2018年4月24日	1年	学生生活の過ごし方とマナー講座
2018年7月17日	1年	より良い医療人になるために 学生生活でできること
2018年10月12日	1年	社会人に求められるコミュニケーション能力
2018年11月19日	1年	医療現場で求められる診療放射線技師像
2018年11月23日	1年	小論文対策講座(書き方を知る/読書の勧め)
2018年5月18日	2年	医療人としてのマナー講座/医療現場の求める人材とは
2018年6月19日	2年	業界ガイダンス① (病院の種類と特性/医療業界の現在を知る)
2018年7月16日	2年	より良い医療人になるために学生生活でできること
2018年10月8日	2年	業界ガイダンス (臨床の現場を知る)
2018年11月2日	2年	業界ガイダンス (研究の現場を知る)
2018年11月20日	2年	医療現場で求められる放射線技師像 ～現場の現実と技師に求められるスキル～
2018年12月14日	2年	自己分析講座
2018年4月24日	3年	卒業後の進路選択～病院就職/大学院進学/研究職への道～
2018年5月25日	3年	小論文対策講座
2018年6月12日	3年	履歴書・エントリーシート対策講座
2018年7月10日	3年	就職活動における筆記試験(一般常識・教養・SPI)対策
2019年1月11日	3年	2018年度就職活動状況説明・履歴書作成講座
2019年1月23日	3年	面接試験対策講座
2019年3月27日	3年	就職活動を控えた学生へのメッセージ
2018年4月19日	4年	就職活動時の諸注意
2018年4月23日	4年の 希望者	兵庫県立病院ガイダンス
2018年5月30日	4年の 希望者	国立病院機構ガイダンス

3) 就職活動に必要な求人情報の収集と提供に関する取り組み

求人情報の収集に関しては、郵送による求人票送付依頼を行い、2017年度には1784施設、2018年度には1569施設に発送した。本学ホームページ上では、求人採用担当者用ページを設けることで、求人票の様式のダウンロードやインターネット経由での求人情報の登録を可能としている。また、学生課によるインターネットを利用した公募情報の取得を随時積極的に行っている。【資料 2-3-4】【資料 2-3-5】【資料 2-3-6】

求人情報は、本学4号館1階に設けられた就職ブースにおいて求人票を公開するととも

に、本学ホームページ内の在学生ページや学生ホールで最新情報を発信・周知することにより在学生が随時求人情報を確認できる体制を取っている。さらに必要に応じ、電子メールによるリアルタイムでの情報発信を行っている。【資料 2-3-7】【データ編：表 2-4】

更にポートフォリオの項目として「キャリアに関する目標」を設定し、担任との面談を実施するタイミングで将来について自身の認識を高めていくことを促すとともに、4年次には卒業研究担当教員や就職担当教員、及び就職ブース利用時の面談において個人の希望をふまえた情報提供を随時行っている。その結果、2017年度は就職率100%を達成している。【データ編：表 2-5】

4) 就職先および卒業生からの意見の把握

2018年度より、ディプロマ・ポリシーに基づく本学における教育活動の評価と改善ならびに在学生のキャリア・就職支援活動に活かすことを目的に就職先施設及び卒業生にアンケート調査を行い、データの収集を行っている。就職先への調査については現場責任者に対し可能な限り直接ヒアリングを行うことによって、受入側の観点からの具体的な情報を入手することとし、卒業生に対しては、卒業生自身の意識の観点からディプロマ・ポリシーの達成度を測ることを目的とし、郵送による調査を行うこととした。

就職先施設調査は、2018年6月5日～9月14日に実施し、就職先148施設中80施設を訪問し41票を回収した。訪問施設に対する回収率は51.3%であった。

採用時に重視する内容は、「コミュニケーション能力」、「素直さ」がともに21.8%となり、次いで「チームワーク・協調性」が15.1%であった。職場におけるチームの一員として周囲とコミュニケーションをはかり協調して仕事に従事することができる学生が求められている。また、他人の意見や環境の変化等を受け入れることも重要視されている。

また、学生時代に身につけてほしい能力は、「プレゼンテーション力」15.1%、「リーダーシップ」11.8%、「文書作成能力」10.8%が上位となっており、文章を作成し他者に伝える力の育成がより求められている。勉学以外の活動「部活動・サークル活動」18.3%、「アルバイト」10.8%についても、学生時代に経験して欲しい内容として挙げられている。

次に、本学卒業生が身につけている力と身につけていない力を、3つのディプロマ・ポリシーごとに検証した。【表 2-3-3】

【表 2-3-3】大阪物療大学ディプロマ・ポリシー

【大阪物療大学ディプロマ・ポリシー】

- 1 医療の高度化や専門特化に対応するための基礎的な知識と技術の習得により、技術革新に対応する能力を持っている。
- 2 広い視野と豊かな人間性、高い倫理観、的確な対人関係形成力によるリーダーシップとコミュニケーション能力を持っている。
- 3 チームの一員として協調・協働し、継続的な研究・研鑽力、探求心を身に付け、医療の向上に寄与できる能力を持っている。

ディプロマ・ポリシー1について60.7%と評価を得ている。しかし、ディプロマ・ポリシー3については59.4%が身につけていないと指摘されている。さらに、各ディプロマ・

ポリシーでは、以下の傾向がある。【資料 2-3-8】

- ・ディプロマ・ポリシー1：基礎学力や知識は比較的身につけているものの、専門知識の不足が指摘されている。
- ・ディプロマ・ポリシー2：「素直さ」や「コミュニケーション能力」において評価されているものの、「リーダーシップ」が身につけていないと指摘を受けている。業務の状況を的確に把握し、率先して業務に取り組むことが求められている。
- ・ディプロマ・ポリシー3：「チームワーク・協調性」において評価されているものの、「主体性」や「発信力」が身につけていないと指摘されており、主体的に業務に取り組みその過程で得たことを自ら発信することが求められている。

卒業生アンケートは2018年12月20日～2019年2月20日に実施し回収率は11.1%であった。この結果は、2019年度のキャリア・就職ガイダンス担当の講師（卒業生）の選考に利用されただけでなく、在学生に対するキャリア支援の参考データとして大いに役立っている。

◆エビデンス 資料編

- 【資料 2-3-1】 2018年度「基礎ゼミナール」計画
- 【資料 2-3-2】 資料 2-3-2_学生便覧・履修要項 2018 p. 23-24
- 【資料 2-3-3】 放射線技術学実習Ⅰ、Ⅱ 実習書
放射線技術学実習Ⅲ 実習書
臨床実習指導者要項
臨床実習指導者要綱（差し替えページ）
- 【資料 2-3-4】 大学ホームページ「採用ご担当者様」
<http://www.butstryo.ac.jp/offer/>
- 【資料 2-3-5】 2017年度 求人依頼先一覧
- 【資料 2-3-6】 2018年度 求人依頼先一覧
- 【資料 2-3-7】 大学ホームページ「在学生-就職支援システム」
https://ssl.butstryo.ac.jp/student/job_hunt/
- 【資料 2-3-8】 就職先施設に対するアンケート集計結果について

◆エビデンス集 データ編

- 【表 2-4】 就職相談室等の状況
- 【表 2-5】 就職の状況（過去3年間）

(3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

本学に入学する学生は全員診療放射線技師の国家資格取得を目指しているため、入学当初から学生の社会的・職業的自立への方向性は明確である。従って学生一人ひとりが診療放射線技師になるための支援を、今後より一層充実させる方向で検討を重ねる必要があると考えている。このために、現在実施している卒業生アンケートや卒業生を採用した病院へのアンケートの結果を参考にしながら、教育課程内外におけるサポート体制の改善を重

ねていくことが大切である。とくに、教育課程を通して1年次から、本学のディプロマ・ポリシーで謳っている、高度な専門性と知識だけでなく、高いコミュニケーション能力を兼ね備えた人材の育成に向けて、キャリア・就職ガイダンス等の機会を提供しつつ、系統的な指導を継続的に行っていきたい。

2-4 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4の自己判定

基準項目2-4を満たしている。

(2) 2-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

1) 学生支援・指導

学生生活全般に関わる学生への支援は、学生を支援する教職員の組織である学生委員会及び大学事務局の各課によって連携して行われている。

学生委員会は、教育職員及び学生課職員によって構成され、月1回の委員会を開催している。学生委員会では、学生生活全般に関する重要事項を審議するとともに内外との連絡調整を図り、学生への適切な指導を行っている。【資料 2-4-1】

大学事務局においては、主に学生課が学生委員会、診療放射線技術学科、各課と連携し、学生指導、課外活動のサポート、奨学金、保険、生活相談、健康相談・管理、証明書発行、就職指導等の業務を行い、学生生活を全面的に支援している。【資料 2-4-2】

また、本学では担任制が導入されており、学生と教育職員の関係を密にして普段から何でも話しやすい雰囲気づくりに努め、学生個々に合った支援・指導を行っている。1年次生に対しては大学生活への導入をスムーズにし、入学当初の不安等を少なくするために少人数担任制を採用しており、10人前後の学生に対して教育職員1人が担当となるよう配置されている。学期の期初と期末にはポートフォリオに基づいた面談を実施し、学生支援・指導にあたっている。【資料 2-4-3】【資料 2-4-4】

2) 保護者との連携

本学では教育事業を支援することを目的に設立された保護者会「育友会」を通じて、保護者との連携の強化を図っている。同会には特別会員として本学の教職員も含まれている。

【資料 2-4-5】

入学式直後には1年次生のクラス担任と保護者による懇談会を実施し、毎年1回開催される育友会総会と物療祭(学園祭)では保護者会と教員との親睦会も併せて行われている。保護者から問合せがあった場合は、研究室連絡先を保護者へ通知し、担任教員が個別に相談に対応する体制をとっている。

また、学期末に学生に配布する「成績通知書」については保護者へも送付し、学生の学修状況を把握できるようにしている。講義への欠席が続く学生や、成績不良に陥った学生の保護者には、クラス担任より迅速に連絡を入れるなど、両者が連携して学生の支援に取り組んでいる。

3) 講習会・自己啓発活動

学生生活を送る上で起こりうる様々な問題に対する注意喚起や、より充実した学生生活を過ごすための契機づくりを目的に、入学時に「自転車交通安全講習会」、夏期休暇前に「夏期休暇前講習会」を実施している。【表 2-4-1】

【表 2-4-1】講習会一覧

年度	時期	内容
2017 年度	入学時	自転車交通安全
	夏期休暇前	「他者理解」～他者の心を考える～
2018 年度	入学時	自転車交通安全
	夏期休暇前	「ココロを開く爆笑コミュニケーション術」

また、本学ディプロマ・ポリシーに掲げる資質を持つ医療人への成長を促すことを目的に、学期ごとにテーマを設定し「自己啓発活動」を実施している。学期末には学生への意識調査を実施し、学生委員会にて集計結果の分析と成果・改善についての確認が行われている。【資料 2-4-6】【表 2-4-2】

【表 2-4-2】自己啓発活動一覧

年度	時期	内容
2017 年度	前期	「挨拶」「自己管理」
	後期	「身の回りの整理整頓」「手指消毒」
2018 年度	前期	「挨拶」「読書」
	後期	「健康と保つため食生活を改善しよう」

4) 健康管理・保険制度

本学では学校保健安全法に基づき、学生の健康状態の把握と必要に応じた治療指導を目的として、学内で年1回の定期健康診断を実施している。学内で受診のできなかつた学生には、学外での受診を義務付けている。また、感染症予防のため、毎年11月頃に学内でインフルエンザ予防接種の機会を設けている。アレルギー等の一部の学生を除き、全員が接種している。【表 2-4-3】

【表 2-4-3】インフルエンザ予防接種の受診率

年度	インフルエンザ 予防接種
2017 年度	302 人 (97%)
2018 年度	319 人 (99%)

講義や実習が行われる4号館、1号館にはそれぞれに医務室を設置し、体調不良の学生が休息できるようにしている。軽微なケガや体調不良については、2017年度から看護師資

格を持つ教育職員と事務職員が連携して対応にあたっている。2017年度の対応件数は40件、2018年度は30件であった。【表 2-4-4】【データ編：表 2-9】

【表 2-4-4】 医務室対応一覧

年度	体調不良		軽微なケガ		その他	
	4号館	1号館	4号館	1号館	4号館	1号館
2017年度	17件	9件	21件	6件	3件	2件
2018年度	25件	3件	2件	1件	3件	1件

学生の相談の多様化に伴い、2015年度より学外のカウンセラーを招いた相談室を週に1度開設している。2017年度の相談件数は23件、2018年度は18件であった。相談室では「相談室だより」を発行し、学生が自身の「心」を身近に感じ考えるきっかけとなるコラムやリラックス法の紹介など、学生に有益な情報を発信している。【資料 2-4-7】【資料 2-4-8】
【データ編：表 2-9】

保険に関しては、全学生が財団法人日本国際教育支援機構の「学生教育研究災害傷害保険」「学研災付帯賠償責任保険」へ入学時に加入している。同保険により、正課中、学校行事中、課外活動中、通学中、施設間移動中にケガをした場合や、他人にケガをさせた場合、他人の物を壊した場合など法律上の損害賠償責任を負った場合の補償に対応している。【資料 2-4-9】

5) 人権問題、ハラスメントへの対応

本学では「大阪物療大学ハラスメントの防止等に関する規程」を定め、人権問題やハラスメントを防止する体制を整えており、これまで人権問題やハラスメントに関する事例は起きていない。また、臨床実習においても、実習開始前に施設の臨床実習指導者へハラスメント防止についての本学の方針を説明し、学内外におけるハラスメントの防止に努めている。【資料 2-4-10】

6) 課外活動への支援

本学には、学生自治組織である学生自治会と、軟式野球部、硬式テニス部、バドミントン部、バスケットボール部、フットサル部、バレーボール部、軽音楽部、SOEC（英語部）、放射線主任者試験研究会の9つの公認団体が活動している。学生自治会に対しては、スポーツフェスティバル、学生総会、学園祭（物療祭）の実施運営に関して、学生委員会・学生課が連携し学生の自主性を活かしながら側面からのサポートを行っている。公認団体に対しては、育友会より外部の練習施設の使用料やチーム登録費・リーグ戦参加費などの活動費の支援が行われている。また、課外活動に利用できる大学バスを配備し、練習施設や試合会場への送迎を行い、講義と課外活動との両立の一助としている。【資料 2-4-11】

ボランティア活動に関しては、学生課事務室にボランティア掲示板を設置するとともに、学生ホールや教室への掲示を行い、学生へ積極的な活動を促している。学生が定期的に参加しているボランティア活動として、近隣小学校での自習サポート、高齢者とのウォーキ

ング、発達障害の子供たちとの交流、障害者の運動会サポートなどがある。【資料 2-4-12】
【データ編：表 2-8】

学生生活アンケートやポートフォリオ面談においても、学生のボランティア活動に対する聞き取りを行っている。学生生活アンケートからは、2017 年度は全体の約 25%、2018 年度は全体の 22%がボランティア活動を行っていることがわかった。【資料 2-4-13】【資料 2-4-14】

7) 経済的支援

学生への経済的支援として、日本学生支援機構の奨学金に対する申請支援、地方自治体や民間企業等育英団体奨学金の募集に対する申請支援を行っている。日本学生支援機構奨学金の貸与を受けている学生の割合は全学生数の 36%（2018 年度）である。また、2017 年度は 1 件、2017 年度は 2 件の民間奨学金への申請支援を行った。【資料 2-4-15】【資料 2-4-16】

本学独自の奨学金制度として、「大阪物療大学一般入試特待奨学金制度」（給付型・返還不要）および「大阪物療大学特待奨学金制度」（給付型・返還不要）を設けており、2017 年度は 8 人、2018 年度は 7 人の学生に対して年間の授業料等の半額相当の給付を実施した。特待奨学生は入学式にて表彰されるとともに、在学生にも周知され、学業や課外活動、大学行事への積極的な参加を通して他の学生の模範となっている。また、学費の一部を貸与する奨学金として「大阪物療大学貸与奨学金」（貸与型・要返還・無利子）を設けており、主たる家計支持者の死亡又は災害による家計急変その他経済的理由により学費支弁が困難な者に対して、学費の一部貸与により、学業を継続し、修学することを奨励している。【資料 2-4-16】【資料 2-4-17】【資料 2-4-18】

本学では「大阪物療大学学生表彰規程」を定め、特に秀でた成績や活動の成果を挙げた学生・団体に対し学生表彰（「大阪物療大学 学長賞」「奨励賞（特待奨学生）」「奨励賞」）を行っている。受賞者は入学式にて表彰され、新入生や在学生の励みとなっている。【資料 2-4-19】【資料 2-4-20】

8) 安全・衛生体制

全学舎に「自動体外式除細動器（AED）」を設置し、緊急時に備えている。また、「防犯キャンパスネットワーク大阪」に参加し、同ネットワークより定期的に配布される「BCN タイムリー」を通して学生課内で府内の犯罪状況を把握するとともに、学内に掲示し、学生の防犯意識の向上につなげている。

近年の度重なる近畿地区への台風上陸を受け、2018 年度には警報発令時の対応を見直し、大学ホームページ内在学生ページで学生が常時確認できるよう改善を行った。また、大規模災害に備え「安否報告」フォームを設置し、確実に学生の安否を確認する体制を整えた。【資料 2-4-21】【資料 2-4-22】

また、医療系大学であることから、衛生面に関しても積極的に取り組んでいる。全学舎にアルコール消毒液を配置しマスクを提供するなど、インフルエンザ等の感染症流行の防止に努めている。加えて、学期始めのオリエンテーションを通じて全学生へ「身だしなみ」

「学内美化」「学内禁煙」について周知し、常に整頓・美化を心掛け、マナーの向上に努め学生生活を送るよう指導している。

以上のとおり、本学では学生生活の安定のための支援体制が整備されており、学生委員会及び学生課を中心に様々な取組みを実施している。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

学生生活がより充実したものとなるような学生サービスを目指し、今後関係各所と連携しながら必要な改善を加える。課外活動の面では、ボランティア活動へのさらなる積極的な参加を促す仕組みづくりを検討し、参加率の増加を目指したい。

◆エビデンス集 資料編

- 【資料 2-4-1】 大阪物療大学保健医療学部学生委員会規程
- 【資料 2-4-2】 学校法人物療学園事務分掌規程
- 【資料 2-4-3】 2017 年度クラス担任とクラス編成について
2018 年度クラス担任とクラス編成について
- 【資料 2-4-4】 ポートフォリオ（学生基本情報）
ポートフォリオ（目標設定）
ポートフォリオ（振り返り）
ポートフォリオ（ディプロマ・ポリシー達成度評価）
- 【資料 2-4-5】 大阪物療大学育友会会則
- 【資料 2-4-6】 2017 年度 前期 自己啓発活動 意識調査
2017 年度 後期 自己啓発活動 意識調査
2018 年度 後期 自己啓発活動 意識調査
2018 年度 後期 自己啓発活動 意識調査
- 【資料 2-4-7】 相談室利用一覧
- 【資料 2-4-8】 相談室だより
- 【資料 2-4-9】 「学生教育研究災害傷害保険」「学研災付帯賠償責任保険」パンフレット
- 【資料 2-4-10】 大阪物療大学ハラスメントの防止等に関する規程
- 【資料 2-4-11】 大阪物療大学育友会 出納簿（2018 年度）
- 【資料 2-4-12】 ボランティア関連の資料
- 【資料 2-4-13】 2017 年度 学生生活アンケート集計結果 学生掲示
2018 年度 学生生活アンケート集計結果 学生掲示
- 【資料 2-4-14】 ポートフォリオ（目標設定）
- 【資料 2-4-15】 日本学生支援機構奨学生 採用者内訳
- 【資料 2-4-16】 民間奨学金の資料
- 【資料 2-4-17】 大阪物療大学特待奨学金規程
- 【資料 2-4-18】 特待奨学金給付一覧
- 【資料 2-4-19】 大阪物療大学貸与奨学金規程
- 【資料 2-4-20】 大阪物療大学学生表彰規程

【資料 2-4-21】 警報発令時の対応について
(<https://ssl.butsumyo.ac.jp/student/kinkyu.html>)

【資料 2-4-22】 安否報告フォーム
(https://ssl.butsumyo.ac.jp/form/safety/safety_form.html)

◆エビデンス集 データ編

【表 2-8】 学生の課外活動への支援状況（前年度実績）

【表 2-9】 学生相談室、保健室等の状況

2-5 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

1) 校地、校舎

大阪物療大学の校地、校舎は次のとおりである。【図 2-5-1】

1号館（大学代表住所地）には、学部の講義室 6 室、情報処理教室兼語学学習室、演習室 2 室、実験・実習室 11 室、図書館、ラーニングコモンズルーム、自習室、学生ホール、学生更衣室、学生相談室、医務室、学長室、講師控室、事務室、イングリッシュガーデンが配置されており、主に学内実習に必要な機能が集約されている。また、図書館については、卒業生を含む地域住民の利用も可能としている。

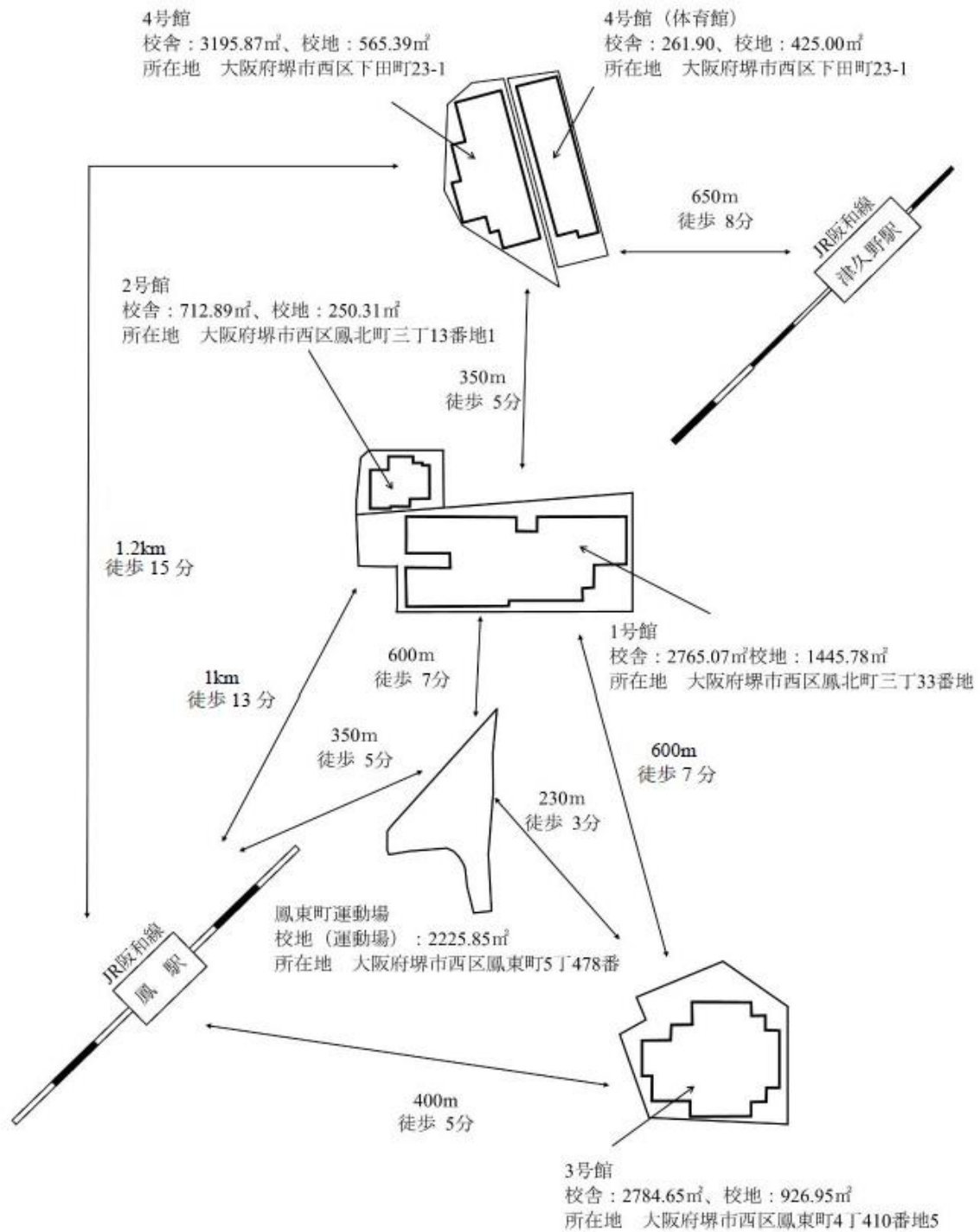
2号館は、1号館の隣に設置されており、教員研究室、会議室を配置している。

3号館は、2015年4月1日以降は法人本部として使用している他、2018年度より、卒業生へ勉強スペースの貸出を行っている。

4号館には、講義室 10 室、ラーニングコモンズルーム、学生自習室、教員研究室、事務室を備えている。また、別棟に体育館を配置しており、1階に学生ホール、学生更衣室、シャワー室を備え、学生や教職員の運動、講義、学内行事等に広く使用している。

運動場については、1号館から約 600m の場所にあり講義で使用する他、クラブ活動など学生の課外活動に使用されている。【資料 2-5-1】

以上の、大学・法人管理の全ての施設については、講義や学内行事に支障のない範囲で地域へ貸し出しを行い、施設の有効利用を図っている。【資料 2-5-2】



【図 2-5-1】 大阪物療大学校舎配置概要

校地・校舎の面積についても、大学設置基準を満たす面積を有している。【表 2-5-1】

【表 2-5-1】校地・校舎面積及び主要施設の概要

1 号館	校地面積	1,696.09m ²
	校舎面積	3,477.96m ²
	施設概要	講義室6室、情報処理教室兼語学学習室、演習室2室、 実験・実習室11室、学長室、図書館、ラーニングコモンズルーム、 事務室、医務室、講師控室、自習室、学生ホール、学生更衣室、 学生相談室、研究室22室、会議室
3 号館	校地面積	926.95m ²
	校舎面積	2784.65m ²
	施設概要	法人本部、会議室
4 号館	校地面積	565.39m ²
	校舎面積	3195.87m ²
	施設概要	講義室10室、標本室、学長室、研究室、ラーニングコモンズルーム、 事務室、医務室、講師控室、自習室
4 号館 (体育館)	校地面積	425.00m ²
	校舎面積	261.90m ²
	施設概要	体育館、学生ホール、学生更衣室、シャワー室
鳳 東 町 運 動 場	校地面積	2,225.85m ²
	施設概要	多目的運動場

2) 設備

校舎設備については、人材養成の目的を達成するための教育課程の編成における授業科目の配置状況を踏まえたうえで、必要な教室を整備している。具体的には、機器の技術及び撮影・撮像の技術に関する講義において教育効果を高めるための実験・実習に関わる設備として、1号館に実験・実習室11室、演習室2室を整備している。また、必要に応じて実習室にて講義が行えるように移動式大型モニターを6台設置している。さらに4号館に解剖生理学に特化した講義室を整備し、標本・模型等を配置している。

1号館・4号館において、85人前後の学生を収容できる講義室を設けている。これらの講義室では、大型のテレビモニターを講義室の前方や中間位置に設置し、どの座席からで

も同じ環境で受講できるように工夫している。

学生ホールやその周辺には、アメニティ要素を取り入れたソファやテーブル、ウォーターサーバー、飲料の自動販売機を整備している。2018年度からは、学生のニーズに応え、4号館に食品の自動販売機を設置するなど、学生の快適な談話や憩いの場としての環境を整えている。各校舎には AED（自動体外式除細動器）が設置されており、教職員は、救命救急士による救命救急訓練講座を受講し、緊急時に即座に対応できるようにソフト面においても準備を行っている。

また、学生の荷物を管理する上で利便性を考慮し、1号館・4号館の学生更衣室に個人別のロッカーを配置している。

学生の要望に応えるため、2019年度からは、移動販売業者による弁当販売の導入を検討している。2017年4月には、インターネット接続可能な Wifi 環境を整備し、2018年度には4号館における通信速度の改善を行った。

教員研究室、会議室を配置している2号館は、1号館と隣接していることから授業運営及び学生指導において十分な機能を果たしている。

3号館には法人本部を置き、各種会議を定期的で開催しており、法人と大学の連携を行う上で適切な管理が行われている。

大学が使用する1号館から4号館は、1981年6月の新建築基準法に基づく建築物であり、耐震基準を満たしている。また、アスベスト対策についても、関係法令に従って2008年にアスベスト対策工事として封じ込め及び囲い込みの措置を行っていることから、安全な環境を維持している。さらには、学校施設における天井等落下防止対策の観点から、4号館アリーナの吊天井撤去工事を2018年度に実施した。その他の施設設備の安全管理とメンテナンスについても、電気点検、エレベーター点検、消防用設備等点検を定期的を実施し、十分な管理がなされている。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

1) 実習施設

実験・実習の機械器具として、基本的な装置等に加え、高度先端医療機器であるマルチスライス CT (Computed Tomography) 装置や最新の 3D ワークステーション機能を有する画像ネットワークシステム、デジタル X 線 TV 撮影装置等を1号館に整備している。また2018年9月にトモシンセシス機能を備えたマンモグラフィ装置を設置している。実習を要する講義で使用するこれらの機械器具、標本及び模型は、診療放射線技師学校養成所指定規則に定めのある機械器具等の要件を全て満たしている。また、各装置で撮影された画像を、デジタル画像サーバーで保管し、15台の PC (Personal Computer) で同時に観察・解析できる画像ネットワークシステムを構築している。学内実習では、画像ネットワークシステムを用いて、収集した画像を学生が PC から観察し実習レポート作成に役立てている。【表 2-5-2】

【表 2-5-2】実習室一覧

学舎	階	実習室名	主な設備及び用途
1号館	1階	実習室 1	マルチスライス CT 装置
		実習室 2	デジタル X 線 TV 撮影装置
		実習室 3	X 線 TV 撮影装置
		実習室 4	MRI (Magnetic Resonance Imaging) 装置
		実習室 5	マンモグラフィ撮影装置
		実習室通路	前室、CR (Computed Radiography) 装置
1号館	2階	実習室 6	画像ネットワークシステム
		実習室 7	現像処理暗室
		実習室 8	パノラマ X 線撮影装置、 デンタル X 線撮影装置 回診用 X 線撮影装置
		実習室 9	一般 X 線撮影装置、FPD (Flat Panel Detector) 装置
		実習室 10	一般 X 線撮影装置、CR 装置
		実習室 11	放射線計測実験機器、電気・電子実験機器、化学実験
		実習室通路	前室
		演習室	無散瞳眼底カメラ装置、超音波診断装置
4号館	5階	講義室 5A	標本室

2) 図書館

図書館は 240 m²を有し、閲覧席や医学文献情報のデータベースにもアクセス可能な PC が設置されている。図書購入や寄贈資料の受入については、図書管理規程に基づいた資料収集方針・選定基準の内規が策定され、図書委員会で選定が行われている。蔵書管理は、蔵書点検を毎年実施するなど適切に行っている。図書以外にも電子書籍などを収集しており、2018 年度には、視聴覚資料を積極的に収集し、新たに 50 タイトルを登録した。これらの資料は講義や個人学習に活用されている。他にも 2018 年度は、学生課と連携し、学生の自己啓発活動の一環として期間限定で教員推薦図書コーナーの設置を行った。設備面では複写機の更新を行い、より利便性が高まった。また、学生の要望を把握するため、図書館学生利用者満足度アンケートを毎年実施している。集計結果から、進級するごとに利用が増える傾向にあるが、全体的に利用頻度や図書館サービスの周知度が低いことがわかった。一方で利用している学生の満足度は比較的高く、利用促進やサービス周知をどう進めていくかが今後の課題である。アンケートの自由記述欄に挙げられた要望についても、図書委員会で検討し、図書館サービスの向上に努めている。【資料 2-5-3】【資料 2-5-4】【資料 2-5-5】【資料 2-5-6】【資料 2-5-7】【資料 2-5-8】【資料 2-5-9】【資料 2-5-10】【データ編：表 2-11】

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

1・4号館ともにエレベーターを備えており、主に講義が実施される4号館にはバリアフ

リー対応のエレベーター及びトイレを備えている。

両号館には自習室やコモンズルームを備えるとともに、インターネット接続可能なWifi環境を提供しており、快適な学修環境の提供を行っている。

学生ホールやその周辺には、アメニティ要素を取り入れたソファやテーブル、ウォーターサーバー、食品や飲料の自動販売機を整備し、学生の快適な談話や憩いの場としての環境を整えている。また、学生の荷物を管理する上で利便性を考慮し、1号館・4号館の学生更衣室に個人別のロッカーを配置している。

2018年度には、医務室や学生ホール、アリーナなど、教職員が常時いない場所に遠隔通話のできるコールボタンを設置し、緊急時の対応に備えている。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

講義科目は、基本的には約80人の1クラス単位で授業運営を行っているが、少人数教育が効果的な科目（「数学」「物理」「放射線物理学」）では、2クラス制や3クラス制の講義を開設している。

「専門基礎科目実験」「放射線技術学実習」では6～7のグループ分けを行い、1グループ10人程度で運営している。外国語科目（「英語」「中国語」「スペイン語」）については、1クラス30人前後の少人数クラスで実施している。【資料 2-5-11】

◆エビデンス集 資料編

- 【資料 2-5-1】 校舎平面図
- 【資料 2-5-2】 施設使用許可書発行台帳
- 【資料 2-5-3】 大阪物療大学図書管理規程
- 【資料 2-5-4】 大阪物療大学図書館資料収集方針・選定基準（内規）
- 【資料 2-5-5】 図書館の所蔵状況について
- 【資料 2-5-6】 2017年度図書館学生利用者満足度アンケートについて
- 【資料 2-5-7】 2018年度図書館学生利用者満足度アンケートについて
- 【資料 2-5-8】 2017年度蔵書点検報告
- 【資料 2-5-9】 2018年度蔵書点検報告
- 【資料 2-5-10】 2018年度 前期自己啓発活動「読書」掲示ポスター
- 【資料 2-5-11】 2017年度 履修者数（前期・後期）
2018年度 履修者数（前期・後期）

◆エビデンス集 データ編

- 【表 2-11】 図書館の開館状況

(3) 2-5の改善・向上方策（将来計画）

施設・設備に係わる大きな問題はないが、今後も学生の要望等を把握し、施設・設備を充実させる。また、経年劣化による施設・設備等の不具合や故障に対して適宜対応し、安心・安全な教育環境の維持に努めていく。

図書館では、診療放射線学に関する分野を中心に幅広い分野の資料を収集し、今後も学

修ニーズに即した蔵書構成を目指す。また、学生に対して電子書籍の閲覧や図書の購入希望の受付などの図書館サービスの周知に努め、利用の促進を図る。

2-6 学生への意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生の生活実態の把握、今後の学生生活の向上および教育・研究環境の改善の参考にすることを目的に、1年に1度全学年に対して「学生生活等に関するアンケート調査」を行っている。2017年度、2018年度共に7月に実施した。調査結果は学生課より学生委員会へ提出され分析を行い、教員に対しては教員会議を通じて、また、学生に対しては掲示にて調査結果を公開している。調査の結果、改善要望の多い事項については診療放射線技術学科や他課と連携して改善対応をしている。【資料 2-6-1】【資料 2-6-2】【資料 2-6-3】【資料 2-6-4】

また、学生が日頃感じている大学に対する意見・要望を広く聴取し、学生生活の改善の参考にする目的で学生意見箱を設置している。投書された意見は毎週金曜日に回収し学長へ直接渡され、原則翌週までに投書した学生個人または全体に向けて掲示にて回答しており、迅速な対応が図られている。学生意見箱への投書件数は、2017年度は9件、2018年度は5件であった。【資料 2-6-5】

2017年度、2018年度の調査による学修支援に関する学生の意見・要望（抜粋）は以下のとおりである。【表 2-6-1】

【表 2-6-1】学修支援に関する学生の意見・要望（抜粋）

年度	把握方法		おもな内容
2017	学生生活アンケート	1年次	<ul style="list-style-type: none"> ・勉強に追いつけるか ・科目が多い ・再試にならないか不安 ・勉強の仕方がわからない
		2年次	<ul style="list-style-type: none"> ・ついていけるか不安 ・進級できるか不安 ・先生の教え方に格差がある
		3年次	<ul style="list-style-type: none"> ・先生のやり方で意欲が増す ・カリキュラムがハード ・課題量が多い ・臨床実習の可否が不安
		4年次	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業できるか不安 ・国家試験が不安
	学生意見箱		<ul style="list-style-type: none"> ・授業アンケートについて ・授業の出欠確認について ・試験の可否について
2018	学生生活アンケート	1年次	<ul style="list-style-type: none"> ・何を勉強したらよいかわからない ・この先勉強についていけるか不安
		2年次	<ul style="list-style-type: none"> ・授業や課題が多すぎて自己学習時間とれない ・学習の方法がわからない
		3年次	<ul style="list-style-type: none"> ・難しくなってきたいて、ついていくのが大変 ・国試・就職等すべてにおいて不安
		4年次	<ul style="list-style-type: none"> ・勉強しても結果が伴ってこない ・（国試対策に）点数の低い学生に勉強させる環境がほしい
	学生意見箱		<ul style="list-style-type: none"> ・配布物のカラー印刷について ・臨床実習の日程について ・答案の返却について

学生生活アンケートの詳細な分析をした結果、1・2年次生においては、進級のことに對して最も心配しており、そのために学習の遅れや定期試験の結果を非常に気にしていることがわかっている。3・4年次生では、「卒業」「国家試験合格」及び「就職」について真剣に考えるようになり、不安要素として表出してくる。さらに、それらに密接に関連する「臨床実習」の可否と学習方法等について心配している。これからの意見・要望に関しては、学生委員会より教務委員会へ検討を依頼し、その結果を学生掲示にて周知した。【資料 2-6-3】

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2017年度、2018年度の学生生活アンケートによると、学生の「現在の悩み事」として2017年度は「学業」「就職・将来の進路」「経済面」、2018年度は「学業」「就職・将来の進路」「健康」「経済面」が上位を占めており、学生掲示を通して相談室や学生課への積極的な相談を呼びかけるとともに、2018年度後期自己啓発活動に、健康に対する認識を高めるためのテーマとして「健康を保つため食生活を改善しよう」を選定した。【資料 2-6-4】

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修環境に関する学生の意見・要望（抜粋）は以下のとおりである。【表 2-6-2】

【表 2-6-2】学修環境に関する学生の意見・要望（抜粋）

年度	内容	把握方法
2017年度	<ul style="list-style-type: none"> ・学食が欲しい、昼食の販売 ・パンや菓子を販売する自販機の設置 ・石鹸の泡立ちが悪い ・wifi がつながりにくい ・学内施設をもう少し簡単に借りたい 等 	学生生活アンケート
	<ul style="list-style-type: none"> ・4号館開館時間の延長について ・チャイムについて ・大学ドメインのメールアドレスの配布について 	学生意見箱
2018年度	<ul style="list-style-type: none"> ・wifi がつながりにくい ・温便座がほしい ・冷暖房の効き方にばらつきがある ・自習室が足りない 等 	学生生活アンケート
	<ul style="list-style-type: none"> ・コモンズルームプリンターについて 	学生意見箱

学修環境に関する学生の要望は多岐に渡るが、要望を受け、ポンプ式のハンドウォッシュの設置、学生の利用が多いアリーナ借用の際の手続きの簡素化、学内 LAN 環境の強化などを行った。また、かねてから要望の多かった昼食の販売について、移動販売業者による弁当販売を検討している。

上記のとおり、学生生活全般に関する学生の意見・要望は「学生生活等に関するアンケート調査」及び学生意見箱を通して把握するようにしている。調査結果や投書内容は学生に公開するとともに関係部署で分析し、アメニティの向上や学生生活の充実に向けた改善のための貴重なデータとして活用している。

(3) 2-6の改善・向上方策（将来計画）

今後も「学生生活アンケート」「学生意見箱」を活用し学生の意見・要望を的確に把握するとともに、検討結果を学生に公開し必要な改善は着実に実行していくことで、学生との

信頼関係を築き学生サービスの向上を目指していきたい。

◆エビデンス集 資料編

- 【資料 2-6-1】 2017 年度学生生活アンケート 集計結果
- 【資料 2-6-2】 2018 年度学生生活アンケート 集計結果
- 【資料 2-6-3】 2017 年度学生生活アンケート 学生揭示
- 【資料 2-6-4】 2018 年度学生生活アンケート 学生揭示
- 【資料 2-6-5】 学生意見箱投書一覧

【基準 2 の自己評価】

入学者の受入れに関しては、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえてアドミッション・ポリシーを明確に定め、「学生募集要項」や本学ホームページに明記している。オープンキャンパスや高校訪問などを通じても周知に努めている。また入学者の選抜についても、受験者全員に筆記試験（又は基礎学力検査）及び面接試験を課すことで、アドミッション・ポリシーに沿って公正且つ適切に学生が受入れている。入試委員会主導による入試業務に関する各種マニュアルの作成や、実施済み試験の総括的検証の実施など、公正且つ適切な学生受入れを堅持する体制づくりも進められている。入学定員に対する入学者の比率は 1.1 倍以内で推移しており、適切な学生受入れ数を維持できている。

学修支援については、入学予定者を対象に「入学前学習」を行い、入学後本学の教育課程に取り組めるよう学修支援している。また学修をサポートするオフィスアワー制度について全学的に実施している。学生は自由に教員の研究室を訪問し、質問・補習など行うことでの学修支援も行っている。

特に、学修状況があまり良くない学生や留年生に対して、担任教員が複数回の面談を行い、生活・学習等の状況についての聞き取りをし、具体的な助言や指導するなど、きめ細かいケアを行っている。

学生のキャリア支援に関しては、充実したキャリア・就職ガイダンスを実施することによって学生の就職及びキャリア形成に対する意識づけが適切に行われている。

学生サービスについては、支援体制を整備し教職員と保護者が連携を取りながら、健康診断、予防接種、講習会、自己啓発活動、課外活動、経済的支援、ハラスメント防止、医務室、相談室の配置等の取り組みができています。学生生活の安定のための支援は出来ています。

校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境は適切に整備・運営されている。

学修環境の整備については、バリアフリー対応、インターネット接続環境、什器、AED 等が適切に整備されており、バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性は保たれている。

授業を行う際の学生数について、特に理工学系の科目など、少人数が効果的な科目では 1 学年を 2 グループ、または、3 グループに分けて講義しており、適切に管理されている。

学生への意見・要望への対応については、学生生活アンケートの実施や意見箱の設置により、学生の意見をくみ上げる仕組みがあり、学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用はできている。

基準 3. 教育課程

3-1 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学では、建学の精神に則った本学の教育理念「人の心と温かさがわかり、ひとりの社会人・医療人としての自覚と誇りを持って、新しい社会の要請に応える医療職の人材を育成すること」に基づき学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を制定している。【資料 3-1-1】【表 3-1-1】

【表 3-1-1】大阪物療大学ディプロマ・ポリシー

【大阪物療大学ディプロマ・ポリシー】

- 1 医療の高度化や専門特化に対応するための基礎的な知識と技術の習得により、技術革新に対応する能力を持っている。
- 2 広い視野と豊かな人間性、高い倫理観、的確な対人関係形成力によるリーダーシップとコミュニケーション能力を持っている。
- 3 チームの一員として協調・協働し、継続的な研究・研鑽力、探求心を身に付け、医療の向上に寄与できる能力を持っている。

ディプロマ・ポリシーは大学案内や大学ホームページに掲載し広く社会に公開するとともに、学生に対しては入学式や新入生オリエンテーションを通して、教職員に対しては入職時の研修において周知をしている。また、全学生が携帯する『学生便覧・履修要項』への掲載及び学内の主要な箇所への掲示を行うことで、身近に目にする機会を設ける工夫をしている。さらに学生に対しては、学期ごとのポートフォリオ面談において、ディプロマ・ポリシーに対する自身の達成度を自己評価し、卒業までに自身が身に付けておくべき力を意識しながら4年間の学生生活を送ることができるよう仕組みづくりを行っている。【資料 3-1-2】【資料 3-1-3】【資料 3-1-4】【資料 3-1-5】【資料 3-1-6】

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

1) 単位認定基準

単位認定は、「学部規程」第16条（単位算定基準）、第17条（成績評価基準の明示）、第18条（成績表及び単位の授与）、及び「履修規程」、「講義計画書（シラバス）」（2018年版）に記載された各科目の「評価方法」「評価基準」に基づき、科目担当教員によってなされている。各授業科目の「評価方法」「評価基準」については、初回の講義で「講

義計画書（シラバス）」に従い学生に説明するよう、教務課より科目担当教員へ依頼している。【資料 3-1-7】【資料 3-1-8】【資料 3-1-9】【表 3-1-2】

【表 3-1-2】成績評価の表示方法

評価	表示	評点	学習到達度との関係
秀	S	90 点以上	特に優秀な水準で到達目標に達している
優	A	80 点以上 90 点未満	優秀な水準で到達目標に達している
良	B	70 点以上 80 点未満	特に良好な水準で到達目標に達している
可	C+	61 点以上 70 点未満	良好な水準で到達目標に達している
	C	60 点（再試験）	到達目標に達している
不可	D	60 点未満	到達目標に達していない
	F	未受験	履修放棄、試験未受験
認	N	認定	他大学等の単位を認定した科目

「成績通知書」には、「履修規程」第 14 条（GPA）にて規定された学期ごとの GPA が記載されており、学生自身が学修成果の推移を把握できるようにしている。学期ごとに算出された各学生の GPA は、担任教員による履修指導や学修支援・個別面談、クラス分け、特待奨学生選抜等の参考資料として活用されている。また、成績通知書は学期ごとに学生と保護者に配布・通知されている。成績評価の表示方法については「学生便覧・履修要項」にて学生に明示するとともに、学期ごとのオリエンテーションで学生に説明をしている。【資料 3-1-1】【資料 3-1-10】【データ編：表 3-2】

2) 進級基準

本学が医療系大学であることを鑑み、年次ごとの学生の理解度を重視し、「履修規程」第 19 条（進級）にて学年ごとの進級要件を定めている。【表 3-1-3】【資料 3-1-8】

【表 3-1-3】進級要件

学年	進級要件
2 年次生への進級	1 年次に配当されている必修科目のうち、単位未修得科目（実験、実習科目を除く）が 2 科目以内であること。また、1 年次に配当されている実験・実習科目の単位をすべて修得していること。
3 年次生への進級	1 年次から 2 年次に配当されている必修科目のうち、単位未修得科目（実験、実習科目を除く）が 2 科目以内であること。また、2 年次に配当されている実験・実習科目の単位をすべて修得していること。
4 年次生への進級	1 年次から 3 年次までに配当された必修科目の単位を全て修得していること。また、基礎科目の選択科目を 10 単位以上修得していること。

3) 卒業認定基準

卒業については、「大阪物療大学学則」（以下「学則」という。）第34条（卒業及び学位の授与）に、「学長は、修業年限に規定する期間以上本学に在籍し、所定の科目を履修してその単位を修得し、学部等規定で定める卒業の要件を満たした者に対し、教授会の議を経て、卒業を認定する。」と定められており、教務委員会及び教授会内の判定会議による審議を経て、卒業判定を行っている。【表 3-1-4】【資料 3-1-11】【データ編：表 3-4】

【表 3-1-4】卒業要件

科目区分	必修科目	選択科目	卒業要件
基礎教育科目	11 単位	10 単位以上	総合計 134 単位以上
専門基礎科目	38 単位	13 単位以上	
専門科目	62 単位		

4) 学位授与

学位授与にあたっては、「大阪物療大学学位規則」第3条（学位授与の条件）にて、「学位は、学長が、「学則」第34条第1項に規定する卒業に必要な要件を満たした者に対して授与する。」と明記しており、教授会内の判定会議による審議を経て、卒業の判定を受けた学生に「学士（診療放射線学）」を授与している。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

本学では各々の規定に明確に規定された基準に基づき、教務委員会及び教授会による審議を経て単位認定、進級認定、卒業認定を行うことで、その厳正な適用を行っている。2018年度には、試行例として「卒業研究」においてルーブリック評価を取り入れた評価基準を策定し、今後、他科目においてもルーブリック評価の導入を推進していく予定である。【資料 3-1-13】

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

ルーブリック教育評価法を推進するとともに、教務委員会において各科目における成績の分布状況の把握を行うことで評価基準の明確化を図り、成績評価のさらなる厳正な運用を実施する。

◆エビデンス集 資料編

【資料 3-1-1】 学生便覧・履修要項

【資料 3-1-2】 大学案内

【資料 3-1-3】 本学ホームページ「ディプロマ・ポリシー」

http://www.butсурyo.ac.jp/concept/dip_policy.html

【資料 3-1-4】 新入生オリエンテーション資料

- 【資料 3-1-5】 入職時研修資料
- 【資料 3-1-6】 ポートフォリオ（ディプロマ・ポリシー達成度評価）
- 【資料 3-1-7】 大阪物療大学保健医療学部規程
- 【資料 3-1-8】 大阪物療大学保健医療学部履修規程
- 【資料 3-1-9】 講義計画書（シラバス）（2017年版）（2018年版）
- 【資料 3-1-10】 2015年度 前期 成績通知書（サンプル）
- 【資料 3-1-11】 大阪物療大学学則
- 【資料 3-1-12】 大阪物療大学学位規則
- 【資料 3-1-13】 「卒業研究」評価表

◆エビデンス集 データ編

- 【表 3-2】 成績評価基準
- 【表 3-4】 年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）

3-2 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

カリキュラム・ポリシーは大学案内や大学ホームページに掲載し広く社会に公開するとともに、学生に対しては新入生オリエンテーションにおける周知や、全学生が携帯する『学生便覧・履修要項』への記載を通して周知をしている。【資料 3-2-1】【資料 3-2-2】【資料 3-2-3】【資料 3-2-4】

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

ディプロマ・ポリシーに基づき制定されたカリキュラム・ポリシーは、表に示すとおり一貫性が確保されている。

【表 3-2-1】ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの一貫性

ディプロマ・ポリシー	カリキュラム・ポリシー
1 医療の高度化や専門特化に対応するための基礎的な知識と技術の習得により、技術革新に対応する能力を持っている。	1 革新進歩し高度化する保健医療に柔軟に対応できる幅広い基礎的・専門的な知識と技術を身につける。
2 広い視野と豊かな人間性、高い倫理観、的確な対人関係形成力によるリーダーシップとコミュニケーション能力を持っている。	2 高い医療倫理観を養い、対人関係における意思疎通力と指導力を身につけ、医療環境への適正維持・安全管理技術を修得する。
3 チームの一員として協調・協働し、継続的な研究・研鑽力、探求心を身に付け、医療の向上に寄与できる能力を持っている。	3 チーム医療体制における医療スタッフとの協調・協働姿勢を涵養し、医療の向上に貢献できる研究・研鑽力を身につける。

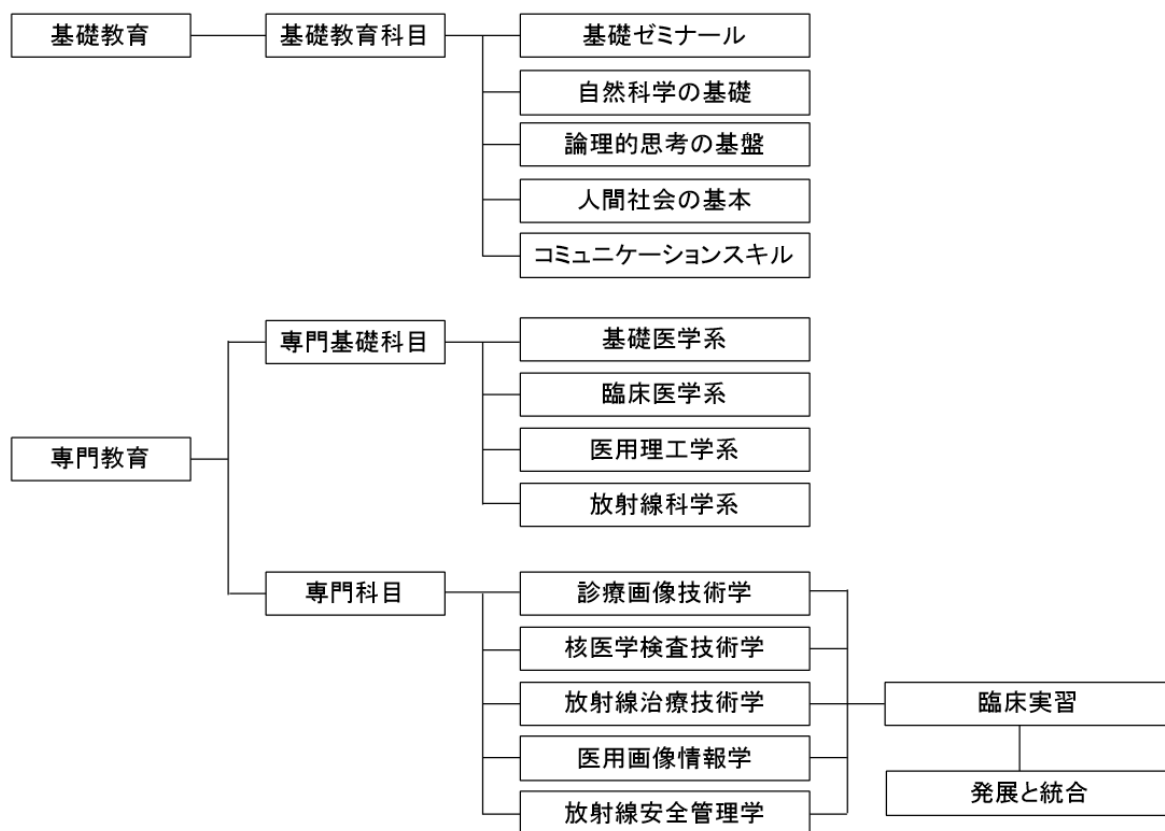
3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学では「基礎教育科目」から「専門基礎科目」、さらに「専門科目」へと各授業科目をより密接に関連づけたカリキュラムの体系的編成が行われている。【資料 3-2-5】【資料 3-2-6】

「基礎教育科目」は、「基礎ゼミナール」「自然科学の基礎」「論理的思考の基盤」「人間社会の基本」「コミュニケーションスキル」の5つの科目群から編成されている。ここでは、学部教育を受ける上で必要となる基本的な学習スキルの習得、将来の職業に対する動機づけ、科学的な見方や考え方、情報化社会への対応能力、幅広い視野と豊かな人間性、多様化・グローバル化する医療現場に対応できる基本的なコミュニケーション能力等を身につけるための教育を展開している。

「専門基礎科目」では、診療放射線技師に求められる医学的知識及び理工学的知識をバランスよく持ち合わせ、専門科目を習得するのに必要な学力の基盤を形成することを目的とし、「基礎医学系」「臨床医学系」「医用工学系」「放射線科学系」の4つの科目群から編成されている。ここでは、基礎医学の知識、他職種との連携に関する知識、機器や装置の構造理解に必要な知識、診療放射線技術に関する基礎知識を身につけるための教育を展開している。

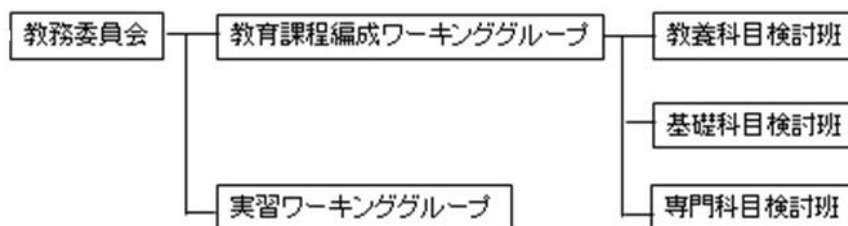
「専門科目」では、「診療画像技術」「核医学検査技術」「放射線治療技術」「医用画像情報」「放射線安全管理」の5つの科目群で編成することにより、医療現場において診療放射線技師が関わる診療画像診断業務や放射線治療業務に必要な診療放射線技術に関する基礎的な知識と基本的な技能を体系的に身につけられる教育を展開している。また、各分野で学んだ知識と技術を統合的に学び、総合的な判断力や実践的な応用能力、課題探求能力、研究能力など診療放射線技術を発展させる力を育成することを目的に「臨床実習」及び29科目からなる「発展と統合」の2つの分野を配置している。【図 3-2-1】【データ編：表 3-1】



【図 3-2-1】保健医療学部診療放射線技術学科の教育課程区分

3-2-④ 教養教育の実施

本学では、教養教育の運営体制を整え、建学の精神と教育の理念に則った医療人育成に適した教養教育を展開するため、教務委員会の下部組織である教育課程編成ワーキンググループに「教養科目検討班」を設置し、3名の教員を配置している。【図 3-2-2】



【図 3-2-2】保健医療学部診療放射線技術学科の教務委員会組織図

この教養科目検討班による答申に基づき、2019年度以降カリキュラムにおいて新たにコミュニケーションスキルを向上させる医療英語・医療中国語・医療スペイン語・日本語表現、ヒューマンスキルを向上させるためのゼミナール等が2019年度より新規開講されることとなった。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

本学では、診療放射線技術学の理論と実践の融合に向けて、理工学系の基礎科目を専門とする教員と、診療放射線技術に関する豊富な知識と技術、実務経験を有する教員をバランスよく配置している。科目の特性に応じて複数の教員を配置し、オムニバス形式の講義を柔軟に取り入れるとともに、実験・実習科目については全専任教員が一丸となって効果的な教育の実践にあたっている。【表 3-2-2】【表 3-2-3】

【表 3-2-2】主なオムニバス・合同科目

	科目名
1年次	「基礎ゼミナール」 「専門基礎科目実験」
2年次	「放射線ゼミナール」 「放射線技術学実習Ⅰ」 「放射線技術学実習Ⅱ」 「放射線技術学実習Ⅲ」
3年次	「臨床実習ゼミナールⅠ」 「臨床実習ゼミナールⅡ」 「放射線技術学実習Ⅳ」 「放射線技術学実習Ⅴ」 「臨床実習Ⅰ」 「臨床実習Ⅱ」 「臨床実習Ⅲ」 「卒業研究Ⅰ」
4年次	「総合演習Ⅰ」 「総合演習Ⅱ」 「総合演習Ⅲ」 「総合演習Ⅳ」 「卒業研究Ⅱ」

【表 3-2-3】オムニバス・合同科目の割合

年度	開講科目数	オムニバス科目	合同科目
2017年度	131科目	19科目	16科目
2018年度	144科目	37科目	16科目

また、理工学系の基礎的な科目については、これまで入学した学生が学修上の困難を感じるが多かったため、複数クラス制（1学年を2～3クラスに分けて講義を実施）・複数ターム制（半期を二分割し、半期の前半・半期の後半に分けて講義を実施）を採用し、少人数で効果的に学修ができるよう工夫を行っている。これらの科目については、学生の

要望に応じて不定期で勉強会を開催するなど、学生の主体的な学びをサポートする教員の姿勢を前面に打ち出し、基礎科目教育の充実に取り組んでいるところである。

また、診療放射線技師養成校として、臨床実習に係る教育に重点的に取り組んでおり、教員ひとりひとりが担当の施設・学生を受け持ち、将来の診療放射線技師を育てる使命と責任感を持って学生指導を行う体制を整えている。臨床実習を控えた3年次生に対しては、「臨床実習の手引き」を配布するとともに、臨床実習の事前教育として、臨床実習の目的と心構えを理解し、臨床現場に対応できる知識・技能・態度を身に付ける「臨床実習ゼミナール」を開講している。また、「放射線技術学実習Ⅴ」においては「臨床技能実習」を実施し、より深い知識と実践力を身につけた状態で臨床実習を開始するためのプログラムを提供している。また、本学園のネットワークを活かし、学内実習の一部で現場の第一線で活躍する診療放射線技師を外部講師として招き、より実践的な教育に取り組んでいる。【表 3-2-2】【表 3-2-4】【表 3-2-5】【資料 3-2-7】【資料 3-2-8】【資料 3-2-9】

【表 3-2-4】「臨床実習ゼミナール」講義内容（抜粋）

「臨床実習の心構え」「感染症対策講座」
「個人情報保護講座」「X線教育訓練」
「事故対策講座」「臨床実習の実践」

【表 3-2-5】臨床技能実習項目

検査対応能力および患者接遇能力	①患者対応（面接） ②検査技術 ③移乗動作 ④手指衛生
臨床画像評価能力 （正常画像解剖、主要疾患画像の理解度）	口頭試問、筆記試験等

卒業研究では、博士の学位を持つ教授を中心に全教員で研究指導にあたりるとともに、指導教員が少人数の担当学生に対し勉学や就職の相談を担い、親身な指導を行っている。卒業研究の成果は研究報告書にまとめられ、ポスター発表という形式で在学生や一般の来観者に公表されている。【資料 3-2-10】

講義全般に関しては、FD(Faculty Development)委員会が中心となり、学生に対して授業改善についての「授業アンケート」を半期に2度（期初・中間）実施し、教員へフィードバックすることで更なる授業改善に努めている。また、半期に1度のFD研修会や教員相互授業参観を行い、教育方法の改善や教員間での情報交換等を行う取組みを行っている。【資料 3-2-11】【資料 3-2-12】【資料 3-2-13】

（3）3-2の改善・向上方策（将来計画）

2018年で、新カリキュラムを導入して4年目を迎えた。全学年を新カリキュラムで学習した学生が卒業していくことになる。国家試験合格率、就職状況、学生満足度などのデータ

を参考に新カリキュラムの科目や内容、教授法について再検証し、必要な改善を加えていく。また、学生がより主体的に学ぶためのきっかけづくりとして、ICT（情報通信技術）教育やアクティブラーニングの効果的な導入についても検討する予定である。授業アンケートや学生生活アンケートにあげられた講義に対する学生の生の声をおろそかにせず、今後も引き続き全教員がそれぞれ担当する講義に改善を加えながら一丸となって学生の教育にあたっていきたい。

◆エビデンス集 資料編

【資料 3-2-1】 大学案内

【資料 3-2-2】 本学ホームページ「カリキュラム・ポリシー」

http://www.butsumyo.ac.jp/concept/curri_policy.html

【資料 3-2-3】 新入生オリエンテーション資料

【資料 3-2-4】 学生便覧・履修要項

【資料 3-2-5】 教育課程表

【資料 3-2-6】 科目関連図

【資料 3-2-7】 「臨床実習ゼミナール」シラバス

【資料 3-2-8】 「放射線技術学実習Ⅴ」シラバス

【資料 3-2-9】 臨床技能実習評価項目

【資料 3-2-10】 第6回物療祭「卒業研究」発表概要

2017年度「卒業研究」ポスター発表

2018年度「卒業研究」ポスター発表

【資料 3-2-11】 2017年度前期中間授業アンケート集計結果について

2017年度後期中間授業アンケート集計結果について

2018年度前期中間授業アンケート集計結果について

2018年度後期中間授業アンケート集計結果について

【資料 3-2-12】 2017年度第1回FD研修会プログラム

2017年度第2回FD研修会プログラム

2018年度第2回FD研修会実施報告

2018年度第3回FD研修会実施報告

【資料 3-2-13】 2017年度前期教員相互授業参観報告書一覧（報告者別）

2017年度後期教員相互授業参観報告書一覧（報告者別）

2018年度前期教員相互授業参観報告書一覧（報告者別）

2018年度後期教員相互授業参観報告書一覧（報告者別）

◆エビデンス集 データ編

【表 3-1】 授業科目の概要

3-3 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学は、政令指定都市・堺における医療人育成の場として、保健・医療・福祉の分野に貢献すべく、専門性を活かした人材育成により地域医療の向上に寄与するとともに、教育・研究拠点として知的資源を還元することを通して地域貢献することを目的としている。また、放射線医学分野に関する教育と研究を通じて、診療放射線技師を育成することにより、この教育目的をふまえて制定されたカリキュラム・ポリシーに基づき教育課程を編成し、日々の教育を実践しているところである。

教育目的の達成状況の点検・評価の方法として、学期ごとに2回（期初・中間）、年間4回の授業アンケートを実施している。

期初授業アンケートでは原則2回目の講義時に実施し、講義の理解しやすさ、黒板、視聴覚・情報機器の使い方、教科書はプリントなどの補助教材の使い方について調査している。中間授業アンケートでは原則10回目の講義時に実施し、講義の進度と難易度、教員の熱意、提出した課題への対応等、講義全体に関する設問項目を設定している。【資料 3-3-1】

さらに、ポートフォリオでは、学生自身が学期ごとに「ディプロマ・ポリシー達成評価」を行っている。本学の教育目的をふまえて制定されたディプロマ・ポリシーに対して自身がどの程度達成できているのか、また卒業までにどのような能力を身に付ける必要があるのかについて、意識付けをする取組みを行っている。【資料 3-3-2】

本学は診療放射線技師養成校であることから、診療放射線技師国家試験の合格率、また就職率からも教育目的の達成度を評価している。2017年度の国家試験合格率73.2%、就職率100%、2018年度の国家試験合格率93.8%、就職率95.0%（2019年5月1日現在）であることから、教育目的の達成に向けた本学の取組みは評価できるものと考えている。【資料 3-3-3】

医療人を目指す学生として必要となる、他者との協調・協働力・人間性などについては、基礎ゼミナール、学内実習、臨床実習、スポーツフェスティバル、近畿地区診療放射線技師教育施設学生体育大会、物療祭、課外活動を通じて育むよう教育を行っている。学生はポートフォリオの作成を通じて学修面だけでなく課外活動面においても学期ごとに目標設定をし、ディプロマ・ポリシーに基づいた目標達成に向けた意識付けを効果的に行っている。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

FD委員会を中心となって、開講科目全てに対して学期の期初と期末の2回、授業評価アンケートを実施している。また、その結果を担当教員にフィードバックし報告書を作成させることによって授業改善を図っている。特に期初に行われるアンケートは、早い段階で講義の実施状況と学生の反響を把握することにより、速やかに講義内容の改善に反映させることを可能にしているため、有益である。

2017年度は開講された前期 64 科目、後期 42 科目で実施した。回答率は前期 80.9%、後期 63.8%であった。2018年度は開講された前期 74 科目、後期 43 科目で実施した。回答率はそれぞれ 37.75%、34.65%であった。学生の回答率の低さを打破する方策を図るべきである。

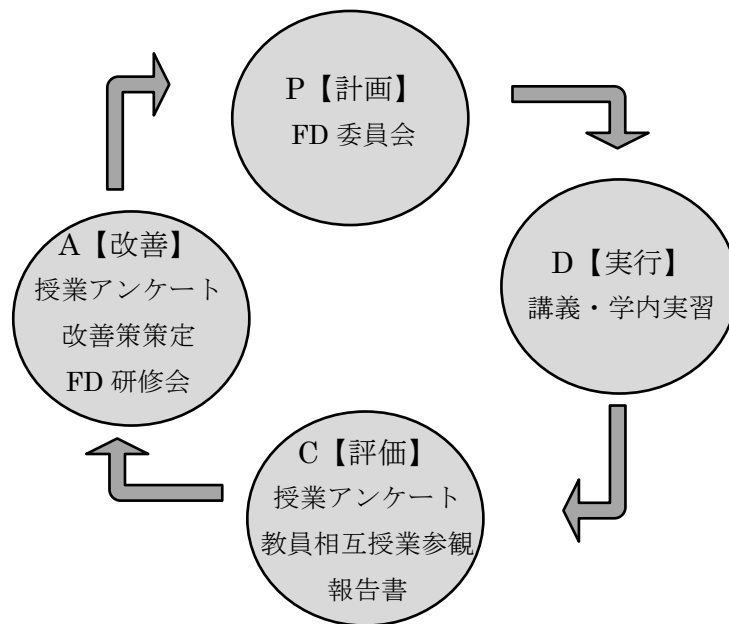
2018年度では、学生より黒板の増設、ホワイトボードを黒板に変えるといった改善要望を受け、早急に各教室の黒板改修工事に取り組んだ。【資料 3-3-1】

FD 研修会では、授業アンケート結果から重点項目を抽出し、授業改善の為の具体的な内容について議論を行い次年度に反映している。2017年度は前期に「4年次生国家試験に向けた教員の意思統一」および、後期に「学生のメンタルストレスへの対処法について」のテーマで、2018年度は前期に「グループワークの重要性」のテーマで研修会が開催された。特に、教育者に必要なメンタルヘルス対策の知識や対処方法や、文部科学省が推進を進めているアクティブラーニングに繋がるグループワークを取り入れるための教育方法の改善に着目した能動的勉強法（PBL）を導入して、専任教員全体の意識向上が図れた。【資料 3-3-4】

また学期ごとに、担教員相互に授業参観を実施し、その評価・報告をすることにより、教員が互いに良いところを吸収したり、客観的に評価したりすることで、幅広い視点に立ち自己研鑽することができている。【資料 3-3-5】

授業アンケートと授業改善策を中心とする教育内容・方法及び学修指導等の点検・評価の流れは、教育改善の PDCA サイクルの仕組みとして、適切に機能していると判断している。

【図 3-3-1】



【図 3-3-1】 教育内容・方法及び学修指導等の点検・評価の流れ

(3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

教育目的達成状況の点検については、今後も授業アンケートを通して得られる学生の意見を真摯に受け止め、フィードバック分析に努め、改善につなげていきたい。また、今後、新たに学生 FD 委員を募集し、FD 委員と学生 FD 委員が意見交換しながら講義等の改善活動

を進めるだけではなく、大学との連携を深めることを検討していきたい。

◆エビデンス集 資料編

- 【資料 3-3-1】 2017 年度 期初授業アンケートの実施について
2018 年度 期初授業アンケートの実施について
2017 年度 中間授業アンケートの実施について
2018 年度 中間授業アンケートの実施について
- 【資料 3-3-2】 ポートフォリオ（ディプロマ・ポリシーに対する達成度）
- 【資料 3-3-3】 2017 年度、2018 年度 国家試験合格率、就職率
- 【資料 3-3-4】 FD 研修会
- 【資料 3-3-5】 教員相互授業参観

【基準 3 の自己評価】

単位認定、進級判定に関しては、厳正に運用されている。学位授与についてもディプロマ・ポリシーに基づき厳正に運用されている。

教育課程は、本学の教育研究上の目的を踏まえ 3 つのポリシーが定められている。その中で、編成方針（カリキュラム・ポリシー）には本学で育成する学生の基礎的および専門的知識の具体的内容が定められている。また、編成方針は学位授与に関する達成目標（ディプロマ・ポリシー）との一貫性が確保されている。それらは大学案内や本学ホームページ、学生便覧・履修要項に明示されている。教育課程の具体的な内容は科目関連図（カリキュラムマップ）で明示し、具体的な科目間連携の概要を明らかにしている。また、教授方法の工夫・開発に関しては授業アンケートを定期的に行い、FD 委員会などで集約し教育職員にフィードバックすることによって、授業内容の改善等に繋げている。

教育目的の達成状況の評価とフィードバックに関しては、定期試験や国家試験模擬試験などのデータを IR ワーキンググループなどで分析・評価し、教職員にフィードバックを行っている。また、全学年で実施しているポートフォリオの内容に、学生自身の達成度評価（ディプロマ・ポリシー）などを取り入れて効果的に運用している。さらに教学システムの導入を検討し、きめ細かい評価方法の確立に取り組んでいる。

教育目的の達成状況の点検・評価は、学期ごとに授業アンケートを期初と中間に実施し、それぞれ異なる設問項目を設定している。教育内容・方法及び学修指導の改善のために、FD 委員会が中心となり、授業アンケートを実施し、結果を担当教員にフィードバックしている。FD 研修会では、授業アンケート結果から重点項目を抽出して議論し、次年度の授業改善のための具体的な内容に反映している。また、授業アンケートから抽出できた設備上の問題点については積極的な改善を実施している。

基準4 教員・職員

4-1 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1の自己判定

基準項目4-1を満たしている。

(2) 4-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

本学の学長は、設置法人の理事長を兼任しており、審議機関である各委員会や教授会、大学運営会議、また、諮問機関である評議員会が有効に働き、必要な審議を経て決議する体制が整っている。学長は、理事会、大学運営会議、教授会のいずれにも出席しており、学生の要求から大学の意思決定また法人の意思決定に至るまで十分に認識している。最終的意思決定が学長と定めのある場合や、学長の意思に一任される場合は、学長の判断に基づいて大学の運営がなされている。

以上のように、学長は教学マネジメントにおける責任を十分に認識し、その責務を果たすとともに、大学の業務遂行と意思決定において適切にリーダーシップを発揮しているといえる。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

教学マネジメントとは、高等教育機関において、教育目標を達成するための方針を定め、教育課程の実施に係る内部組織を整備し、教育を実践するとともに、評価・改善を図りながら教育の質の向上を図る、組織的な取組みを指す。（『高等教育に関する質保証関係用語集』）

本学では、大学が自らの使命や教育理念を踏まえて策定した3つのポリシーに基づき以下の組織が規程に定められたそれぞれの権限と責任に応じて、教学マネジメントを行っている。

1) 大学運営会議

学長が議長となり、以下に挙げる教育研究に関する重要事項を審議する最高意思決定機関である。

- ①大学の設置目的を達するための基本計画に関する事項
- ②大学の予算及び決算に関する事項
- ③学部、学科その他の管理・運営に関する組織の設置または廃止及び学生の定員に関する事項
- ④学則その他の管理・運営に関する重要な規程の制定または改廃に関する事項
- ⑤教育職員・事務職員人事の方針に関する事項

- ⑥大学の教育・研究活動等の状況について大学が行う評価に関する事項
- ⑦その他大学の運営に関する重要事項 【資料 4-1-1】

2) 教授会

常勤の専任教授で構成され、学長が議長を務める。また、教授会の意見を聴くことが必要なものとして以下を内規として学長が定め、あらかじめ周知している。

- ①学生の休学、復学、転学、退学、除籍その他学籍の変更に関する事項
- ②学生の懲戒に関する事項
- ③他の大学又は短期大学等における授業科目の履修により修得した単位の認定に関する事項
- ④その他教育及び研究に関する重要事項 【資料 4-1-2】 【資料 4-1-3】

3) 教務委員会

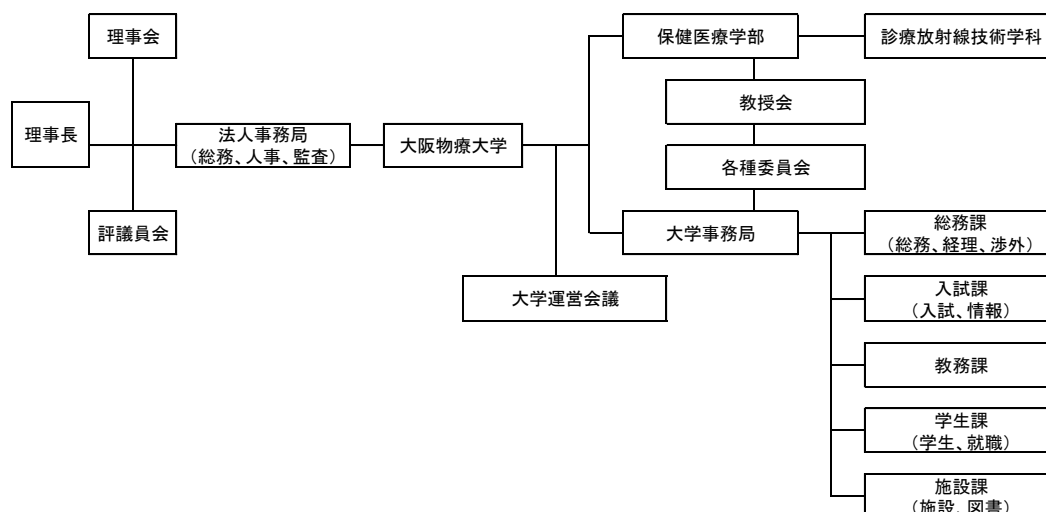
大学運営会議の基本方針の下、学科長が議長を務め学部の教務に関する事項を審議し、学部内の連絡調整を図ることを目的としている。【資料 4-1-4】

PDCAに基づく質保証のための自己点検評価は、大学運営会議、大学評価委員会からなる組織体制により実施している。また、IR ワーキンググループにおいても、本学の活動に係る情報を収集・分析し、業務運営の改善を行っている。以上のことから、本学は一定の教学マネジメント機能を備えていると言える。

以上のように、大学運営会議の下に教授会、教務委員会を置くことで、権限を適切に分散するとともに、責任の明確化に配慮し、大学の使命・目的に沿って、大学の意思決定及び教学マネジメントを行うための体制を構築している。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

本学の組織編制は、「学校法人物療学園組織規程」（以下「組織規程」という。）により、学園全体の職制及び職務を明確にし、適性且つ円滑な管理運営を行うための組織を策定している。【図 4-1-1】



【図 4-1-1】学校法人物療学園組織図

事務局が果たす役割については「学校法人物療学園事務分掌規程」（以下「事務分掌規程」という。）に定め、明確な役割分担による適切な人員配置を可能にしている。事務職員は20名（2018年5月1日現在。専任、嘱託、臨時含む。）で構成されており、事務局長が事務組織を統括している。

さらに、臨機応変かつ効率的な業務遂行と適正な人員数・配置とを保持するため、事務分掌規程第15条にて「（前略）事務分掌外の業務を指示することができる。」と定め、業務分掌に柔軟性を持たせるとともに、「学校法人物療学園文書取扱規程」（以下「文書取扱規程」という。）第19条において、専決を定め、別表第2にて決裁事項の権限の適切な分散を図っている。

大学の最高意思決定機関である大学運営会議の構成員については教育職員に加え、事務局長、入試課長、教務課長、学生課長、図書課長、就職課長、総務課長等の事務職員を配置することで教職協働による大学運営体制を担保し、学内の意思統一を図っている。

以上のことから、本学では現状の組織体制上において、大学事務局における必要な職員の配置及び役割を明確化しており、一定の教学マネジメント補佐機能を備えていると評価できる。【資料 4-1-5】 【資料 4-1-6】 【資料 4-1-7】

◆エビデンス集 資料編

- 【資料 4-1-1】 大阪物療大学運営会議規則
- 【資料 4-1-2】 大阪物療大学教授会規程
- 【資料 4-1-3】 教授会の意見を聴くことが必要なものとして定める事項に関する内規
- 【資料 4-1-4】 大阪物療大学保健医療学部教務委員会規程
- 【資料 4-1-5】 学校法人物療学園組織規程
- 【資料 4-1-6】 学校法人物療学園事務分掌規程
- 【資料 4-1-7】 学校法人物療学園文書取扱規程

(3) 4-1の改善・向上方策（将来計画）

学長は設置法人の理事長を兼任しているので、理事会、大学運営会議等と密な連携体制が可能なことから、今後も継続的にリーダーシップを発揮していく。現体制では理事会及び大学運営会議において、迅速かつ適正な意思決定がなされているが、今後とも教職協働で着実な実行体制のとれる組織を構築し、学長のリーダーシップの補佐体制を強化するとともに、SD研修等による教職員の意識及び業務の質の向上を図る。

4-2 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

本学の教育組織の編成は、大学設置時に定められた建学の精神に基づき、単なる技術者の養成ではなく、ひとりの社会人・医療人としての自覚と誇りをもち、人の心と温かさがわかる医療の専門職業人の育成を教育理念とし、学生に対して「心」を込めた責任ある教育を行うために、大学設置基準に従い適切な人数の専任教員を配置している。

保健医療学部診療放射線技術学科では、教養科目にはじまり放射線技術学に関する基礎、基本、発展まで体系的に履修することが可能となるよう教育課程を「基礎教育科目」「専門基礎科目」「専門科目」の三つのカテゴリーに分け編成している。各々の科目の内容や特性に応じて、専門分野における教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する専任教員を適切に配置している。人材育成の目的を達成するために、教育上主要と認める講義については、原則として専任教員を配置し、主要科目以外の講義についても可能な限りで専任教員を配置している。【表 4-2-1】

【表 4-2-1】専任教員の担当する割合

	2017 年度	2018 年度
基礎教育科目	59.5%	71.4%
専門基礎科目	81.8%	81.1%
専門科目	83.0%	100%

専任教員の採用にあたっては大学設置基準の「教員の資格」の規定に則り、人格、学歴、職歴及び教育研究上の業績を判断して行うことを選考の根本基準としている。さらに、診療放射線技師養成所指定規則第 2 条に基づいて、必要な数の診療放射線技師又は医師を採用している。具体的には、「学校法人物療学園任期制雇用に関する規程」、「大阪物療大学教育職員候補者選考規程」、「大阪物療大学教員選考基準」等に基づき、専任教員、兼任講師ともに公募による採用を行い、優秀かつ若手の教員を採用することにより、教育研究活動の活性化と年齢構成の適正化を図っている。

昇任と教員評価については、「学校法人物療学園教員業績評価に関する規程」に基づいている。教員業績評価委員会が、教員の職務状況等の評価を総合的に行うために、定期的に評価を実施し、学長は、その評価結果を本学の教育研究等の質の向上、活性化に役立てるとともに、処遇等に反映させている。

【資料 4-2-1】【資料 4-2-2】【資料 4-2-3】【資料 4-2-4】【資料 4-2-5】【資料 4-2-6】【資料 4-2-7】【資料 4-2-8】

【表 4-2-2】【表 4-2-3】【表 4-2-4】【表 4-2-5】

【表 4-2-2】 大学設置基準に基づく専任教員数確認表

項目	教員数	教授数
大学設置基準で定める 必要人数	21 人	11 人
本学保健医療学部の 教員数	21 人	11 人

(2018 年 5 月 1 日現在)

【表 4-2-3】 診療放射線技師学校養成所指定規則に基づく専任教員数確認表

項目	診療放射線技師又は医師 またはこれと同等以上の 学識経験を有する者	免許を受けた後 5 年以上 診療放射線技師として 業務している者
指定規則で定める 必要人数	9 人	3 人
本学保健医療学部 の教員数	9 人	7 人

(2018 年 5 月 1 日現在)

【表 4-2-4】 大阪物療大学保健医療学部年齢別教員数

29 歳以下	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70 歳以上	合計
0	4	4	6	6	1	21

(2018 年 5 月 1 日現在)

【表 4-2-5】 教員採用・選考などに関する規程一覧

規程等の名称
学校法人物療学園定年退職者の再雇用に関する規程【資料 4-2-1】
学校法人物療学園給与規程【資料 4-2-2】
大阪物療大学兼任講師に関する規程【資料 4-2-3】
大阪物療大学兼任講師給与規程【資料 4-2-4】
学校法人物療学園任期制雇用に関する規程【資料 4-2-5】
大阪物療大学教育職員候補者選考規程【資料 4-2-6】
大阪物療大学教員選考基準【資料 4-2-7】
学校法人物療学園教員業績評価に関する規程【資料 4-2-8】

単一学部単一学科からなり実践的な診療放射線技術教育を主体としている本学では、教育目標を達成するために、機能的かつ効果的な教育を行うことを可能とする適切な数の教員を確保し、科目の特性に応じてオムニバス科目や同一科目複数クラス制を導入するなど、柔軟なクラス編成を行っている。

4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

1) 研修について

本学では、FD 委員会が計画策定して研修会を開催し、有効な教授方法等の研修を行い、教員の教育活動を活性化させるための取組みを行っている。研修会を実施することで、教員間での情報交換も活発に行われ、教授方法の改善に役立てている。【表 4-2-6】

【表 4-2-6】FD 研修会開催一覧

開催日	テーマ	参加人数 (人)
2017年9月21日	4年次生国家試験に向けた教員の意思統一	21
2018年3月15日	学生のメンタルストレスへの対処法について	21
2018年9月13日	グループワークの重要性	21
2019年3月14日	ティーチングとコーチング	21

2) FD について

本学では原則として講義科目は学期ごとに2回、学生による授業アンケートを行い、その結果を教員にフィードバックするとともに報告書の作成を義務づけることで講義の改善を図っている。

オムニバス形式で行っている演習・実習科目については各学期の期末に1回、アンケートを実施し、講義内容及び教授方法の改善に役立てている。授業アンケートの実施により、学生からの声をいち早く拾い上げることが可能となり、講義の進め方を始めとした講義の良い点や問題点等を学生より指摘されることで、各教員が講義内容を改善するためのヒントとなっている。またアンケートで学生から得た意見については、FD 委員会で分析の後、学内に掲示するとともに、講義時間内においてアンケートに記載された意見に対する説明を行う等、様々な方法での回答を行い学生にフィードバックを行っている。また、必要に応じてFD 委員長より担当教員に対する聞き取りを行い、現状の把握に努めている。

また講義内容の改善や学生指導における情報共有を図るために各学期に1回、FD 研修会を実施している。研修会では、診療放射線技師国家試験対策を始めとして学生のメンタルストレスへの対応や教員研修の報告など多岐にわたるテーマで実施している。

その他の取り組みとして、自らの講義内容及び教授方法の改善に役立てるための教員相互授業参観を各学期に1回、実施している。参観後には、参観した講義の良い点や改善した方が良い点などを報告書にまとめ、内容を教員間で共有することで、教授法について有意義な情報共有を行っている。

(3) 4-2 の改善・向上方策 (将来計画)

本学では、知識・技術の教授に留まらない医療人教育の目的を踏まえた教養教育を展開しているが、今後はその効果について評価・検証し、必要な改善を加えていきたい。

今後も、授業アンケートを有効に活用し、教育の質的向上を目指し、アンケート結果に対する改善策や対応策の実践を全教員で行う。また、相互授業参観で得られた教員の長所

をFD研修会で取り上げ、教員の技能向上を図る。

本学では、知識・技術の教授に留まらない医療人の教育を踏まえた教養教育を展開しているが、今後はその効果について評価・検証し、必要な改善を加えていきたい。また、将来的にはFD研修会において、教養教育に関するテーマを設けて知識と情報の共有を行うことが望ましいと考えている。さらには、新たに学生FDスタッフを募集し、委員と学生FDスタッフが意見を交換しながら講義等の改善活動を進めるだけでなく、大学との連携を深めることを検討している。

◆エビデンス集 資料編

- 【資料 4-2-1】 学校法人物療学園定年退職者の再雇用に関する規程
- 【資料 4-2-2】 学校法人物療学園給与規程
- 【資料 4-2-3】 大阪物療大学兼任講師に関する規程
- 【資料 4-2-4】 大阪物療大学兼任講師給与規程
- 【資料 4-2-5】 学校法人物療学園任期制雇用に関する規程
- 【資料 4-2-6】 大阪物療大学教育職員候補者選考規程
- 【資料 4-2-7】 大阪物療大学教員選考基準
- 【資料 4-2-8】 学校法人物療学園教員業績評価に関する規程

4-3 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3の自己判定

基準項目4-3を満たしている。

(2) 4-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

SD研修については、学内で行う基礎的なSD研修以外に、分限化された専門知識等のスキルアップを図るため、外部研修も積極的に受講し、学内業務へ活かしている。事務職員だけでなく、教育職員もSD研修を受講することにより、教職協働による大学組織力の強化に努めており、大学運営に関わる教職員の資質・能力向上への取組みという点において基準項目を満たしていると自己評価する。【表 4-3-1】【資料 4-3-1】

【表 4-3-1】2017・2018年度 学内SD研修開催一覧

開催日	テーマ	参加人数（人）
2017年4月14日	管理職に期待すること	4
2017年5月10日	大学事務職員に期待すること	4
2017年5月25日	大学認証評価の受審に向けて	9

2017年5月31日	大学認証評価の受審に向けて	11
2017年9月20日	AEDを含む心肺蘇生法、異物除去法及び大量出血時の止血法について	13
2017年11月16日	「教育の質保証」について	37
2018年10月4日	AEDを含む心肺蘇生法、異物除去法及び大量出血時の止血法について	14

◆エビデンス集 資料編

【資料 4-3-1】 SD 研修会記録

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

今後も計画的にSD研修を実施し、個人の資質を向上させ、教職協働で組織として事業計画に基づく改革を実践することにより、大学力の向上を目指していく。

4-4 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

学生の研究環境を整えるために、卒業研究グループごとに講義室を割り当て、自主的な研究意欲を生み出すようにしている。また、研究棟への出入りを学生証にて出来るようにし、講義等に差支えない程度で、教員立会いの下、実験室の使用も認めている。さらには、4ヶ年計画で空調設備を更新するなど、より快適でストレスのない研究環境を整えられるように心掛けている。

本学は「大阪物療大学」を研究機関として位置づけ、学内研究においては「大阪物療大学個人研究費規程」に基づき、専任教員1名につき学内研究費30万円、研究旅費10万円を年度ごとに交付し、教員の自由な発想に基づく研究に使用することにより、研究の活性化を図っている。【資料 4-4-1】

学外と関連する公的研究費の使用に関しては「大阪物療大学公的研究費マニュアル」（以下「マニュアル」という。）を作成し、研究経費の使用方法についての勉強会を年2回実施している。第1回は新任教員に、第2回は全教員を対象に行い、本学の公的研究費使用ルールの周知と徹底を図っている。このマニュアルは毎年内容を見直しており、内容について学内のすべての教職員が最新版を閲覧できるよう学内システムを通して周知している。

【資料 4-4-2】 【資料 4-4-3】

予算執行状況については総務課にて管理をし、年度末に集中した研究費執行がないよう執行状況は研究者および総務課（経理）にて共有し、研究計画に遅延が出ている場合は、

総務課より随時確認し、研究者である教員へ注意喚起を行っている。【資料 4-4-3】

一般的な物品の購入は事前申請を徹底し、発注・検収業務はすべて総務課職員によって行っており、例外の発注と検収ルールについては明確に定め、マニュアルに記載している。

【資料 4-4-2】【資料 4-4-3】

国の競争的資金により配分された間接経費は、研究開発環境の改善や本学の研究機能の向上に活用するために、必要となる経費に充当し、計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保するものとしている。【資料 4-4-2】【資料 4-4-4】【資料 4-4-5】

また不正防止の責任所在を明らかとするため公的研究費の管理・監査のガイドラインに基づき、研究者（教員）、公的研究費に携わる職員、取引業者の三者に「取引における誓約書」の提出を求めている。誓約書の提出により取引業者と利害関係者との関係において、国民の疑念や不信を招くことのないよう誠実に行動することを徹底し、公的研究費等の不正使用防止に努めている。【資料 4-4-2】【資料 4-4-3】【資料 4-4-6】【資料 4-4-7】

さらに、万が一取引業者との関係において不適正な取引が明らかとなった場合には、「学校法人物療学園における契約に係る取引停止等措置要領」に基づく取引停止及び警告や注意喚起による措置を明確に定め適切かつ適正に運用するとともに、その体制整備を図っており、機関として取引業者に対する不適正取引抑制効果を十分に発揮している。【資料 4-4-8】

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学では、研究倫理について、研究成果の捏造等、研究の不正に関する倫理と、インフォームドコンセント等の生命や人権に関する倫理と2種類あると捉えている。

前者については、文部科学大臣決定「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、「大阪物療大学の学術研究に係る行動規範」を定めている。研究者だけでなく学術研究に携わるすべての者が責任ある学術研究活動に従事するために持つべき研究倫理観を明確にし、その行動規範を遵守することとしている。研究者に対し、受講義務のある「研究倫理説明会」を年に2回（4月は新規採用専任教員のみ対象）学内で開催することで、高い倫理観の重要性を継続的に周知している。研究倫理説明会受講後は、理解度チェックシートを使用し、研究員の研究倫理に対する理解度を測り、回答結果を集計・分析して研究員にフィードバックすることによって、研究倫理に対する意識向上に繋げている。

後者については、研究上の倫理審査の必要がある場合は研究者が倫理委員会に倫理審査申請書を提出することとしており「大阪物療大学における倫理審査フローチャート」を基に、申請書を作成することになっている。「大阪物療大学における人を対象とする研究等倫理審査」に関するチェックシートでその研究の危険性（精神的/肉体的苦痛の有無や侵襲性等）、インフォームドコンセント、プライバシー問題（個人情報保護）、利益相反などが審査できるようになっている。まず、倫理委員長がガイドラインに則って倫理委員会開催の必要性を判定し、開催が必要になった場合は、研究者が研究計画書を添付の上、倫理委員会が開催される。2017-2018年度では2件の申請書が提出されたが、いずれも安全性が確認されたことから研究を承認されている。

さらに内部監査室を設置し、最高管理責任者の直轄的な組織として位置づけ、必要な権

限を付与するための内部規程を整備している。内部監査の実施については、マニュアルを作成し、毎年度定期的に会計書類の形式的要件等が具備されているかなどを一定数抽出しチェックしている。

以上の研究機関としての対処により、研究者の研究倫理に対する意識は高く研究活動に関する不正事案はこれまで発生していない。【資料 4-4-3】【資料 4-4-9】【資料 4-4-10】【資料 4-4-11】【資料 4-4-12】【資料 4-4-13】【資料 4-4-14】【資料 4-4-15】

4-4-③ 研究活動への資源の配分

本学は「大阪物療大学」を研究機関として位置づけ、2018 年度は教育研究経費全体の 9.6%相当の研究費を予算として設定している。

学内研究においては「大阪物療大学個人研究費規程」に基づき、専任教員 1 名につき学内研究費 30 万円、研究旅費 10 万円を年度ごとに交付し、教員の自由な発想に基づく研究に使用することにより、研究の活性化を図っている。学外と関連する公的研究費の使用に関しては「大阪物療大学公的研究費マニュアル」（以下「マニュアル」という。）を作成し、研究経費の使用方法についての勉強会を年 2 回（4 月は新規採用専任教員、9 月は全研究者対象）実施し、本学の公的研究費使用ルールの周知と徹底を図っている。またこのマニュアルは毎年内容を見直しており、内容について学内のすべての教職員が最新版を閲覧できるように学内システムを整備し周知している。【資料 4-4-1】【資料 4-4-2】

本学が獲得した外部研究資金として、文部科学省、日本学術振興会から交付される科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）が該当する。日本学術振興会発行の「科学研究費助成事業-科研費-公募要領」及び「大阪物療大学科学研究費助成事業取扱規程」第 3 条において応募資格を明確に定めており、適正な資格を持つ研究者が研究費を獲得できるよう体制を整備している。【資料 4-4-2】【資料 4-4-16】

2017 年度の本学所属研究者に占める科研費獲得の割合は、約 13.3%である。本学のような小規模の大学において、この数値は比較的高く、研究者の研究活動に対する積極性が窺える。【資料 4-4-17】

研究機関においても、毎年 9 月に実施する研究者に対する説明会において、次年度外部資金獲得のための説明を実施している。研究者だけでなく、研究に関わる本学全ての教職員が外部資金の獲得に、積極的かつ真摯に取り組む体制を整えて教職協働で臨んでいるものである。【資料 4-4-18】

全ての予算執行状況については総務課にて管理をし、年度末に集中した研究費執行がないよう執行状況は研究者および総務課（経理）にて共有し、研究計画に遅延が出ている場合は、総務課より随時確認し、研究者へ注意喚起を行っている。

一般的な物品の購入は事前申請を徹底し、発注・検収業務はすべて総務課職員によって行っており、例外の発注と検収ルールについては明確に定め、マニュアルに記載している。

【資料 4-4-1】【資料 4-4-2】

また不正防止の責任所在を明らかとするため公的研究費の管理・監査のガイドラインに基づき、研究者（教員）、公的研究費に携わる職員、取引業者の三者に「取引における誓約書」の提出を求めている。誓約書の提出により取引業者と利害関係者との関係において、国民の疑念や不信を招くことのないよう誠実に行動することを徹底し、公的研究費等の不

正使用防止に努めている。【資料 4-4-9】【資料 4-4-1】【資料 4-4-6】【資料 4-4-7】

さらに、万が一取引業者との関係において不適正な取引が明らかとなった場合には、「学校法人物療学園における契約に係る取引停止等措置要領」に基づく取引停止及び警告や注意喚起による措置を明確に定め適切に運用するとともに、その体制整備を図っており、機関として取引業者に対する不適正取引抑制効果を十分に発揮している。【資料 4-4-8】

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

研究環境の整備について、今後はニーズに特化した研究環境が整えられるように、研究環境に関する教員及び学生満足度調査を実施することを計画している。

公的研究費については、「管理監査のガイドライン(2014年2月18日文部科学大臣決定)」に基づいて必要な規程等を整備し研究費不正使用防止体制を整えているが、引き続き、研究者に公的研究費使用ルールを継続的に周知し、誠実な研究費執行の意識を涵養していく。

また、引き続き研究者説明会を継続し、自由な発想での研究活動を行うにあたり外部資金の獲得を促すとともに、研究計画書提出にあたっては、事務職員が整合性や齟齬の面から校正協力を行うなど、教職協働で外部研究資金の獲得を目指す。

研究倫理については、学術行動規範の遵守を研究倫理推進責任者から促していくが、組織的予防体制として倫理委員会が危機管理判断を行う体制を構築する。

◆エビデンス集 資料編

- 【資料 4-4-1】 大阪物療大学個人研究費規程
- 【資料 4-4-2】 大阪物療大学公的研究費マニュアル
- 【資料 4-4-3】 大阪物療大学における研究活動上の不正防止計画
- 【資料 4-4-4】 大阪物療大学における競争的資金に係る間接経費の取扱いに関する規程
- 【資料 4-4-5】 大阪物療大学における競争的資金に係る間接経費の使用に関する内規
- 【資料 4-4-6】 誓約書（業者用）
- 【資料 4-4-7】 誓約書（研究者用）
- 【資料 4-4-8】 学校法人物療学園における契約に係る取引停止等措置要領
- 【資料 4-4-9】 大阪物療大学における倫理審査フローチャート
- 【資料 4-4-10】 倫理審査申請書
- 【資料 4-4-11】 大阪物療大学における人を対象とする研究等倫理審査に関するチェックシート
- 【資料 4-4-12】 研究計画書
- 【資料 4-4-13】 大阪物療大学の学術研究に係る行動規範
- 【資料 4-4-14】 公的研究費及び研究活動における不正行為についての理解度チェックシート
- 【資料 4-4-15】 2017年度公的研究費及び研究活動における不正行為についての理解度チェックシート回答分析（集計結果）
2018年度公的研究費及び研究活動における不正行為についての理解度チェックシート回答分析（集計結果）
- 【資料 4-4-16】 大阪物療大学科学研究費助成事業取扱規程

【資料 4-4-17】 科学研究費獲得率

【資料 4-4-18】 研究者説明会資料

【基準 4 の自己評価】

本学は、教員に対し毎年研究費を交付するだけでなく、科学研究費補助金などの公的研究費の応募を積極的に支援することによって、自由な発想に基づく研究をサポートしている。研究費に関しては多くの外部資金を獲得できるように教員同士の切磋琢磨および協力をすることにより獲得する。特に外部資金獲得者はその経験から申請者に対しての適切な指導を行い獲得に協力している。また研究費の公正かつ計画的な執行に関しては、学内規程を整備し、これを周知・徹底している。研究倫理については、学術行動規範の遵守を研究倫理推進責任者から促していくが、組織的予防体制として構築した倫理委員会が危機管理判断を行っている。また、文部科学大臣決定のガイドラインに基づき本学独自の行動規範を設け、研究倫理観を明確にするとともに、これを遵守するため説明会を毎年2回開催している。これらの取組みによって、研究活動に関する研究不正事案は開学以来全く発生していない。

更に本学では、教育職員の学界活動を積極的に支援することによって、大学の垣根を超えた学術交流を大いに推奨しており、多くの割合の教員が専門学会の役員を務めていることから分かるように、学界貢献やその運営能力が高い評価を受けている。

教育内容・方法等の改善については、学期ごとに期初と中間で異なる設問項目で学生による授業アンケートを行い、その結果を還元している。教員相互の授業参観を前・後期の中間で実施し教員相互での教授法のチェックを行い教授法改善に繋げている。さらに年2回のFD研修会を開催して講義内容の改善や学生指導における情報共有を図っている。

基準5 経営・管理と財務

5-1 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1の自己判定

基準項目5-1を満たしている。

(2) 5-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本学の経営・管理は、学校法人物療学園寄附行為（以下「寄附行為」という。）第3条に「(目的) この法人は、教育基本法および学校教育法に従い、学校教育を行い、社会に貢献できる豊かな心と健やかな体を携えた医療人を育成することを目的とする。」と法人の目的を定めている。また、「学校法人物療学園理事会運営規程」、「学校法人物療学園評議員会運用規程」、「学校法人物療学園就業規則」、「大阪物療大学学則」（以下「学則」という。）、「大阪物療大学運営会議規則」（以下「大学運営会議規則」という。）、「大阪物療大学教授会規程」を定めるとともに、「学校法人物療学園監事監査規則」、「学校法人物療学園公益通報に関する規程」、「学校法人物療学園内部監査規程」を定めている。【資料 5-1-1】【資料 5-1-2】【資料 5-1-3】【資料 5-1-4】【資料 5-1-5】【資料 5-1-6】【資料 5-1-7】【資料 5-1-8】【資料 5-1-9】【資料 5-1-10】

「寄附行為」及び、これに基づく全ての内部関連諸規程を制定・施行し、学内システム上で事務関連書類集において全教職員へ周知していることから、法人として経営の規律と誠実性の維持を表明していると判断している。【資料 5-1-11】

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

「寄附行為」の目的を踏まえ、学校法人物療学園（以下「学園」という。）の最高決定機関として「理事会」を設置するとともに、その諮問機関として「評議員会」を設置し、通常年に各6回（5月、7月、9月、11月、2月、3月）の理事会、評議員会を開催し、必要に応じて臨時の理事会、評議員会を開催することとしている。また、「大学運営会議」を設置し、毎月（8月を除く）開催し、学園と大学の連絡・調整を図り、大阪物療大学の運営に係る重要事項を審議することとしている。大学運営会議の決議による方向性は、教学面においては毎月1回定期的に開催される「教授会」において伝達され、教育・研究に関する重要事項が審議されている。教授会直後には、教員全員が参加する「教員会議」が開催され、必要な伝達が教学面の末端まで周知されている。事務組織においては、理事会アジェンダ、大学運営会議、教授会、教員会議の議事資料回覧とともに、2週間に1回開催される「事務連絡会」で学園と大学の連携を図り、業務内容を確認することにより、共通認識を持ち目的実現への努力を継続的に行う体制となっている。【資料 5-1-2】【資料 5-1-3】【資料 5-1-7】【資料 5-1-12】【資料 5-1-13】【資料 5-1-14】

毎年度、学園の事業計画書を策定し、評議員会で審議し、理事会で決議されたのち、計画に基づいて事業を執行し、年度ごとにその結果を事業報告書で報告している。2016年度

には、2017年度からの中・長期計画を策定し、理事会の承認を得て公表されている。中・長期計画に基づいて事業計画を策定し、事業報告の内容を踏まえて中・長期計画を見直し、改善を加えることとしており、学園改革のPDCAサイクルを構築している。中・長期計画は、学園の使命・目的を明記しており、この使命・目的に則って策定されている。【資料 5-1-15】
以上のことから、使命・目的が実現されるよう継続的に努力していると判断している。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全への対応については、環境省の通達及び文部科学省の事務連絡等に基づき、迅速に教職員全員に電子メールで転送し全学的にその意識統一を図り実践している。具体的には、地球温暖化防止の為、節電対策として推奨室温に設定し（夏季28度、冬季20度）、夏季（5月～10月）はクールビズ、冬季はウォームビズでの業務を行っているほか、照明の間引き点灯、こまめな消灯、資源の有効利用等を実行している。また、LED照明への変更による省エネルギー化、業務連絡の電子メール利用によるペーパーレス化、緑化等を行っている。【資料 5-1-16】

人権については、「学校法人物療学園個人情報保護に関する規程」「大阪物療大学ハラスメントの防止等に関する規程」「大阪物療大学保健医療学部倫理委員会規程」を整備している。特に個人情報については、入職時に全教職員が誓約書を以てその保護に努めることを退職後にもわたって誓約しており、これまでにこれらの規程違反の事例は発生していない。【資料 5-1-17】 【資料 5-1-18】 【資料 5-1-19】

規程の整備以外にも、学生に対しては、「学生便覧・履修要項」の「学生生活の手引き」の項目の一つに「ハラスメントの防止」と題して注意事項を記載し意識向上を図っている。また、教員の個人研究室のドアにドアストッパーとカーテンを設置し、学生入室時にこのストッパーを利用してドアを開けてハラスメントを予防する一方、カーテンを閉めることでプライバシー対策も行っている。このようにハラスメントに対する危機管理意識を培うとともに実践している。【資料 5-1-20】

安全への配慮については、「大阪物療大学危険等発生時対処要領」を制定し、防災や事故・災害時の対処について学内教職員へ周知するとともに、オリエンテーション等の時間を利用して地震等災害時の避難場所を学生に周知し、学内や通学途上で津波等の災害時対処の心得としている。また、防火・防災については「大阪物療大学消防計画」に基づき、各校舎に教職員で構成する自衛消防組織を整備している。さらに火災予防を意識した環境設備の確認を日頃から行い、火災発生時には早期対処を行う体制を整えている。消防法及び消防法施行規則に基づき、各校舎年1回の消防訓練を管轄消防署立会いの下、学生、教職員全員が参加して実施し、重ねて教職員には消防署員指導による実地訓練を行い、非常事態時に実践できるよう備えている。また、危機管理対策及びSD(Staff Development)研修を兼ねて、消防署員指導による普通救命救急講習(AED(自動体外式除細動器)講習)を実施し、教職員全員が受講することによって、危機管理対応力を養っている。

このように、安全性の向上を図るとともに、教職員個々の危機管理対応能力の充実を目指しており、環境への保全、人権、安全へ配慮していると判断している。【資料 5-1-21】
【資料 5-1-22】 【資料 5-1-23】

◆エビデンス集 資料編

- 【資料 5-1-1】 学校法人物療学園寄附行為
- 【資料 5-1-2】 学校法人物療学園理事会運営規程
- 【資料 5-1-3】 学校法人物療学園評議員会運用規程
- 【資料 5-1-4】 学校法人物療学園就業規則
- 【資料 5-1-5】 大阪物療大学学則
- 【資料 5-1-6】 大阪物療大学運営会議規則
- 【資料 5-1-7】 大阪物療大学教授会規程
- 【資料 5-1-8】 学校法人物療学園監事監査規則
- 【資料 5-1-9】 学校法人物療学園公益通報に関する規程
- 【資料 5-1-10】 学校法人物療学園内部監査規程
- 【資料 5-1-11】 事務関連書類集
- 【資料 5-1-12】 大学運営会議議事録（2017年度）（2018年度）
- 【資料 5-1-13】 教員会議議事録（2017年度）（2018年度）
- 【資料 5-1-14】 事務連絡会メモ（2018年度）
- 【資料 5-1-15】 中・長期計画（2016年9月）
- 【資料 5-1-16】 事務連絡（2018年度）
- 【資料 5-1-17】 学校法人物療学園個人情報保護に関する規程
- 【資料 5-1-18】 大阪物療大学ハラスメントの防止等に関する規程
- 【資料 5-1-19】 大阪物療大学保健医療学部倫理委員会規程
- 【資料 5-1-20】 学生便覧・履修要項 2017 p. 13
学生便覧・履修要項 2018 p. 13
- 【資料 5-1-21】 大阪物療大学危険等発生時対処要領
- 【資料 5-1-22】 大阪物療大学消防計画
- 【資料 5-1-23】 2018年度第2回SD研修 普通救命救急講習（AED講習） 記録

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後も法令を遵守し、各諸規程の整合性をとりつつ規程整備を進め、FD(Faculty Development)研修・SD研修を通して、使命と目的の実現へ継続的に努力することによって、教職員のコンプライアンス意識の向上を図る。環境、人権、安全に配慮し、社会への責任として、ステークホルダーに対する情報の公開に努め、説明責任を果たすことにより、社会的責任と要請に応え、信頼され、且つ必要とされる高等教育機関として質の向上を図っていく。

5-2 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

理事会は、学園の最高意思決定機関であり、私立学校法第36条、及び「寄附行為」第16条第1項「この法人に理事をもって組織する理事会を置く。」の定めに従い設置されている。同条第2項「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」の定めに従い、その役割を果たす為、「学校法人物療学園理事会運営規程」第1条、第2条に基づき、定例として年6回開催しており、「寄附行為」、教育計画、「学則」等重要規程の制定・改廃、施設の設置・廃合、法人全体の予算・決算、資産の取得・処分、学費等改定、学生募集・入学試験、資産運用などの重要事項に係る審議・決定を行っている。

理事会の役員は、「寄附行為」第5条の定めにより、理事6人、監事2人の定数構成となっている。「寄附行為」により、理事はその選任について、第6条第1項第1号「学長」、同第2号「評議員のうちから評議員会において選任した者2人」、同第3号「学識経験者のうち理事会において選任した者3人」と定められている。監事はその選任について、「寄附行為」第7条「監事は、この法人の理事または職員（学長、校長、教員その他の職員を含む。）又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。」と定められ選任されている。このように学園外部の学識経験者及び有識者等が理事並びに監事の職に就くことにより、理事機能及び監事機能を強化し、理事会の意思決定が専断的にならず、かつ戦略的に行えるよう体制を整備し、運営上も実行し、有効に機能している。現在欠員は生じておらず、不適格者に関する学校教育法第9条の欠陥条項に該当する者もない。【資料 5-2-1】 【資料 5-2-2】

理事会の運営は、「寄附行為」並びに「学校法人物療学園理事会運営規程」に基づき適切に行われている。出席状況は良好であり、理事・監事ともに欠席は極めて少ない。理事会を欠席する理事は、「寄附行為」第16条第10項において「理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思表示した者は、出席者とみなす。」と定め、理事会に付議される議案について、賛成・反対その他意見を述べた委任状により、その意思は理事会に反映され、決定は適切に行われている。理事は活発かつ戦略的な議論を行い、監事は理事会終了後において意見を必ず述べている。【表 5-2-1】

【表 5-2-1】 役員出席状況 (単位：人：出席/現員)

年度	5月	7月	9月	11月	2月	3月	臨時①	臨時②	出席率
2017理事	6/6	6/6	6/6	6/6	6/6	6/6	6/6	-	100 %
2017監事	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2	-	100 %
2018理事	6/6	6/6	6/6	5/5	6/6	6/6	5/5	-	100 %
2018監事	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2	-	100 %

(委任状出席を含む。)

また、臨時理事会は、「寄附行為」第16条第4項に基づいて開催され、迅速で戦略的な意思決定の仕組みとして構築されている。【資料 5-2-1】 【資料 5-2-2】 【資料 5-2-3】

以上のことから、理事会は使命・目的の達成に向けてその戦略的意思決定を継続的に行い、機能性を持って運営にあたっていると判断する。

◆エビデンス集 資料編

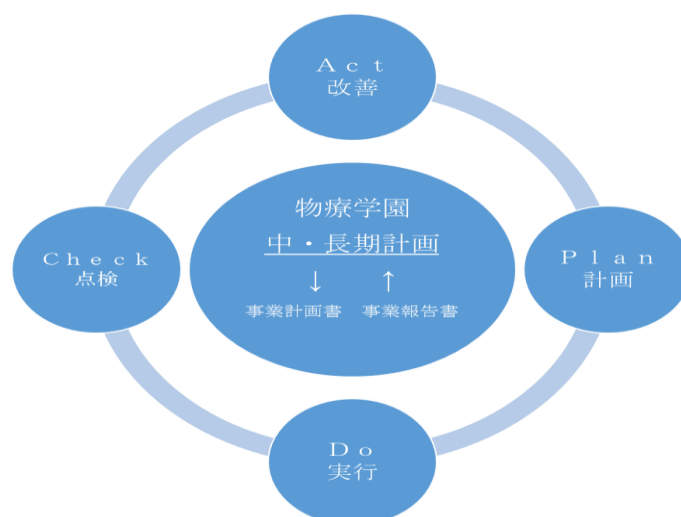
【資料 5-2-1】 学校法人物療学園寄附行為

【資料 5-2-2】 学校法人物療学園理事会運営規程

【資料 5-2-3】 学校法人物療学園理事の職務分担に関する内規

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

社会情勢の変化に伴い私立大学の運営に関する検討事項は多岐にわたっており、理事会においても、戦略的にかつ迅速に重要な事柄を審議し、学園及び大学の目的を踏まえて発展的な意思決定を行うことが必要である。2016年9月に中・長期計画を策定したことから、年度ごとの事業報告によるその着実な履行を確認し、改善を行いながら事業計画に反映し、確実なPDCAサイクルを構築することにより、学園の発展を促していく。【図 5-2-1】



【図 5-2-1】 学園の PDCA サイクル

5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

「大学運営会議規則」第1条（趣旨）「学園が設置する大学の運営にかかわる重要事項を審議し、学園との連絡・調整を図るために、大学運営会議をおく。」の定めに従い、大学運営会議が大阪物療大学の最高意思決定機関として位置づけられ、設置されており、毎月1回（8月除く）開催されている。

大学運営会議における審議事項は、「大学運営会議規則」第3条に次のとおり明確に定め

られている。【表 5-3-1】

【表 5-3-1】大阪物療大学運営会議規則より抜粋

第3条 運営会議は次の事項を審議する。

- (1) 大学の設置目的を達するための基本計画に関する事項
- (2) 大学の予算及び決算に関する事項
- (3) 学部、学科その他の管理・運営に関する組織の設置または廃止及び学生の定員に関する事項
- (4) 「学則」その他の管理・運営に関する重要な規程の制定または改廃に関する事項
- (5) 教職員人事の方針に関する事項
- (6) 大学の教育・研究活動等の状況について大学が行う評価に関する事項
- (7) その他大学の運営に関する重要事項

大学運営会議は、学長が招集し、その議長として運営を行っている。大学運営会議の構成員は、学長、学科長、事務局長、入試委員長、教務委員長、学生委員長、図書委員長、就職委員長、入試課長、教務課長、学生課長、図書課長、就職課長、総務課長、実習ワーキンググループ長となっており、学長は協議事項の内容によりその他必要な者を出席させることができる。また、原則として監事の出席を促し意見を求めている。【資料 5-3-1】

教授会は「大阪物療大学教授会規程」（以下「教授会規程」という。）に規定された、本学の教育及び研究に関する重要事項を審議し、その円滑な遂行を図るための諮問機関である。教授会は原則として月1回の開催としているが、学長が必要と認めたとき、及び学科の教授会構成員の2分の1以上による開催要求があったとき開催することができる。教授会は学長が招集し議長を務め、学長、専任教授で構成されており、必要に応じて准教授、講師、助教、助手または事務局長、事務担当者を出席せしめ、その説明を聴取できる。

教授会では教育、研究に関わる重要な審議を行う。【資料 5-3-2】 【表 5-3-1】

【表5-3-1】大阪物療大学教授会規程より抜粋

(審議事項)

第10条 (中略)

- (1) 学則に係わる部分の制定・改廃に関する事
- (2) 学部・学科課程に関する事
- (3) 学部の予算に関する事
- (4) 試験に関する事
- (5) 学生の入学、卒業及び課程の修了並びに学位の授与に関する事項
- (6) 学生の厚生及び補導に関する事
- (7) 教育及び研究に関する事
- (8) 教員の教育研究業績の審査に関する事
- (9) その他、教育及び研究に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長等の定めるもの

教授会直後に開催される教員会議では、教授のほかに准教授、講師、助教まで含めて参加する体制を採ることにより、教員全員の認識の共有と情報の周知を図っている。【資料 5-3-3】

「教授会規程」第7条にて「議長は教授会に諮り、特定事項を関連の委員会に、その審議を委嘱することができる。」としており、細目については各委員会で審議することとしている。委員会は「学校法人物療学園組織規程」（以下「組織規程」という。）に規定され、「常置委員会」「特別委員会」「附置委員会」が置かれている。【資料 5-3-2】【資料 5-3-4】【表 5-3-2】

【表 5-3-2】委員会一覧

常置委員会	教務委員会
	学生委員会
特別委員会	大学評価委員会
	倫理委員会
附置委員会	予算委員会
	入試委員会
	広報委員会
	就職委員会
	図書委員会
	FD委員会
	紀要委員会

委員会は、それぞれ規程が定められており、基本的には月1回の委員会が開催されている。委員長の責任と権限のもと委員会の「目的」に沿って審議し、大学運営会議に諮り、教授会に報告される。

以上のように、各組織の規程はすべて整備されており、「大学運営会議」の下に「教授会」及び「委員会」が置かれ、教育研究に関し審議し遂行する、といった機能分化の基本的な枠組みが構築され、権限と責任が明確であることから、その機能を果たしている。本学では、設置法人の理事長が学長を兼任しており、理事長として理事会に、学長として大学運営会議及び教授会のいずれにも出席していることから、理事会と大学運営会議は密接に連携を取っている。

また、法人事務局長は理事及び大学事務局長を兼任しているため、理事として理事会に、大学事務局長として大学運営会議及び教授会のいずれにも出席している。

このことから、法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションは緊密で、意思決定は円滑に進捗しているといえる。【資料 5-3-1】

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

本学のガバナンス機能としては、監事による監査業務が挙げられる。監事の選任は「寄

附行為」第7条に「この法人の理事または職員（学長、校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。」と定められている。また同第8条にて「各役員についてその配偶者もしくは、3親等以内の親族が、一人をこえて含まれてはならない。」とも規定しており、公正を期している。監事は「寄附行為」第15条及び「学校法人物療学園監事監査規則」（以下「監事監査規則」という。）に基づいて、職務権限を行使し、業務監査及び会計監査の職務を確実に遂行できるよう必要な説明を受け、業務執行状況の適否を判断している。具体的には、大学の最高意思決定機関である大学運営会議に出席し、大学の業務進捗状況を確認、学長から意見を求められ述べている。【資料 5-3-5】【資料 5-3-6】

また、会計年度終了後及び、中間決算後には、会計監査人（公認会計士）から報告を求め、必要に応じて公認会計士に対し専門的事項の調査を委任する等連携をとって財産の状況を調査している。年度決算後は、その内容に基づき監査報告書を作成し、理事会、評議員会において監査結果を報告しており、適正且つ有効に法人の業務及び財産の状況の監査が行われている。

さらに、「学校法人物療学園内部監査規程」が制定され、2015年9月より内部監査室が設置されている。第2条に目的として、「監査は、学園の更なる業務運営及び会計処理の適法性等について、公正かつ客観的に調査及び検証し、その監査結果に基づき助言、提言を行うことにより、学園の健全な運営に資することを目的とする。」と定められており、内部監査室は理事長の指示のもと年次計画に基づき定期監査と臨時監査を行い、監査員の権限のもとで対象部局等の監査を行う。内部監査室と監事や会計監査人は連携し、必要に応じて当事者から説明を受けるなど、学園の管理運営機関として管理機能を担っている。【資料 5-3-7】

諮問機関である評議員会については、「寄附行為」第19条から第25条及び「学校法人物療学園評議員会運用規程」（以下「評議員会運用規程」という。）にて適法且つ適正、円滑な運営を図るよう規定されている。その選考については「寄附行為」第23条にて、次のように規定しており適切に選任している。【資料 5-3-8】 【表 5-3-3】

【表 5-3-3】 寄付行為より抜粋

第23条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- 1 この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者5人
- 2 この法人の設置した学校を卒業した者で、年齢25歳以上の者のうちから、理事会において選任した者3人
- 3 学識経験者のうちから、理事会において選任した者5人

また、通常評議員会は、「年6回開催する」と「評議員会運用規程」第2条に定められている通り、毎年度5月、7月、9月、11月、2月、3月に開催されている。次年度の事業計画案及び予算案については理事会の前に諮問機関として審議を行う。また、前年度事業報告及び決算報告、監事監査報告については理事会のあとで報告を受けており、「寄附行為」及び私立学校法に基づいた適切な運営がなされている。【資料 5-3-8】 【資料 5-4-6】

◆エビデンス集 資料編

- 【資料 5-3-1】 大阪物療大学運営会議規則
- 【資料 5-3-2】 大阪物療大学教授会規程
- 【資料 5-3-3】 教員会議議事録（2017年度）（2018年度）
- 【資料 5-3-4】 学校法人物療学園組織規程
- 【資料 5-3-5】 学校法人物療学園寄附行為
- 【資料 5-3-6】 学校法人物療学園監事監査規則
- 【資料 5-3-7】 学校法人物療学園内部監査規程
- 【資料 5-3-8】 学校法人物療学園評議員会運用規程

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

種々の事案に迅速に対応するため、定期的に、学長、事務局長、学科長によるミーティングが行われている。学長が理事長を兼任することにより、管理部門と教学部門は緊密に連携し、統一した意思を迅速に決定することができる。一方で、学長は日常的な諸問題への対処から将来構想に至る戦略・方針まで、様々な事案を抱える等、負担が増加していることも事実である。今後は、上記権限者の負担軽減、さらに業務の多様化への対応を踏まえて、権限移譲を行っていく予定である。

現在は、理事長、法人事務局長、学長、大学事務局長、各委員長、各課長等の権限と責任は明確に規定し、適切に管理運営されているが、高等教育機関として教育研究活動を永続的に行っていくために、さらなる改革が必要である。コンパクトな法人・大学だからこそ、大学力をより強固にするために教職員間のより一層の意思疎通を図り、教職員各人の資質向上による組織力を高め、教職協働で改革を実行していく。

5-4 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

私立大学経営を取り巻く環境が厳しさを増す中、当学園の収入は安定的に推移しており、学生生徒等納付金は、完成年度以降 5 億円台を恒常的に維持している。

中長期的には、教育環境を整備するため、「中・長期計画」に基づいた適正で着実な事業計画に基づき、計画どおりの予算執行を行うことにより財務運営を安定したものとして確立している。【資料 5-4-1】

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

開学以降、継続して収容定員を充足し、予算のとおり学生生徒等納付金を確保している。

大学の収支差額も 2015 年度以降プラスに転じており、法人全体として収支のバランスを維持している。外部資金の獲得については、2015 年度より私立大学等経常費補助金を申請し、交付を受けている。また、科学研究費助成事業についても申請を奨励し、2017 年度は 3 件、2018 年度は 2 件の採択を受けている。【資料 5-4-2】

◆エビデンス集 資料編

【資料 5-4-1】 中・長期計画（2016 年 9 月）

【資料 5-4-2】 2017 年度計算書類
2018 年度計算書類

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

財務基盤の安定化を図るため、収容定員を充足し、学生生徒等納付金を確保する。私立大学等経常費補助金収入については、補助金の性格を十分に認識し、更なる健全性をもって予算を忠実に執行していく。今後も、「中・長期計画」に基づき計画的に事業計画を実行することにより、盤石で持続可能な安定した財政基盤を確立する。

5-5 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

当学園は、学校法人会計基準及び「学校法人物療学園経理規程」、「学校法人物療学園固定資産及び物品管理規程」、「学校法人物療学園経理規程施行細則」、及び関連する規程に準拠し、適正に会計処理を実行している。公認会計士とも緊密に連携し、会計処理判断が不明確なものは、会計士に問合せ・相談・確認を実施し、専門的知識の裏付けをもって会計処理を行っている。【資料 5-5-1】【資料 5-5-2】【資料 5-5-3】

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査は公認会計士と監事により行われている。監事は、「学校法人物療学園監事監査計画」を作成し、監査半期ごとの財政状況監査及び重要な決裁書類を閲覧する等の会計監査を行っており、毎年度会計監査人から監査結果を聴取して意見交換を行い、外部監査との連携強化を図っている。また、「学校法人物療学園内部監査規程」を定め、内部監査室による定期監査及び臨時監査を実施し、業務運営及び会計処理の適正性を監査している。監査結果については、監査報告書を理事長へ提出し、会計監査人及び監事へも報告を行っている。

また、予算執行に関して、PDCA サイクルの「C：チェック」「A：改善」を実現するべく、四半期ごとに予算実績対比を実施し、予算執行の進捗確認に役立て、また軌道修正するな

どの改善を着実にやっている。年度途中で発生した計画等については、予算委員会、評議員会、理事会の承認を経て、補正予算の編成等により状況の変化に迅速に対応し、適切な予算執行を行うよう十分留意している。【資料 5-5-4】【資料 5-5-5】【資料 5-5-6】

◆エビデンス集 資料編

- 【資料 5-5-1】 学校法人物療学園経理規程
- 【資料 5-5-2】 学校法人物療学園固定資産及び物品管理規程
- 【資料 5-5-3】 学校法人物療学園経理規程施行細則
- 【資料 5-5-4】 2017 年度及び 2018 年度学校法人物療学園監事監査計画
- 【資料 5-5-5】 学校法人物療学園内部監査規程
- 【資料 5-5-6】 監査報告書

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

今後も引き続き、監査人及び監事との連携を密にとり、常に学校法人会計に基づいた処理を行うよう複数によるチェック体制を整え着実に実行する。さらに、補助金事務の適正かつ効率的な執行を図ることを目的に、業務に携わる職員だけでなく、役員をはじめ教職員の知識の向上及び注意喚起を行い、認識を十分に持って財務の健全性を継続維持できる体制を構築し、適正な会計処理と厳正な監査の実施を行っていく。

【基準 5 の自己評価】

本学の経営は、学校教育法、私立学校法、大学設置基準、学校法人会計基準等の関係法令に基づき、法令を遵守し実践されている。また、「寄附行為」に定められた使命・目的の実現への継続的な努力を以て、円滑な遂行を図っている。また、環境保全、人権や安全に配慮すると共に、教職員個々の危機管理・対応能力の充実を目指しながら、運営を行っている。なお、教育情報や財務情報は本学ホームページに公表している。

理事会は、「寄附行為」に基づいて適切に運営されている。理事の選考については「寄附行為」に従い選考しており、理事の出席状況も良好である。理事会は、本学の使命・目的の達成に向けて戦略的な意思疎通が行える体制を整備し、有効に機能している。評議員会も「寄附行為」に基づいて適切に運営しており、評議員選考は「寄附行為」に則って行われ、出席状況も良好である。監事の選考についても「寄附行為」に則って行われ、理事会へも適切に出席しており、また監査業務も適切かつ有効に行われている。

理事長（兼学長）はリーダーシップを発揮し、管理運営部門と教学部門との連携が十分に図れる体制を組織しており、学内の意思決定機関も適切に組織されている。

法人及び大学、各部門間のコミュニケーションも円滑である。教職員の提案等に関しては、大学運営会議に提案できるシステムが確立されている。

本学の使命・目的を達成するための事務体制は適切に構築され機能していると考えている。必要な職員を確保し適材適所で配置すると共に、事務分掌に柔軟性が与えられ日々の業務が行われている。

学生数は収容定員を満たして確保されており、安定した財務基盤が確立され、収支のバランスは安定している。会計は、学校法人会計基準及び本学の関連規程に準拠し、適正な

会計処理を遂行している。会計監査についても、監事が半期ごとに財政状況を確認している。問題点については随時報告・相談を行うほか、重要な決済書類を閲覧する等の業務監査を行っており、補正予算については、評議員会、理事会の順に決議しており、適切な財務運営が行われている。

基準 6 内部質保証

6-1 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

大阪物療大学学則第 2 条第 1 項に「本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動の状況について、自ら点検及び評価を行う。」と規定し、大阪物療大学運営会議規則第 6 条に「大学の教育・研究活動等の状況について大学が行う評価に関する事項」を審議事項のひとつとして定めている通り、大学運営会議が本学の自己点検・評価活動を総括し、自己点検・評価活動の運営のため大学運営会議の下に大学評価委員会を置いている。【資料 6-1-1】【資料 6-1-2】

また、大学運営会議のもとに、教育の質保証・質的向上などを審議する「教務委員会」及び、教育活動の質的向上と能力開発に資する「ファカルティ・ディベロップメント委員会」が置かれている。学修行動調査の結果と学生支援システムの情報の調査・分析については、「IR ワーキンググループ」が連携して行っている。これらの活動結果は随時、本学の最高意思決定機関である大学運営会議に報告され、検討する体制がとられている。

さらに、2 年に 1 回、各委員会や大学事務局の部署ごとに自己点検・評価を実施しており、その報告書で挙げられた課題等は、大学評価委員会および大学運営会議にて検証し、担当部署へフィードバックされている。

以上より、内部質保証のための組織が整備され、責任体制が確立していると言える。

◆エビデンス集 資料編

【資料 6-1-1】大阪物療大学学則

【資料 6-1-2】大阪物療大学運営会議規則

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

上記記載のとおり、内部質保証のための組織は整備されており、今後も継続して内部質保証に 取り組んで行く。

6-2 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学は、定期的な自己点検・評価活動として、2 年に 1 回、学内の各委員会や大学事務

局の部署ごとに自己点検・評価を実施している。結果については、自己点検・評価報告書として取りまとめ、学内外へ公表している。【資料 6-2-1】

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 - ②の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2017 年度より IR(Institutional Research)活動を専門的に行い、学内情報の調査・分析結果を本学全体に寄与することを目的として、学長直轄の IR ワーキンググループ(IRWG)を発足させた。

IR ワーキンググループ内規を制定し、この内規に基づき本学の戦略策定や本学評価、本学の教育・研究・社会貢献の質の向上、本学の情報発信に必要な情報の収集と分析を行う。本学 IR に関する課題の提起と、改善の為の調査分析に必要なデータ収集と蓄積を行い、検証により改善に向けた計画を策定し進捗確認を行っている。【資料 6-2-2】

IR 活動において収集したデータを基に、ワーキンググループ会議で精査・分析を行い、より効率的且つ効果的な学習環境を整える為の、改善案や新規の取り組みを策定し、大学運営会議や各委員会への提案することにより IRWG を中心とした全学的な PDCA サイクルを構築し、教育の質の向上に貢献している。

2017 年度から 2018 年度は、特に教学面で学生の修学に関する意識向上を最重要項目と位置づけており、その中でも診療放射線技師国家試験の合格率向上に向けた活動を中心に活動している。具体的には「学生の診療放射線技師国家試験受験に対する意識の向上」、「診療放射線技師国家試験成績や学内外模擬試験成績と授業科目成績との相関関係分析」、「教員のチーム力による診療放射線技師国家試験指導と意識の統一」といった課題に取り組んできた。

その結果、「診療放射線技師国家試験に向けたオリエンテーションの内容充実」や、「わかりやすい成績管理システムの新規導入」、「個人成績推移の管理を活かした学生指導体制構築」、「診療放射線技師国家試験対策班の設置」などの実施により成果を挙げることに成功した。【資料 6-2-3】【資料 6-2-4】【資料 6-2-5】

また、効率的な全学情報収集分析体制の構築を目指し新規の全学情報データシステムの導入を検討している。実現後は本学学生の入学から卒業までの成績推移を系統的にデータ分析することにより学生一人一人が充実した学生生活を送れるよう、幅広いデータ収集と綿密な分析を行い、在学生の充実した学生生活や教育内容の向上に貢献できると考えている。

以上のことから、IR 活動によるデータ収集・分析、及びそれらのデータの有効活用は十分に行われていると判断している。

◆エビデンス集 資料編

【資料 6-2-1】 大学ホームページ「自己点検評価書」

<http://www.butsumyo.ac.jp/gakuen/ninsho/>

- 【資料 6-2-2】 大阪物療大学 IR ワーキンググループ内規
- 【資料 6-2-3】 国家試験過去問学習用アプリ達成率
- 【資料 6-2-4】 模試成績集計データ一覧表示
- 【資料 6-2-5】 国家試験模擬試験等自己分析振り返りシート

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

今後も、学内各組織が効果的・効率的に自己点検・評価及び改善を実施できるよう、IR ワーキンググループが中心となって教育の質保証に関する各種統計データ等を収集し分析していく。

6-3 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

学校教育法第 109 条第 1 項に基づき、大阪物療大学学則第 1 条に「大阪物療大学（以下「本学」という。）は、「之科学為報國修」という建学の精神に則り、「人の心と温かさがわかり、ひとりの社会人・医療人としての自覚と誇りを持って、新しい社会の要請に応える医療職の人材を育成すること。」を教育理念とする。政令指定都市圏における医療人育成の場として、保健・医療・福祉の分野へ貢献すべく、柔軟で幅広い視野に立った高度な専門知識・技術を教授研究するとともに、豊かな人間性と知性を兼ね備えた実践力に富む有為な人材の育成を図り、もって地域社会における医療の発展並びに人々の健康の保持・増進に貢献することを目的とする。」と定め、第 2 条第 1 項に「本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動の状況について、自ら点検及び評価を行う。」と規定している。

大阪物療大学運営会議規則第 6 条に「大学の教育・研究活動等の状況について大学が行う評価に関する事項」を審議事項のひとつとして定めている通り、大学運営会議が本学の自己点検・評価活動を総括し、自己点検・評価活動の運営のため大学運営会議の下に大学評価委員会を置いている。

2 年に 1 回、学内の各委員会や大学事務局の部署ごとに自己点検・評価を行い、報告書で挙げられた課題等を大学評価委員会および大学運営会議にて検証し、担当部署へフィードバックしている。

以上より、教育研究活動等の改善を継続的に行うための仕組みが構築されており、内部質保証の PDCA サイクルが機能している。【資料 6-3-1】【資料 6-3-2】【資料 6-3-3】

◆エビデンス集 資料編

- 【資料 6-3-1】 大阪物療大学学則
- 【資料 6-3-2】 大阪物療大学運営会議規則
- 【資料 6-3-3】 大阪物療大学保健医療学部大学評価委員会規程

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

今後も大学評価委員会が中心となり、各委員会や部署における改善、向上の状況を把握し、教育の質の保証や向上を実現するために PDCA サイクルの活用を推進する。

【基準 6 の自己評価】

2年に1回行っている自己点検評価書の作成を今後も着実に行っていくとともに、2017年度受審した大学機関別認証評価の結果もふまえ、引き続き本学の現状と課題を把握するとともに、学生のニーズの的確な把握に努め、新しい社会の要請に応えるべく大学運営会議を中心として、内部質保証の体制整備を進めていく。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 医療人育成

A-1 診療放射線技師の育成

A-1-① 学内実習

A-1-② 臨床実習

A-1-③ 診療放射線技師養成対策

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 学内実習

将来医療人として働くことの意識付けや医療従事者の役割を認識するために1年次前期より「基礎ゼミナール」において病院や介護老人施設の見学を実施している。また後期には「基礎ゼミナール」で学んだことをもとに、「専門基礎科目実験」として医用理工学・放射線科学系の専門基礎科目の実験および医療技術の基礎である解剖学、形態機能学の実験・実習を実施した。【資料 A-1-1】【資料 A-1-2】

2017年度前期「放射線技術学実習Ⅰ・Ⅱ」では医用工学、放射線計測学、X線撮影技術学、診療画像技術学、医用画像情報学等に関する実習を実施した。また、後期の「放射線技術学実習Ⅲ」では外部講師を交えて単純X線撮影、上部消化管撮影、X線CT撮影、超音波撮影に関する10項目の実習を2年次生に対して実施した。【資料 A-1-3】【資料 A-1-4】

2018年度は2017年度の実習項目の見直しを行い、X線撮影技術学では、基本となる投影理論、診療画像検査学では無散瞳眼底検査を追加し、項目数は変更せずに行った。後期に実施予定の「放射線技術学実習Ⅲ」では2017年度と同一項目での実習を予定している。【資料 A-1-5】

2017年度より3年次生については新カリキュラムの導入を受け、学内実習は「放射線技術学実習Ⅳ・Ⅴ」として行った。2017年度「放射線技術学実習Ⅳ・Ⅴ」では、核医学検査技術学、X線撮影技術学、診療画像機器学、放射線治療技術学、放射線安全管理学に加え、医療安全管理学および臨床技能評価に関する12項目の実習を行った。【資料 A-1-6】【資料 A-1-7】

2018年度は2017年度の実習項目の見直しを行い、項目数は変更せず、臨床技能評価実習に核医学検査における患者対応を取り入れ、技能評価の時間数を1項目から3項目とし、臨床実習に向けて内容の充実を図った。【資料 A-1-8】

A-1-② 臨床実習

1) 実習施設と学生配置状況

臨床実習は「臨床実習Ⅰ」「臨床実習Ⅱ」「臨床実習Ⅲ」の3科目計10単位で構成されている。2015年度のカリキュラム改正に伴い、「臨床実習Ⅰ」「臨床実習Ⅱ」「臨床実習Ⅲ」を3年次後期に連続して実施した。年度ごとの臨床実習施設数と学生配置数の状況は、施

設規模によって受入れ人数は異なるが、1施設当たりの学生数は1～4人となっている。【表 A-1-1】【表 A-1-2】【資料 A-1-9】【資料 A-1-10】

【表 A-1-2】臨床実習施設数と学生配置数の状況

年度	授業科目	臨床実習施設数	学生配置数
2017年度	「臨床実習Ⅰ」 「臨床実習Ⅱ」 「臨床実習Ⅲ」	36施設	77人
2018年度	「臨床実習Ⅰ」 「臨床実習Ⅱ」 「臨床実習Ⅲ」	33施設	68人

【表 A-1-3】各年度の臨床実習実施状況

年度	学年	科目名	期間
2017年度	3年	「臨床実習Ⅰ」 「臨床実習Ⅱ」 「臨床実習Ⅲ」	2017年9月25日(月) ～12月8日(金)
2018年度	3年	「臨床実習Ⅰ」 「臨床実習Ⅱ」 「臨床実習Ⅲ」	2018年9月25日(火) ～12月7日(金)

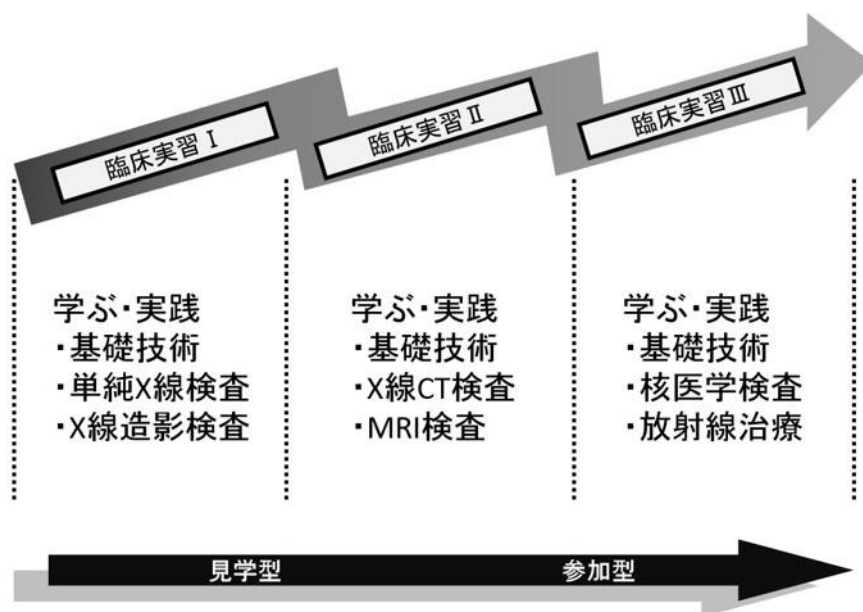
2) 臨床実習実施状況

臨床実習カリキュラムを展開するために、臨床現場における指導者と大学の指導を担当する教員とが相互に連携・協力して臨床実習指導者要綱に基づいて実施されている。【資料 A-1-10】

「臨床実習Ⅰ」では専門科目群の「診療画像技術学」分野における実習科目として基礎技術、単純X線検査、X線造影検査を学習・実践することで、X線撮影技術に関する技術を習得できるように構成されている。また、「医療安全管理学」で学習した内容について、実際の臨床の現場において、その知識と基礎的な実践能力を身に付けることを目的として実施している。

「臨床実習Ⅱ」では、「臨床実習Ⅰ」で習得した基礎的な実践能力を基盤として、「診療画像技術学」分野全般及び「医用画像情報学」分野で学習した内容について、実際の臨床の現場においてその知識と技術を統合し、種々の画像検査に必要な診療放射線技師としての実践能力を身に付けることを目的としている。

また、「臨床実習Ⅲ」では、「核医学検査技術学」分野、「放射線治療技術学」分野及び「放射線安全管理学」分野で学習した内容について、実際の臨床の現場において、その知識と技術の基礎的な実践能力を身に付けるとともに、診療放射線技師に必要な放射線安全管理の実践的な能力を養うことを目的として実施している。【図 A-1-1】



【図 A-1-1】臨床実習概念図

3) 臨床実習に対する大学での実習前・実習中・実習後教育の実施状況

講義や学内実習で学んだ学習内容を基盤として、学生が充実した臨床実習を行い、実習目標を達成できるよう、実習前に「臨床実習ゼミナールⅠ」「臨床実習ゼミナールⅡ」を開講して臨床実習に必要な準備および基礎知識の総復習を行っている。さらに実習直前、実習中には学内日を設けて実習指導教員による十分な事前指導を行っている。また、実習後には学生個々が臨床実習で学んだ知識・技術を発表する「臨床実習」終了報告会を行い、学生個々が習得した知識・技術を学生全体で共有することを実践している。【表 A-1-4】【資料 A-1-11】【資料 A-1-12】【資料 A-1-13】

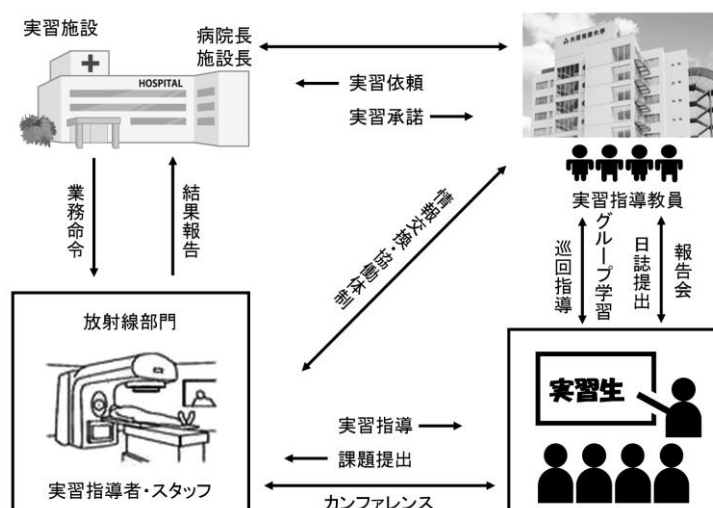
【表 A-1-4】臨床実習年間スケジュール

「臨床実習ゼミナールⅠ」(必修科目)	
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・「臨床実習」オリエンテーション ・『臨床実習手引き』の活用方法、病院ガイダンス、病院見学の報告書を作成
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・臨床実習日誌およびプロフィール下書きチェック (基礎知識の総復習) 「臨床実習の心構え」 「感染症対策講座」 「個人情報保護講座」 「臨床実習の実践」 ※「臨床実習」事務オリエンテーション(課外)
6月	(基礎知識の総復習)

	「事故対策講座」 「X線教育訓練」 「X線造影検査」 「CT検査」
7月	(基礎知識の総復習) 「X線単純検査」 「MR検査」 「核医学検査」 「放射線治療」
「臨床実習ゼミナールⅡ」(選択科目)	
9月	「臨床実習ゼミナールⅠ」及び「放射線技術学実習Ⅳ」「放射線技術学実習Ⅴ」の再教育
「臨床実習Ⅰ」「臨床実習Ⅱ」「臨床実習Ⅲ」(必修科目)	
9月	・「臨床実習」挨拶訪問オリエンテーション ・「臨床実習」直前学内日 ・「臨床実習」開始
10月	・「臨床実習」学内日①②
11月	・「臨床実習」学内日③
12月	・「臨床実習」終了 ・「臨床実習」終了報告会、「臨床実習」終了報告書提出

4) 臨床実習体制

学生の臨床実習指導を行うにあたり、臨床実習指導者(臨床実習施設)と実習指導教員(大学)が相互に連携・協力して臨床実習を指導することとしている。【図 A-1-2】



【図 A-1-2】臨床実習の概要

実習指導教員は、各施設に対して実習前の挨拶訪問、実習期間中の巡回訪問、実習終了

後のお礼訪問を行い、臨床実習指導者と緊密な連携をとり学修効率の向上や問題点などの早期解決に努力している。また、臨床実習指導者と実習指導教員との定期的（1回／年）な指導者連絡会を開催し、臨床実習における情報共有を行っている。さらに、新たな臨床実習施設の拡充に向け、近隣施設への訪問及び説明を行っている。

学生及び臨床実習施設からの緊急連絡については24時間対応できるように教務課事務員、実習指導教員が協力して体制を整えている。【資料 A-1-14】【資料 A-1-15】【資料 A-1-16】【資料 A-1-17】

A-1-③ 診療放射線技師養成対策

1) 診療放射線技師養成対策の目的

診療放射線技術を実践するための能力および医療人としての自覚を養い、診療放射線技師国家試験への対応能力を養うことを目的としている。

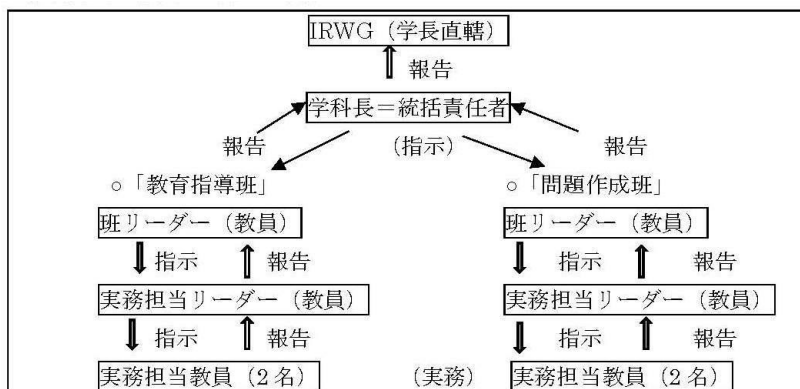
2) 診療放射線技師養成対策の実施状況

新カリキュラムでは4年次前期に前年度までに履修した科目の復習および診療放射線技師国家試験出題基準に則り専門基礎科目、専門科目の各科目に関する「特論」、「ゼミナール」形式の新たな演習科目を設け実施している。また、診療放射線技師国家試験受験への意識を高め、その対応も視野に入れつつ、知識の整理と統合化を図るとともに、診療放射線技術を実践するための基礎的な能力を養い、「総合演習」においてより総合的に学習し発展させ、診療放射線技師国家試験への対応能力を養っている。

また、診療放射線技師国家試験完全対策問題集出題年別アプリを使用した国家試験対策を導入し、隙間時間を有効に利用した学習法を取り入れ、卒業研究担当教員がウェブ上で学生の使用状況や習熟度を確認し、指導を行っている。

さらに年4回、主に4年次生を対象とした本学教員で作成する国家試験模擬試験、年2回の全国統一模擬試験（外部委託）を実施し学力の確認を行っている。

IRワーキンググループにおいて、国家試験対策については「教育指導班」と「問題作成班」の2つの班に全教員が役割を分担し、運用を行っている。【図 A-1-3】国家試験対策班の管理運営



【図 A-1-3】国家試験対策班の管理運営

A-1-③ 診療放射線技師養成対策

前年度までに履修した科目の復習および診療放射線技師国家試験出題基準に則り、4年次前期に専門基礎科目、専門科目の各科目に関する「ゼミナール」科目を計12科目配置し講義形式で実施している。この結果、学生は診療放射線技師国家試験受験に対する意識を高め、その対応も視野に入れつつ、基礎知識の整理と統合化を図るとともに、診療放射線技術を実践するための基礎的な能力を養うことができている。更に後期においては、総合的な応用力の充実と、診療放射線技師国家試験への対応能力を養うために、「総合演習」および「特論」を複数の分野に分けて実施している。このことにより、基礎知識から派生した応用問題に対する対応能力が身に付いてきている。さらに年4回、主に4年次生を対象とした本学教員で作成する国家試験模擬試験、また年2回の全国统一模擬試験（外部委託）を実施し学力の確認を行っている。【資料 A-1-18】【資料 A-1-19】

(3) A-1の改善・向上方策（将来計画）

学内実習では、新カリキュラムで3年次に実施される「臨床実習Ⅰ」「臨床実習Ⅱ」「臨床実習Ⅲ」に備えるための基礎的な実習として、現有の機器および設備を活用し、担当教員の協力のもとに効果的な実習指導ができている。また、2015年4月の診療放射線技師法施行規則の一部改正に伴う診療放射線技師の業務拡大に対応するために、実習に必要な機材を整備している。3年次前期配当の「診療画像技術学実習Ⅴ（応用技術）」では、造影剤自動注入装置と静脈路の接続並びに造影剤投与後の静脈路の抜針および止血に関する実習項目、下部消化管検査のチューブ挿入・抜去ならびにバイタルサインについての測定手技について、3年次生に対して学内実習を行った。

なお、画像読影の補助に対応するために、学内実習や臨床技能教育プログラムにおいて人体構造模型や医療画像の観察を含めた画像解剖学の内容を取り入れている。より充実した実習を実施するために、現役の診療放射線技師を兼任講師として招き実習項目の充実、改善を進めていく。

臨床実習については、新カリキュラム導入後の学内実習、臨床実習事前教育、事後教育の教育効果について再検証し、より充実した臨床実習となるよう改善を加える。

診療放射線技師国家試験対策については、IRワーキンググループ内の「教育指導班」「問題作成班」を中心として、4年間一貫して学生に国家試験を意識させる取り組みについて各年次スケジュールの検討を進めていく。そして、毎年施行される診療放射線技師国家試験の問題および学内で実施した模擬試験の結果を十分に分析することで、今後も全国平均を上回る合格率を維持できるように「総合演習」および国家試験模擬試験を実施していく。

診療放射線技師国家試験対策については、毎年施行される診療放射線技師国家試験の問題および学内で実施した模擬試験の結果を十分に分析することで、今後も全国平均を上回る合格率を維持できるように「総合演習」および国家試験模擬試験を実施していく。

◆エビデンス資料

【資料 A-1-1】 基礎ゼミナール資料

【資料 A-1-2】 専門基礎科目実験 実習書

【資料 A-1-3】 放射線技術学実習Ⅰ 実習書

- 【資料 A-1-4】 放射線技術学実習Ⅱ 実習書
- 【資料 A-1-5】 放射線技術学実習Ⅲ 実習書
- 【資料 A-1-6】 放射線技術学実習Ⅳ 実習書
- 【資料 A-1-7】 放射線技術学実習Ⅴ 実習書
- 【資料 A-1-8】 2017年度・2018年度 学内実習項目
- 【資料 A-1-9】 2017年度「臨床実習」学生配置
2018年度「臨床実習」学生配置
- 【資料 A-1-10】 2017年度「臨床実習指導者要綱」
2018年度「臨床実習指導者要綱」
- 【資料 A-1-11】 2018年度「臨床実習」終了報告書
- 【資料 A-1-12】 臨床実習手引き
- 【資料 A-1-13】 臨床実習日誌
- 【資料 A-1-14】 挨拶訪問様式
- 【資料 A-1-15】 巡回訪問様式
- 【資料 A-1-16】 お礼訪問様式
- 【資料 A-1-17】 指導者連絡会資料
- 【資料 A-1-18】 「ゼミナール」「総合演習」「特論」シラバス
- 【資料 A-1-19】 模擬試験実施日程

【基準 A の自己評価】

本学では、総合的な診療放射線技術を身につけるだけでなく、実践を通して診療放射線技師としての自覚や態度を養うことによって、保健・医療分野における診療放射線技師の役割と責任についての見識を深め、近年進歩が著しい高度医療に対し柔軟に対応できる医療人としての人間形成を目指す教育を引き続き行っている。また、診療放射線技師国家試験に向けての教育環境も充実させ全教職員で学生指導にあたっている。

基準 B. 社会連携・社会貢献

B-1 大学が持っている資源による社会連携・社会貢献

《B-1 の視点》

B-1-① 施設開放等、物的資源の社会への提供

B-1-② 教員派遣等、人的資源の社会への提供

B-1-③ 主催する行事による地域社会への貢献

(1) B-1 の自己判定

基準項目 B-1 を満たしている。

(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-1-① 施設開放等、物的資源の社会への提供

社団法人大阪府放射線技師会が、NPO法人マンモグラフィ検診精度管理中央委員会に講師派遣を依頼して開催している「マンモグラフィ講習会」のために、本学1号館のX線実習施設を毎年9月に提供し、診療放射線技師のマンモグラフィ技術向上の場として利用されている。【表 B-1-1】【資料 B-1-1】【資料 B-1-2】

【表 B-1-1】 マンモグラフィ講習会一覧

開催日	開催時間	場所	主催者	参加人数
2017年9月9日	8:30～19:20	1号館	(社) 大阪府 放射線技師会	50
2017年9月10日	8:30～16:10			

また、2018年6月23日に、株式会社T-angle放課後等デイサービスかみひこうきが主催する、特性のある子どもたちと本学学生が交流するイベントや、2018年8月23日に、SAKAI子育てトライアングルが主催する、「SAKAI子育てつながりフォーラム」が開催された。この他、社会貢献の一環として、ソフトボールの練習を行っている地元の子ども会へ土曜日、日曜日に定期的に鳳東町運動場を貸出している他、卒業生への施設の貸出も行っている。

以上のとおり、地域交流・貢献、卒業生への支援を目的とする事業において施設開放等を実施し、講義や学校行事に支障のない可能な範囲で社会に貢献している。【資料B-1-3】

B-1-② 教員派遣等、人的資源の社会への提供

教員派遣等、人的資源の提供においては、教員の専門性を活かした出張講義がなされている。2017年度の出張講義について、依頼機関は6機関、派遣教員は4名、全体の講義開講は6回、2018年度の出張講義では、依頼機関は3機関、派遣教員は3名、全体の講義開講は3回となっている。活動内容としては、医療機関や診療放射線技師会などの職能団体からの依頼を受け、現職者研修に関する講演を行う等、教員の専門分野を活かした講義中心である。【資料 B-1-4】【資料 B-1-5】

教員のほか学生による人的資源の提供として、本学所在地を校区としている小学校において、堺市教育委員会から要請を受けた算数を中心とした学習指導のボランティア活動を

行っている。また、市民活動団体からの依頼を受け、地域の高齢者と学生との異世代交流や地域の絆づくりを目的に、ボランティアとしてノルディックウォーキングに参加している。

B-1-③ 主催する行事による地域社会への貢献

本学は診療放射線技師養成校であることから、堺市後援のもと本学4号館アリーナを使用し、毎年2回「市民公開講座」を開催している。

具体的には、大学の知的資源である保健・医療分野の専門性を活かし、市民の健康の保持と増進に寄与することをテーマに、本学教員や医療関係者等の外部講師による講演を行っている。

堺市における唯一の医療系大学として、堺市民の健康保持と更なる保健・医療に対する知識の向上を図ることで、地域社会に貢献している。【表 B-1-2】【資料 B-1-6】【資料 B-1-7】【資料 B-1-8】【資料 B-1-9】【資料 B-1-10】【資料 B-1-11】【資料 B-1-12】【資料 B-1-13】【資料 B-1-14】【資料 B-1-15】【資料 B-1-16】【資料 B-1-17】

【表 B-1-2】 市民公開講座実施状況

開催日時	テーマ	講座名	人数
2017年 5月21日（日）	第13回市民公開講座 自分の身体は自分で守りましょう ～脳の健康～	1. 脳の中を見てみよう 2. 脳の健康体操 3. 脳の病気を見てみよう	158人
2017年 10月28日（土）	第14回市民公開講座 認知症の現状と成年後見制度	1. 認知症について知っておきたい5つのポイント 2. 成年後見制度	79人
2018年 5月20日（日）	第15回市民公開講座 眼科医がアドバイス！ 目との上手なつき合い方	1. 眼科医がアドバイス！目との上手なつき合い方 2. 目の体操	105人
2018年 10月27日（土）	第16回市民公開講座 必見！特養サービスと施設選びのポイント	必見！特養サービスと施設選びのポイント	80人

以上のことから、本学の人的・知的資源である保健・医療分野の専門性を活かした本学主催の行事による地域社会への貢献は行っていると判断している。

◆エビデンス集 資料編

【資料 B-1-1】 施設等使用願

【資料 B-1-2】 マンモグラフィ講習会関連資料

【資料 B-1-3】 「SAKAI 子育てつながりフォーラム」資料

【資料 B-1-4】	2017 年度	出張講義一覧	
【資料 B-1-5】	2018 年度	出張講義一覧	
【資料 B-1-6】	2017 年度	堺市後援名義	許可申請書類
【資料 B-1-7】	2017 年度	堺市後援名義	使用承認書類
【資料 B-1-8】	2018 年度	堺市後援名義	許可申請書類
【資料 B-1-9】	2018 年度	堺市後援名義	使用承認書類
【資料 B-1-10】	2017 年度	第 13 回市民公開講座リーフレット	
【資料 B-1-11】	2017 年度	第 14 回市民公開講座リーフレット	
【資料 B-1-12】	2018 年度	第 15 回市民公開講座リーフレット	
【資料 B-1-13】	2018 年度	第 16 回市民公開講座リーフレット	
【資料 B-1-14】	2017 年度	第 13 回市民公開講座	講演資料
【資料 B-1-15】	2017 年度	第 14 回市民公開講座	講演資料
【資料 B-1-16】	2018 年度	第 15 回市民公開講座	講演資料
【資料 B-1-17】	2018 年度	第 16 回市民公開講座	講演資料

(3) B-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後も、引き続き施設開放および物的資源の提供を地域社会へ周知し、継続的に有効利用してもらえる体制を整備し、円滑な社会連携・社会貢献ができるよう図っていく。

本学の使命・目的に即して、今後も地域の自治会をはじめ、教育関係者や専門医療領域の職能団体など、協働関係にある地域の関連分野からの要請に応えるよう配慮していく。更に、本学教員の専門性を活かした社会活動については、今後も支援していく。

堺市唯一の医療系大学として、本学の人的・知的資源である保健・医療分野の専門性を活かした市民公開講座を、今後も継続して開催していくと共に、そのテーマにおいても参加者のニーズに沿った講演内容を提供し、堺市民の健康保持と更なる保健・医療に対する知識の向上を図る。

【基準 B の自己評価】

積極的な施設開放や教員の派遣等を通して地域社会に貢献していると判断している。特に、診療放射線技師養成校として診療放射線技師の技術向上の場を提供するだけでなく、医療系大学としての本学の特色を積極的に活かし、保健・医療分野に関する市民公開講座を開催することによって、地域住民の健康維持と保健・医療に対する知識の向上に貢献している。

基準 C. 研究活動・学界活動

C-1 研究活動・学界活動

《C-1 の視点》

C-1-① 論文発表

C-1-② 研究活動の公開

C-1-③ 学界活動

C-1 研究活動・学界活動

(1) C-1 の自己判定

基準項目 C-1 を満たしている。

(2) C-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

C-1-① 論文発表

本学教員は、その研究成果を論文として社会に公表している。【表 C-1-1】【資料 C-1-1】2018 年 5 月 1 日に在籍している教員の過去 2 年間の論文数は以下の通りである。

【表 C-1-1】2017 年～2018 年の論文数

在籍中の論文に限る

年	論文の種類	論文数
2017 年	英文雑誌（査読あり）	20 編
	和文雑誌（査読あり）	2 編
	その他（査読無し）	16 編
2018 年	英文雑誌（査読あり）	21 編
	和文雑誌（査読あり）	3 編
	その他（査読無し）	6 編

C-1-② 研究活動の公開

研究活動業績は、毎年発刊している大阪物療大学紀要の「公開された論文等」に種別ごとに収載している。また、大阪物療大学ホームページ教員紹介ページにて各教員の主要論文等の研究活動を公開し、定期的に更新をしている。

C-1-③ 学界活動

本学は、大学教員の所属研究分野において、大学の垣根を越え幅広く学界へ貢献することを大いに推奨している。本学に所属する専任教員の活動は、大学内での教育や研究の枠にとどまるものではなく、学界を広く対象として、病院施設あるいは専門学会が組織する講演会やセミナー等におけるさまざまな場面で、学識経験者として専門的な知見に基づいて個々人が活発な活動を行なっている。

◆エビデンス集 資料編

【資料 C-1-1】 研究活動情報一覧（論文）

(3) C-1 の改善・向上方策（将来計画）

大学として研究活動の重要性を認識し、これまでの研究論文執筆件数以上を目標として英文および邦文の原著論文の執筆を行うとともに、国際学会、国内学会への発表を行い、原著論文として執筆を促す。

[基準 C の自己評価]

本学は、教員に対し毎年研究費を交付するだけでなく、科学研究費補助金などの公的研究費の応募を積極的に支援することによって、自由な発想に基づく研究をサポートしている。また研究費の公正かつ計画的な執行に関しては、学内規程を整備し、これを周知・徹底している。研究不正防止に関しては、文部科学大臣決定のガイドラインに基づき本学独自の行動規範を設け、これを遵守するため説明会を毎年 2 回開催している。これらの取組みによって、研究活動に関する研究不正事案は開学以来全く発生していない。

医療系大学としての本学の役割を果たすため、研究活動の成果に関しては、毎年発刊している本学の紀要や、定期的に更新される本学ホームページ、“researchmap”、“J-GLOBAL”等で公開している。

更に本学では、教員の学界活動を積極的に支援することによって、大学の垣根を超えた学術交流を大いに推奨しており、多くの割合の教員が専門学会の役員を務めていることから分かるように、学界貢献やその運営能力が高い評価を受けている。

V. 特記事項

人の心と暖かさがわかる医療人教育を目指して

本学は診療放射線技師を養成する、単一学部・単一学科構成の、学生定員が1学年あたり80名余のコンパクトな大学である。このため、大半の学生の就職先は病院などの医療機関であり、将来像が明確な学生が揃っているのが特徴の一つ、学生一人ひとりと教職員の距離が非常に近いのが二つ目の特徴である。

前者の特徴に関しては、コンパクトな大学であるがゆえに、4年次に進級する際に行われるアンケートを通して学生の希望進路先を教職員は詳細に把握することを可能にしている。アンケート結果は、年間を通して行われる診療放射線技師国家試験の模擬試験における成績推移に基づいた学修面の指導を行う際に、希望就職先の募集状況がどのようになっているかを学生に示すことにより、学生の勉学に対するモチベーションを高める工夫をしている。

一方後者に関しては、生活環境が大きく変わる1年次には1クラス10名前後の少人数クラス編成を、卒業研究や診療放射線技師国家試験を控えた4年次には1教員あたり平均数名の学生を担当する体制を採用している。このような体制を取っているために、学生一人ひとりの単位習得状況や奨学金の受給状況など修学面でのサポートだけでなく、一人暮らししているか、アルバイトしているかなど日常生活面でのアドバイスがきめ細かくできる。中でも特に学業面や精神面で不安を抱えている学生には、担当教員が適宜個別面談・保護者面談を実施するとともに、その結果を学年主任・学科長だけでなく、学長にまで報告し情報共有する体制が確立されている。こうして本学では、学生が将来、診療放射線技師になるという夢を実現させるためのきめの細かいサポートを実施している。

更に本学では、入学直後の1年次生対象に行われる一泊研修において、教員からは大学での学修における注意点の説明だけでなく、2～4年次生の先輩から大学生活やクラブ活動の紹介や、卒業生による実際の臨床現場における職業体験談の報告を通して縦のつながりを構築するようサポートをしている。また、春に行われるオープンキャンパスでは先輩である2～4年次生が主体となり、診療放射線技師がどのような職業であるかを高校生やその保護者だけでなく、新しく大学に入ってきた1年次生にもわかりやすく伝えることにより、将来の職業意識を高めることに役立っている。

また本学では、6月に行われるスポーツフェスティバル（1～3年次生対象）、秋に行われる物療祭（学園祭）や診療放射線技師養成校対抗のスポーツ大会（1～2年次生対象）を学生主体で運営している。このことを通して、学生の計画性と実行力だけでなく、自主性やリーダーシップを涵養し、将来診療放射線技師になった後でも役に立つ、先輩・後輩の関係、すなわち縦のつながりの構築にも役立っている。

2018年度に行った、卒業生の就職先施設対象のアンケートにおいて、大阪物療大学の卒業生はルールを尊重しチーム医療に貢献しているとの評価をいただいた。このことは、本学の学生一人ひとりが、チーム医療に必要な協調性と自主性を、きめ細かい教育を通して身につけている結果であると考えられる。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	学校法人物療学園寄附行為第 3 条	1-1
第 85 条	○	大阪物療大学学則第 3 条	1-2
第 87 条	○	大阪物療大学学則第 6 条	3-2
第 88 条	○	大阪物療大学学則第 13 条	3-2
第 89 条	○	大阪物療大学学則第 34 条	3-2
第 90 条	○	大阪物療大学学則第 17 条	2-1
第 92 条	○	大阪物療大学学則第 38 条	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	大阪物療大学学則第 40 条 大阪物療大学教授会規程第 10 条	4-1
第 104 条	○	大阪物療大学学則第 34 条	3-1
第 105 条	-	該当なし	3-1
第 108 条	-	該当なし	2-1
第 109 条	○	大阪物療大学学則第 2 条 自己点検評価書 2017 年度 大学機関別認証評価 評価報告書	6-2
第 113 条	○	大学ポータルサイト 本学ホームページ	3-2
第 114 条	○	学校法人物療学園組織規程第 6 条第 2 項	4-1 4-3
第 122 条	○	大阪物療大学入学者選抜第 5 条第 1 項第 4 号	2-1
第 132 条	○	大阪物療大学入学者選抜第 5 条第 1 項第 4 号 大阪物療大学学部規程第 11 条	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	大阪物療大学学則 ※寄宿舎については該当なし	3-1 3-2
第 24 条	○	学校法人物療学園文書取扱規程 別表第 3	3-2
第 26 条 第 5 項	○	大阪物療大学学生懲戒規程	4-1
第 28 条	○	学校法人物療学園文書取扱規程 別表第 3	3-2

第 143 条	—	該当なし（本学では代議員会等を設置していない。）	4-1
第 146 条	○	大阪物療大学学則第 15 条	3-1
第 147 条	○	大阪物療大学学則第 34 条	3-1
第 148 条	—	該当なし（特別の専門事項を教授研究する学部及び夜間において授業を行う学部はない。）	3-1
第 149 条	○	大阪物療大学学則第 27 条	3-1
第 150 条	○	大阪物療大学学則第 17 条 学生募集要項	2-1
第 151 条	○	大阪物療大学学則第 17 条 学生募集要項	2-1
第 152 条	—	大阪物療大学学則第 2 条	2-1
第 153 条	—	該当なし（学生募集要項に高等学校に文部科学大臣の定める年数以上在学した者＝2 年とは明記していない。）	2-1
第 154 条	—	学生募集要項（一、三は記載なし）	2-1
第 161 条	○	大阪物療大学保健医療学部規程第 11 条	2-1
第 162 条	○	大阪物療大学学則第 27 条	2-1
第 163 条	○	大阪物療大学学則第 8 条、第 9 条	3-2
第 164 条	—	該当なし（特別の過程を開設していない。）	3-1
第 165 条の 2	○	ディプロマ・ポリシー	1-2
		カリキュラム・ポリシー	2-1
		アドミッション・ポリシー	3-1
			3-2
			6-3
第 166 条	○	大阪物療大学学則第 2 条 自己点検評価書	6-2
第 172 条の 2	○	本学ホームページ 事業報告書	1-2
			2-1
			3-1
			3-2
			5-1
第 173 条	○	大阪物療大学学則第 34 条	3-1
第 178 条	○	大阪物療大学学部規程第 11 条	2-1
第 186 条	○	大阪物療大学学部規程第 11 条	2-1

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	大阪物療大学学則第 2 条	6-2 6-3

第2条	○	大阪物療大学学則第1条	1-1 1-2
第2条の2	○	大阪物療大学入学者選抜規程	2-1
第2条の3	○	大阪物療大学学則第38条 大阪物療大学学部規程第5条 学校法人物療学園組織規程	2-2
第3条	○	大阪物療大学学則第3条	1-2
第4条	○	大阪物療大学学部規程第3条	1-2
第5条	-	該当なし	1-2
第6条	-	該当なし	1-2 3-2 4-2
第7条	○	本学ホームページ（教員組織） 大学ポートレート	3-2 4-2
第10条	○	講義計画書（シラバス）	3-2 4-2
第11条	-	該当なし	3-2 4-2
第12条	○	大阪物療大学教員選考基準	3-2 4-2
第13条	○	本学ホームページ（教員組織） 事業報告書	3-2 4-2
第13条の2	○	大阪物療大学学長候補者選考規程第4条	4-1
第14条	○	大阪物療大学教員選考基準第2条	3-2 4-2
第15条	○	大阪物療大学教員選考基準第3条	3-2 4-2
第16条	○	大阪物療大学教員選考基準第4条	3-2 4-2
第16条の2	○	大阪物療大学教員選考基準第5条	3-2 4-2
第17条	○	大阪物療大学教育職員候補者選考規程に基づき選考。 大阪物療大学教員選考基準には明記していない。	3-2 4-2
第18条	○	大阪物療大学学則第5条	2-1
第19条	○	大阪物療大学学部規程	3-2
第20条	○	大阪物療大学学則第11条	3-2
第21条	○	大阪物療大学学部規程	3-1
第22条	○	学事計画表	3-2
第23条	○	講義計画書（シラバス）	3-2

		時間割	
第 24 条	○	時間割	2-5
第 25 条	○	講義計画書（シラバス） ※第 2 号～3 号は該当なし	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	講義計画書（シラバス）	3-1
第 25 条の 3	○	大阪物療大学保健医療学部ファカルティ・ディベロップメント 委員会規程	3-2 3-3 4-2
第 26 条	-	該当なし	3-2
第 27 条	○	大阪物療大学保健医療学部履修規程第 9 条	3-1
第 27 条の 2	○	大阪物療大学学部規程第 15 条	3-2
第 28 条	○	大阪物療大学学則第 13 条	3-1
第 29 条	○	大阪物療大学学則第 14 条	3-1
第 30 条	○	大阪物療大学学則第 15 条	3-1
第 30 条の 2	-	該当なし	3-2
第 31 条	-	大阪物療大学保健医療学部規程第 30 条	3-1 3-2
第 32 条	○	大阪物療大学学部規程第 23 条	3-1
第 33 条	-	該当なし（授業時間制を取っていない）	3-1
第 34 条	○	事業報告書（施設等の状況）	2-5
第 35 条	○	事業報告書（施設等の状況）	2-5
第 36 条	○	本学ホームページ（キャンパスマップ）	2-5
第 37 条	○	事業報告書（施設等の状況）	2-5
第 37 条の 2	○	事業報告書（施設等の状況）	2-5
第 38 条	○	事業報告書 本学ホームページ（キャンパスマップ、図書館）	2-5
第 39 条	-	該当なし	2-5
第 39 条の 2	-	該当なし	2-5
第 40 条	○	本学ホームページ（設備・環境）	2-5
第 40 条の 2	○	学舎ごとに必要な施設を備えているため教育研究に 支障はない。	2-5
第 40 条の 3	○	計算書類	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	学校法人物療学園寄附行為第 1 条、第 4 条	1-1
第 41 条	○	学校法人物療学園組織規程第 4 条	4-1 4-3
第 42 条	○	学校法人物療学園事務分掌規程第 6 条（学生課）	2-4 4-1
第 42 条の 2	○	学校法人物療学園事務分掌規程第 6 条（学生課）	2-3

第 42 条の 3	○	学校法人物療学園事務分掌規程第 6 条 (法人事務局)	4-3
第 43 条	-	該当なし (本学は、大学が 2 以上ない。)	3-2
第 44 条	-	該当なし (本学は、大学が 2 以上ない。)	3-1
第 45 条	-	該当なし (本学は、大学が 2 以上ない。)	3-1
第 46 条	-	該当なし (本学は、大学が 2 以上ない。)	3-2 4-2
第 47 条	-	該当なし (本学は、大学が 2 以上ない。)	2-5
第 48 条	-	該当なし (本学は、大学が 2 以上ない。)	2-5
第 49 条	-	該当なし (本学は、大学が 2 以上ない。)	2-5
第 49 条の 2	-	該当なし (本学は、工学に関する学部はない。)	3-2
第 49 条の 3	-	該当なし (本学は、工学に関する学部はない。)	4-2
第 49 条の 4	-	該当なし (本学は、工学に関する学部はない。)	4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	大阪物療大学学位規則 (学位授与の条件) 第 3 条 学位は、学長が、学則第 34 条第 1 項に規定する卒業に必要な要件を満たした者に対して授与する。	3-1
第 10 条	○	大阪物療大学学位規則 (学位の名称) 第 2 条 本学において授与する学位は、次のとおりとする。 ○ 保健医療学部 診療放射線技術学科 学士 (診療放射線学)	3-1
第 13 条	○	大阪物療大学学位規則第 34 条	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 35 条	○	学校法人物療学園寄附行為第 5 条	5-2 5-3
第 36 条	○	学校法人物療学園寄附行為第 16 条	5-2
第 37 条	○	学校法人物療学園 寄附行為第 12、14、15 条	5-2 5-3
第 38 条	○	学校法人物療学園 寄附行為第 6、7、8、10、11 条	5-2
第 39 条	○	学校法人物療学園寄附行為第 7 条	5-2
第 40 条	○	学校法人物療学園寄附行為第 10 条	5-2
第 41 条	○	学校法人物療学園寄附行為第 19 条	5-3
第 42 条	○	学校法人物療学園 寄附行為第 21 条	5-3

第 43 条	○	学校法人物療学園寄附行為第 22 条	5-3
第 44 条	○	学校法人物療学園寄附行為第 23 条	5-3
第 45 条	○	学校法人物療学園寄附行為第 41 条	5-1
第 46 条	○	学校法人物療学園 寄附行為第 34 条第 2 項	5-3
第 47 条	○	学校法人物療学園 寄附行為第 35 条	5-1
第 48 条	○	学校法人物療学園寄附行為第 37 条	5-1

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、医務室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-4】	消費収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-5】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-6】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-7】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-8】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人物療学園寄付行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	大学案内 2018	
	大学案内 2019 大学案内 2020	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	大阪物療大学学則	

【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2019 年度学生募集要項 2020 年度学生募集要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	学生便覧・履修要項 2017 学生便覧・履修要項 2018 学生便覧・履修要項 2019	
【資料 F-6】	事業計画書	
	学校法人物療学園 2018 年度事業計画書 学校法人物療学園 2019 年度事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	学校法人物療学園 2017 年度事業報告書 学校法人物療学園 2018 年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	大学案内 2019 裏表紙	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧（規定集目次など）	
	学校法人物療学園規程一覧(2018. 4. 13 現在)	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	理事・監事・評議員名簿（2018. 11. 1 現在） 2018 年度時理解開催状況 2018 年度評議員会開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
	計算書類（2014～2018 年度） 監事監査報告書（2014～2018 年度）	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	講義計画書(シラバス)2017 講義計画書(シラバス)2018 講義計画書(シラバス)2019	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	本学 HP http://www.butsuryo.ac.jp/concept/adm_policy.html http://www.butsuryo.ac.jp/concept/curri_policy.html http://www.butsuryo.ac.jp/concept/dip_policy.html	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	該当なし 設置計画履行状況等調査の結果について（2015. 2. 19）	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	該当なし 2017 年度大学機関別認証評価 評価報告書	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	学校法人物療学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 1-1-2】	大阪物療大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-3】	本学ホームページ「建学の精神」「教育研究上の目的」 http://www.butsuryo.ac.jp/gakuen/purpose.html	
【資料 1-1-4】	学生便覧・履修要項 2018 p. 4 学生便覧・履修要項 2019 p. 4	【資料 F-5】と同じ

【資料 1-1-5】	大学案内 2019 p.12 大学案内 2020 p.14	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-1-6】	2019年度 学生募集要項 p.1 2020年度 学生募集要項 p.1	【資料 F-4】と同じ
【資料 1-1-7】	大学ポートレート http://up-j.shigaku.go.jp/department/category01/00000000524001001.html http://up-j.shigaku.go.jp/school/category01/00000000524001000.html	
【資料 1-1-8】	大阪物療大学学位規則	
【資料 1-1-9】	大阪物療大学保健医療学部規程	
【資料 1-1-10】	大学ポートレート http://up-j.shigaku.go.jp/school/category02/00000000524001000.html#02	
【資料 1-1-11】	本学ホームページ「カリキュラム・ポリシー」 http://www.butsumryo.ac.jp/concept/curri_policy.html	
【資料 1-1-12】	本学ホームページ http://www.butsumryo.ac.jp/feature/	
【資料 1-1-13】	中・長期計画（2016年9月）	
【資料 1-1-14】	大阪物療大学保健医療学部履修規程	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	学校法人物療学園規程一覧	【資料 F-9】と同じ
【資料 1-2-2】	学校法人物療学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 1-2-3】	大阪物療大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-2-4】	本学ホームページ「建学の精神」「教育研究上の目的」 http://www.butsumryo.ac.jp/gakuen/purpose.html	【資料 1-1-3】と同じ
【資料 1-2-5】	大学ポートレート http://up-j.shigaku.go.jp/school/category01/00000000524001000.html	【資料 1-1-7】と同じ
【資料 1-2-6】	FD 研修会一覧 SD 研修一覧	
【資料 1-2-7】	自己点検評価・報告書 2015年度～2016年度	
【資料 1-2-8】	2018年度 学生募集要項 p.3 2019年度 学生募集要項 p.3	【資料 F-4】と同じ
【資料 1-2-9】	学校法人物療学園 2018年度事業計画書 学校法人物療学園 2019年度事業計画書	【資料 F-6】と同じ
【資料 1-2-10】	学校法人物療学園 2017年度事業報告書 学校法人物療学園 2018年度事業報告書	【資料 F-7】と同じ
【資料 1-2-11】	大学案内 2018 大学案内 2019	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-2-12】	中・長期計画（2016年9月）	【資料 1-1-13】と同じ
【資料 1-2-13】	学生便覧・履修要項 2018 p.4	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-14】	オープンキャンパス開催一覧	
【資料 1-2-15】	2017年度事業報告書 p.12（市民公開講座開催一覧）	【資料 F-7】と同じ
【資料 1-2-16】	本学ホームページ「ディプロマ・ポリシー」 http://www.butsumryo.ac.jp/concept/dip_policy.html	【資料 F-13】と同じ
【資料 1-2-17】	本学ホームページ「カリキュラム・ポリシー」 http://www.butsumryo.ac.jp/concept/curri_policy.html	【資料 F-13】と同じ
【資料 1-2-18】	本学ホームページ「アドミッション・ポリシー」 http://www.butsumryo.ac.jp/concept/adm_policy.html	【資料 F-13】と同じ

【資料 1-2-19】	大学ポータル http://up-j.shigaku.go.jp/school/category01/00000000524001000.html http://up-j.shigaku.go.jp/department/category01/00000000524001001.html	【資料 1-1-7】と同じ
【資料 1-2-20】	本学ホームページ「学園情報」 http://www.butsuryo.ac.jp/gakuen/gakuen_info/	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	2018年度 学生募集要項 p.3-4 2019年度 学生募集要項 p.3-4	【資料 F-4 と同じ】
【資料 2-1-2】	本学ホームページ「アドミッション・ポリシー」 http://www.butsuryo.ac.jp/concept/adm_policy.html	【資料 F-13】と同じ
【資料 2-1-3】	オープンキャンパス開催一覧	【資料 1-2-14】と同じ
【資料 2-1-4】	2017年度 高校訪問件数実績 2018年度 高校訪問件数実績	
【資料 2-1-5】	受験科目の変遷	
【資料 2-1-6】	大阪物療大学保健医療学部入試委員会規程	
【資料 2-1-7】	入試におけるミスを防止するための入試マニュアル・チェックリスト	
【資料 2-1-8】	入試委員会関連資料	
【資料 2-1-9】	本学ホームページ「アセスメントポリシー」 http://www.butsuryo.ac.jp/concept/ass_policy.html	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	2017年度「入学前学習」演習問題 2018年度「入学前学習」演習問題	
【資料 2-2-2】	2017年度新入生「入学前学習 学習会」について 2018年度新入生「入学前学習 学習会」について	
【資料 2-2-3】	育友会親睦会のご案内	
【資料 2-2-4】	ポートフォリオ（学生基本情報） ポートフォリオ（目標設定） ポートフォリオ（振り返り） ポートフォリオ（ディプロマ・ポリシー達成度評価）	
【資料 2-2-5】	2018年度後期「総合演習」「特論」日程	
【資料 2-2-6】	模試成績データシート例	
【資料 2-2-7】	4年生三者面談実施資料（面談案内）	
【資料 2-2-8】	オフィスアワーについて（2017年度前期・後期、2018年度前期・後期）	
【資料 2-2-9】	2017年度「臨床実習」学生配置 2018年度「臨床実習」学生配置	
【資料 2-2-10】	臨床実習巡回訪問記録表	
【資料 2-2-11】	2017年度前期中間授業アンケート集計結果について 2017年度後期中間授業アンケート集計結果について 2018年度前期中間授業アンケート集計結果について 2018年度後期中間授業アンケート集計結果について	
【資料 2-2-12】	2017年度学生生活等に関するアンケート調査について 2018年度学生生活等に関するアンケート調査について	
【資料 2-2-13】	学生意見箱（学生揭示例）	
【資料 2-2-14】	2019年度以降教育課程	
【資料 2-2-15】	2019年度以降教育課程カリキュラムマップ	

【資料 2-2-16】	2019 年度以降教育課程科目関連図	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	2018 年度「基礎ゼミナール」計画	
【資料 2-3-2】	学生便覧・履修要項 2018 p.23-24	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-3-3】	放射線技術学実習Ⅰ、Ⅱ 実習書 放射線技術学実習Ⅲ 実習書 臨床実習指導者要項 臨床実習指導者要綱（差し替えページ）	
【資料 2-3-4】	大学ホームページ「採用ご担当者様」 http://www.butsumyo.ac.jp/offer/	
【資料 2-3-5】	2017 年度 求人依頼先一覧	
【資料 2-3-6】	2018 年度 求人依頼先一覧	
【資料 2-3-7】	大学ホームページ「在学生-就職支援システム」 https://ssl.butsumyo.ac.jp/student/job_hunt/	
【資料 2-3-8】	就職先施設に対するアンケート集計結果について	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	大阪物療大学保健医療学部学生委員会規程	
【資料 2-4-2】	学校法人物療学園事務分掌規程	
【資料 2-4-3】	2017 年度クラス担任とクラス編成について 2018 年度クラス担任とクラス編成について	
【資料 2-4-4】	ポートフォリオ（学生基本情報） ポートフォリオ（目標設定） ポートフォリオ（振り返り） ポートフォリオ（ディプロマ・ポリシー達成度評価）	【資料 2-2-4】と同じ
【資料 2-4-5】	大阪物療大学育友会会則	
【資料 2-4-6】	2017 年度 前期 自己啓発活動 意識調査 2017 年度 後期 自己啓発活動 意識調査 2018 年度 後期 自己啓発活動 意識調査 2018 年度 後期 自己啓発活動 意識調査	
【資料 2-4-7】	相談室利用一覧	
【資料 2-4-8】	相談室だより	
【資料 2-4-9】	「学生教育研究災害傷害保険」「学研災付帯賠償責任保険」パンフレット	
【資料 2-4-10】	大阪物療大学ハラスメントの防止等に関する規程	
【資料 2-4-11】	大阪物療大学育友会 出納簿（2018 年度）	
【資料 2-4-12】	ボランティア関連の資料	
【資料 2-4-13】	2017 年度 学生生活アンケート集計結果 学生掲示 2018 年度 学生生活アンケート集計結果 学生掲示	
【資料 2-4-14】	ポートフォリオ（目標設定）	【資料 2-2-4】と同じ
【資料 2-4-15】	日本学生支援機構奨学生 採用者内訳	
【資料 2-4-16】	民間奨学金の資料	
【資料 2-4-17】	大阪物療大学特待奨学金規程	
【資料 2-4-18】	特待奨学金給付一覧	
【資料 2-4-19】	大阪物療大学貸与奨学金規程	
【資料 2-4-20】	大阪物療大学学生表彰規程	
【資料 2-4-21】	警報発令時の対応について https://ssl.butsumyo.ac.jp/student/kinkyu.html	
【資料 2-4-22】	安否報告フォーム https://ssl.butsumyo.ac.jp/form/safety/safety_form.html	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	校舎平面図	
【資料 2-5-2】	施設使用許可書発行台帳	

【資料 2-5-3】	大阪物療大学図書管理規程	
【資料 2-5-4】	大阪物療大学図書館資料収集方針・選定基準（内規）	
【資料 2-5-5】	図書館の所蔵状況について	
【資料 2-5-6】	2017 年度図書館学生利用者満足度アンケートについて	
【資料 2-5-7】	2018 年度図書館学生利用者満足度アンケートについて	
【資料 2-5-8】	2017 年度蔵書点検報告	
【資料 2-5-9】	2018 年度蔵書点検報告	
【資料 2-5-10】	2018 年度 前期自己啓発活動「読書」掲示ポスター	
【資料 2-5-11】	2017 年度 履修者数（前期・後期） 2018 年度 履修者数（前期・後期）	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	2017 年度学生生活アンケート 集計結果	【資料 2-4-13】 と同じ
【資料 2-6-2】	2018 年度学生生活アンケート 集計結果	【資料 2-4-13】 と同じ
【資料 2-6-3】	2017 年度学生生活アンケート 学生掲示	【資料 2-4-13】 と同じ
【資料 2-6-4】	2018 年度学生生活アンケート 学生掲示	【資料 2-4-13】 と同じ
【資料 2-6-5】	学生意見箱投書一覧	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	学生便覧・履修要項	【資料 F-5】 と同じ
【資料 3-1-2】	大学案内	【資料 F-2】 と同じ
【資料 3-1-3】	本学ホームページ「ディプロマ・ポリシー」 http://www.butsuryo.ac.jp/concept/dip_policy.html	【資料 F-13】 と同じ
【資料 3-1-4】	新入生オリエンテーション資料	
【資料 3-1-5】	入職時研修資料	
【資料 3-1-6】	ポートフォリオ（ディプロマ・ポリシー達成度評価）	【資料 2-2-4】 と同じ
【資料 3-1-7】	大阪物療大学保健医療学部規程	【資料 1-1-9】 と同じ
【資料 3-1-8】	大阪物療大学保健医療学部履修規程	【資料 1-1-14】 と同じ
【資料 3-1-9】	講義計画書（シラバス）（2017 年版）（2018 年版）	【資料 F-12】 と同じ
【資料 3-1-10】	2015 年度 前期 成績通知書（サンプル）	
【資料 3-1-11】	大阪物療大学学則	【資料 F-3】 と同じ
【資料 3-1-12】	大阪物療大学学位規則	【資料 1-1-8】 と同じ
【資料 3-1-13】	「卒業研究」評価表	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	大学案内	【資料 F-2】 と同じ
【資料 3-2-2】	本学ホームページ「カリキュラム・ポリシー」 http://www.butsuryo.ac.jp/concept/curri_policy.html	【資料 F-13】 と同じ
【資料 3-2-3】	新入生オリエンテーション資料	【資料 3-1-4】 と同じ
【資料 3-2-4】	学生便覧・履修要項	【資料 F-5】 と同じ
【資料 3-2-5】	教育課程表	
【資料 3-2-6】	科目関連図	
【資料 3-2-7】	「臨床実習ゼミナール」シラバス	
【資料 3-2-8】	「放射線技術学実習Ⅴ」シラバス	
【資料 3-2-9】	臨床技能実習評価項目	
【資料 3-2-10】	第 6 回物療祭「卒業研究」発表概要 2017 年度「卒業研究」ポスター発表 2018 年度「卒業研究」ポスター発表	

【資料 3-2-11】	2017 年度前期中間授業アンケート集計結果について 2017 年度後期中間授業アンケート集計結果について 2018 年度前期中間授業アンケート集計結果について 2018 年度後期中間授業アンケート集計結果について	【資料 2-2-11】と同じ
【資料 3-2-12】	2017 年度第 1 回 FD 研修会プログラム 2017 年度第 2 回 FD 研修会プログラム 2018 年度第 2 回 FD 研修会実施報告 2018 年度第 3 回 FD 研修会実施報告	
【資料 3-2-13】	2017 年度前期教員相互授業参観報告書一覧（報告者別） 2017 年度後期教員相互授業参観報告書一覧（報告者別） 2018 年度前期教員相互授業参観報告書一覧（報告者別） 2018 年度後期教員相互授業参観報告書一覧（報告者別）	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	2017 年度 期初授業アンケートの実施について 2018 年度 期初授業アンケートの実施について 2017 年度 中間授業アンケートの実施について 2018 年度 中間授業アンケートの実施について	
【資料 3-3-2】	ポートフォリオ（ディプロマ・ポリシーに対する達成度）	【資料 2-2-4】と同じ
【資料 3-3-3】	2017 年度、2018 年度 国家試験合格率、就職率	
【資料 3-3-4】	FD 研修会	
【資料 3-3-5】	教員相互授業参観	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	大阪物療大学運営会議規則	
【資料 4-1-2】	大阪物療大学教授会規程	
【資料 4-1-3】	教授会の意見を聴くことが必要なものとして定める事項に関する内規	
【資料 4-1-4】	大阪物療大学保健医療学部教務委員会規程	
【資料 4-1-5】	学校法人物療学園組織規程	
【資料 4-1-6】	学校法人物療学園事務分掌規程	
【資料 4-1-7】	学校法人物療学園文書取扱規程	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	学校法人物療学園定年退職者の再雇用に関する規程	
【資料 4-2-2】	学校法人物療学園給与規程	
【資料 4-2-3】	大阪物療大学兼任講師に関する規程	
【資料 4-2-4】	大阪物療大学兼任講師給与規程	
【資料 4-2-5】	学校法人物療学園任期制雇用に関する規程	
【資料 4-2-6】	大阪物療大学教育職員候補者選考規程	
【資料 4-2-7】	大阪物療大学教員選考基準	
【資料 4-2-8】	学校法人物療学園教員業績評価に関する規程	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	SD 研修会記録	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	大阪物療大学個人研究費規程	
【資料 4-4-2】	大阪物療大学公的研究費マニュアル	
【資料 4-4-3】	大阪物療大学における研究活動上の不正防止計画	

【資料 4-4-4】	大阪物療大学における競争的資金等に係る間接経費の取扱いに関する規程	
【資料 4-4-5】	大阪物療大学における競争的資金に係る間接経費の使用に関する内規	
【資料 4-4-6】	誓約書（業者用）	
【資料 4-4-7】	誓約書（研究者用）	
【資料 4-4-8】	学校法人物療学園における契約に係る取引停止等措置要領	
【資料 4-4-9】	大阪物療大学における倫理審査フローチャート	
【資料 4-4-10】	倫理審査申請書	
【資料 4-4-11】	大阪物療大学における人を対象とする研究等倫理審査」に関するチェックシート	
【資料 4-4-12】	研究計画書	
【資料 4-4-13】	大阪物療大学の学術研究に係る行動規範	
【資料 4-4-14】	公的研究費及び研究活動における不正行為についての理解度チェックシート	
【資料 4-4-15】	2017 年度公的研究費及び研究活動における不正行為についての理解度チェックシート回答分析（集計結果） 2018 年度公的研究費及び研究活動における不正行為についての理解度チェックシート回答分析（集計結果）	
【資料 4-4-16】	大阪物療大学科学研究費助成事業取扱規程	
【資料 4-4-17】	科学研究費獲得率	
【資料 4-4-18】	研究者説明会資料	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人物療学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-2】	学校法人物療学園理事会運営規程	
【資料 5-1-3】	学校法人物療学園評議員会運用規程	
【資料 5-1-4】	学校法人物療学園就業規則	
【資料 5-1-5】	大阪物療大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 5-1-6】	大阪物療大学運営会議規則	【資料 4-1-1】と同じ
【資料 5-1-7】	大阪物療大学教授会規程	【資料 4-1-2】と同じ
【資料 5-1-8】	学校法人物療学園監事監査規則	
【資料 5-1-9】	学校法人物療学園公益通報に関する規程	
【資料 5-1-10】	学校法人物療学園内部監査規程	
【資料 5-1-11】	事務関連書類集	
【資料 5-1-12】	大学運営会議議事録（2017 年度）（2018 年度）	
【資料 5-1-13】	教員会議議事録（2017 年度）（2018 年度）	
【資料 5-1-14】	事務連絡会メモ（2018 年度）	
【資料 5-1-15】	中・長期計画（2016 年 9 月）	【資料 1-1-13】と同じ
【資料 5-1-16】	事務連絡（2018 年度）	
【資料 5-1-17】	学校法人物療学園個人情報保護に関する規程	
【資料 5-1-18】	大阪物療大学ハラスメントの防止等に関する規程	【資料 2-4-10】と同じ

【資料 5-1-19】	大阪物療大学保健医療学部倫理委員会規程	
【資料 5-1-20】	学生便覧・履修要項 2017 p.13 学生便覧・履修要項 2018 p.13	【資料 F-5】と同じ
【資料 5-1-21】	大阪物療大学危険等発生時対処要領	
【資料 5-1-22】	大阪物療大学消防計画	
【資料 5-1-23】	2018 年度第 2 回 SD 研修 普通救命救急講習 (AED 講習) 記録	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人物療学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-2-2】	学校法人物療学園理事会運営規程	【資料 5-1-2】と同じ
【資料 5-2-3】	学校法人物療学園理事の職務分担に関する内規	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	大阪物療大学運営会議規則	【資料 4-1-1】と同じ
【資料 5-3-2】	大阪物療大学教授会規程	【資料 4-1-2】と同じ
【資料 5-3-3】	教員会議議事録 (2017 年度) (2018 年度)	【資料 5-1-13】と同じ
【資料 5-3-4】	学校法人物療学園組織規程	【資料 4-1-5】と同じ
【資料 5-3-5】	学校法人物療学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-3-6】	学校法人物療学園監事監査規則	【資料 5-1-8】と同じ
【資料 5-3-7】	学校法人物療学園内部監査規程	【資料 5-1-10】と同じ
【資料 5-3-8】	学校法人物療学園評議員会運用規程	【資料 5-1-3】と同じ
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	中・長期計画 (2016 年 9 月)	【資料 1-1-13】と同じ
【資料 5-4-2】	2017 年度及び 2018 年度計算書類	【資料 F-11】と同じ
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人物療学園経理規程	
【資料 5-5-2】	学校法人物療学園固定資産及び物品管理規程	
【資料 5-5-3】	学校法人物療学園経理規程施行細則	
【資料 5-5-4】	2017 年度及び 2018 年度学校法人物療学園監事監査計画	
【資料 5-5-5】	学校法人物療学園内部監査規程	【資料 5-1-10】と同じ
【資料 5-5-6】	監査報告書	【資料 F-11】と同じ

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	大阪物療大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 6-1-2】	大阪物療大学運営会議規則	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	大学ホームページ「自己点検評価書」 http://www.butsuryo.ac.jp/gakuen/ninsho/	
【資料 6-2-2】	大阪物療大学 IR ワーキンググループ内規	
【資料 6-2-3】	国家試験過去問学習用アプリ達成率	

【資料 6-2-4】	模試成績集計データ一覧表示	
【資料 6-2-5】	国家試験模擬試験等自己分析振り返りシート	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	大阪物療大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 6-3-2】	大阪物療大学運営会議規則	【資料 4-1-1】と同じ
【資料 6-3-3】	大阪物療大学保健医療学部大学評価委員会規程	

基準 A. 医療人育成

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 診療放射線技師の育成		
【資料 A-1-1】	基礎ゼミナール資料	
【資料 A-1-2】	専門基礎科目実験 実習書	
【資料 A-1-3】	放射線技術学実習Ⅰ 実習書	
【資料 A-1-4】	放射線技術学実習Ⅱ 実習書	
【資料 A-1-5】	放射線技術学実習Ⅲ 実習書	
【資料 A-1-6】	放射線技術学実習Ⅳ 実習書	
【資料 A-1-7】	放射線技術学実習Ⅴ 実習書	
【資料 A-1-8】	2017年度・2018年度 学内実習項目	
【資料 A-1-9】	2017年度「臨床実習」学生配置 2018年度「臨床実習」学生配置	
【資料 A-1-10】	2017年度「臨床実習指導者要綱」 2018年度「臨床実習指導者要綱」	
【資料 A-1-11】	2018年度「臨床実習」終了報告書	
【資料 A-1-12】	臨床実習手引き	
【資料 A-1-13】	臨床実習日誌	
【資料 A-1-14】	挨拶訪問様式	
【資料 A-1-15】	巡回訪問様式	
【資料 A-1-16】	お礼訪問様式	
【資料 A-1-17】	臨床実習指導者連絡会案内	
【資料 A-1-18】	「ゼミナール」「総合演習」「特論」シラバス	
【資料 A-1-19】	模擬試験実施日程	

基準 B. 社会連携・社会貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
B-1 大学が持っている資源による社会連携・社会貢献		
【資料 B-1-1】	施設等使用願	
【資料 B-1-2】	マンモグラフィ講習会関連資料	
【資料 B-1-3】	「SAKAI 子育てつながりフォーラム」資料	

【資料 B-1-4】	2017 年度 出張講義一覧	
【資料 B-1-5】	2018 年度 出張講義一覧	
【資料 B-1-6】	2017 年度 堺市後援名義 許可申請書類	
【資料 B-1-7】	2017 年度 堺市後援名義 使用承認書類	
【資料 B-1-8】	2018 年度 堺市後援名義 許可申請書類	
【資料 B-1-9】	2018 年度 堺市後援名義 使用承認書類	
【資料 B-1-10】	2017 年度 第 13 回市民公開講座リーフレット	
【資料 B-1-11】	2017 年度 第 14 回市民公開講座リーフレット	
【資料 B-1-12】	2018 年度 第 15 回市民公開講座リーフレット	
【資料 B-1-13】	2018 年度 第 16 回市民公開講座リーフレット	
【資料 B-1-14】	2017 年度 第 13 回市民公開講座 講演資料	
【資料 B-1-15】	2017 年度 第 14 回市民公開講座 講演資料	
【資料 B-1-16】	2018 年度 第 15 回市民公開講座 講演資料	
【資料 B-1-17】	2018 年度 第 16 回市民公開講座 講演資料	

基準 C. 研究活動・学界活動

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
C-1. 研究活動・学界活動		
【資料 C-1-1】	研究活動情報一覧（論文）	

大阪物療大学
自己点検・評価報告書
2019年6月発行

編集 大阪物療大学 大学評価委員会
発行 大阪物療大学
〒593-8328 大阪府堺市西区鳳北町 3-33
TEL. 072-260-0088 (代表)
FAX. 072-260-0011
